

平成 28 年度
八王子市包括外部監査の結果報告書
(その 2 保健所分)

平成 28 年 11 月
八王子市包括外部監査人
弁護士 戸井田 哲夫

第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について

保健所へのヒアリングで感じたことだが、保健所は全体的に活気があり、取り分け活力があるように思えた。

保健所の業務上、八王子の外れまで足を運んで、検査や指導をしなければならないことも多いが、「往復の時間が無駄にならないように、出来るだけついでに回るようにしています。」といった話もあった。これは、最少経費最大効果原則そのもので、監査人として好ましいものと感じた。

保健所は交通の便が良い場所にあるので、市民の来所も多く、服薬指導など現に顔を合わせるべき業務については、「市民の方に来て頂けるのは、ありがたいと思っています。」との話も、記憶に残っている。

しかし、要綱について監査を行ったところ、保健所政令市への移行前の東京都が制定した要綱をそのまま引用しているものが大半であった。これにより、保健所政令市、及び中核市への移行によって権限が移譲されたにも関わらず、八王子市の地域性や独自性を発揮した事業が十分に展開されているのか疑念を持たざるを得ないのも事実であった。

保健所は、感染症対策など広域的行政の側面を持つため、東京都内の他の保健所と足並みを揃えなければならない部分が多いことは理解できる。しかし、東京都と全く同じ保健所行政を行うのでは、なんのための保健所政令市であり、中核市なのかということになる。医療保険部と健康部（保健所）の役割分担と連携、現場サイドにおける保健福祉センターや子ども家庭支援センターなどの各施設との役割分担と連携なども含め、自前の保健所を持つ八王子市ならではの保健医療行政が、今以上に展開されて然るべきとの印象を受けたところである。

保健所政令市への移行後、まもなく10年を迎えるにあたり、中核市として、更なる保健所行政の充実を期待する。

1 保健所業務について

保健所における要綱行政について、全体的な視点及び個別要綱に基づく業務運営の観点から監査を実施した。

現在、保健所業務を所掌しているのは健康部であり、健康政策課、生活衛生課、保健対策課から構成されている。

（1）健康政策課の業務内容

監査対象とした健康部が所掌する60要綱のうち、13要綱については健康部健康政策課を所管としている。

健康政策課の分掌事務は、次のとおりとなっている。

- ① 地域保健の企画及び調整に関すること。

- ② 保健衛生の統計及び調査に関すること。
- ③ 保健所の管理及び運営に関すること。
- ④ 健康づくりの推進に関すること。
- ⑤ 食育の推進に関すること。
- ⑥ 医療安全支援センターの運営に関すること。
- ⑦ 予防接種に関すること。
- ⑧ 保健師活動の推進（他の部課に属するものを除く。）に関すること。
- ⑨ 部の庶務に関すること。
- ⑩ 部内他の課に属しない事項に関すること。

平成 27 年 3 月 31 日現在、健康政策課には課長以下 16 名が配属され、うち予防接種担当として 6 名、健康づくり担当 3 名、保健栄養担当 3 名、企画調整庶務担当 4 名の職員がそれぞれの事務にあたっている。

八王子市予防接種事故災害補償要綱などの監査対象要綱に関連する各事務の平成 27 年度実績は下表「分野別に区分した要綱関連事務の平成 27 年度実績（健康政策課）」のとおりであった。

分野別に区分した要綱関連事務の平成 27 年度実績（健康政策課）

分野	要綱	平成27年度実績
健康教育	生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱	健康教育事業333回実施 健康相談事業222回実施 不妊・不育症相談事業 総利用者数7名
健康づくり	八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱	養成講座1回開催（4日間） フォローアップ講座1回開催（1日間） サポーター登録者数32名
	「はちおうじ健康づくり推進協議会」健康づくり事業補助金交付要綱	44団体により協議会を構成 補助金交付総額1,999千円
保健栄養	八王子市食育推進会議開催要綱	会議を4回開催
	はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱	雨天中止のため開催せず 事業負担金交付額は219千円
	八王子市食育サポーター事業実施要綱	学生サポーター3名、派遣人員延べ2名 一般サポーター17名、派遣人員延べ50名
	「はちおうじヘルシーメニュー登録店」事業実施要綱	飲食店等の登録件数58件 リーフレット作成8,000部

分野	要綱	平成27年度実績
予防接種	八王子市予防接種事故災害補償要綱	申請件数、補償件数ともに実績なし
	平成27年度八王子市予防接種費助成要綱	定期予防接種95件3,060千円 高齢者予防接種67件182千円
	八王子市ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する支援実施要綱	申請件数、給付決定件数ともに1件
	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱	定期接種の助成件数9,144件 任意接種の助成件数1,907件

(2) 生活衛生課の業務内容

監査対象とした健康部が所掌する60要綱のうち、28要綱については健康部生活衛生課を所管としている。

生活衛生課の分掌事務は、次のとおりとなっている。

- ① 環境衛生に関すること。
- ② 食品衛生に関すること。
- ③ 食品表示法に関すること。
- ④ 特定給食施設等に関すること。
- ⑤ 医事及び薬事に関すること。
- ⑥ 狂犬病予防（他の部課に属するものを除く。）に関すること。
- ⑦ 動物の愛護及び管理に関すること。
- ⑧ 犬の鑑札及び注射済票の交付（他の部課に属するものを除く。）に関すること。

平成27年3月31日現在、生活衛生課には課長以下27名が配属され、うち環境衛生担当として7名、食品衛生担当として10名、医薬指導担当として4名、庶務・動物衛生担当として6名の職員がそれぞれの事務にあたっている。主な業務内容の詳細は下記のとおりである。

ア 環境衛生に関する事務について

環境衛生事業は、理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境

IV部 監査結果の指摘及び意見

を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。環境衛生関連施設の届け出と監視指導にかかる平成 27 年度実績は下表「環境衛生関係施設についての実績（平成 27 年度）」のとおりであった。

環境衛生関係施設についての実績（平成27年度）

区分	施設数	各種届出数			監視指導 件数
		新規	廃止	諸届	
理容所	317	14	15	32	161
美容所	690	43	29	141	381
クリーニング	310	11	13	3	21
公衆浴場	42	4	1	17	56
旅館業	64	4	4	11	71
興行場	26	-	-	5	15
プール	24	14	14	14	46
水道施設	3,067	12	99	108	98
温泉利用施設	12	3	1	7	25
墓地等	1,665	1	2	1	10
特定建築物	173	3	-	78	19
コインオペレーションクリーニング	61	3	1	-	10
飲用に供する井戸等	834	-	1	-	4
合計	7,285	112	180	417	917

イ 食品衛生の要綱に基づく関する事務について

飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これらの施設に対する監視指導、食中毒を起こしやすい業種の重点監視及び市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施している。また、衛生講習会を実施し、食品関係営業者等の衛生知識の普及向上に努めている。

八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱に関連し、食品衛生法第 52 条に規定する都道府県知事等に営業許可を受けなければならない営業施設、許可数、監視指導件数は下表「食品衛生法第 52 条に規定する営業についての実績」

Ⅳ部 監査結果の指摘及び意見

のとおりであった。対象となる営業所数は全体として減少傾向にあるが、特に喫茶店営業及び乳類販売業の減少が目立っている。

食品衛生法第52条に規定する営業についての実績

区分	営業所数			平成27年度			
	平成25 年度末	平成26 年度末	平成27 年度末	営業許可		廃業数	監視件数
				新規	更新		
飲食営業	4,923	4,911	4,908	514	607	517	1,715
喫茶店営業	706	698	674	54	98	78	138
菓子製造業	724	721	701	66	87	86	269
あん類製造業	3	3	3	-	1	-	3
アイスクリーム類製造業	64	59	63	7	7	3	21
乳類販売業	1,004	986	920	86	107	152	310
食品販売業	486	481	467	52	46	66	189
魚介類販売業	497	492	474	65	54	83	211
その他	188	180	183	9	36	6	169
合計	8,595	8,531	8,393	853	1,043	991	3,025

※ 食品取扱施設の営業許可は査定により5年から8年の有効期間が決定される。
なお、移動及び臨時営業など一部の営業については一律5年とされている。

※ 「監視」とは、食中毒など食品衛生上の危害を防止するために、食品衛生法に基づいて、営業施設等への立入検査や食品衛生に関する指導を行うことをいう。

ウ 医事・薬事に関する事務について

医療機関等の許認可・監視指導、薬局等の許認可・監視指導、毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導、医療資格者の免許事務などを行っている。

八王子市衛生検査所精度管理非常勤専門委員設置要綱に関連し、医事関連施設の届け出と監視指導にかかる平成27年度実績は下表「医事関連施設数及び監視指導件数（平成27年度）」のとおりであった。

医事関連施設数及び監視指導件数（平成27年度）

区分	施設数	各種届出数			監視指導
		新規	廃止	諸届	
病院	40	0	0	94	3
一般診療所	379 (162)	31	25	249	62
歯科診療所	285	7	3	132	23

IV部 監査結果の指摘及び意見

区分	施設数	各種届出数			監視指導
		新規	廃止	諸届	
助産所	14 (4)	0	0	0	1
衛生検査所	6	0	1	23	6
施術所（あま指、はり、灸）	300	18	10	62	22
施術所（柔道整復）	152	13	7	45	10
出張施術業務者	268	27	13	0	0
医療類似行為	0	0	0	0	0
歯科技工所	83	3	2	12	5
合計	1,527	99	61	617	132

※カッコ内の数値は病床数である。

※「あま指」はあんまマッサージ指圧師の略である。

エ 動物衛生に関する事務について

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を行うほか、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施している。また、飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度」を実施している。

八王子市動物愛護推進員設置要綱などの監査対象要綱に関連し、犬の捕獲・収容及び犬・猫の引取り等にかかる直近実績は以下のとおりであった。

犬の捕獲・収容及び犬・猫の引取り等にかかる実績

（単位：頭）

年 度	犬の捕獲 収容数		引き取り数								負傷動物収容数					
			飼い主から				拾得者から									
	成 犬	子 犬	犬		猫		犬		猫		犬		猫		そ の 他	
			成 犬	子 犬	成 猫	子 猫	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫	成 犬	子 犬	成 猫	子 猫		
26	9	—	7	—	—	—	59	—	1	75	3	—	37	8	2	
27	6	—	3	—	—	—	45	—	—	33	3	—	32	9	—	

（3）保健対策課の業務内容

監査対象とした健康部が所掌する 60 要綱のうち、19 要綱については保健対策課を所管としている。

保健対策課の分掌事務は、次のとおりとなっている。

- ① 感染症その他の疾病の予防に関すること。
- ② 難病対策に関すること。
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉（他の部課に属するものを除く。）に関するこ

と。

- ④ 母子保健の推進（他の部課に属するものを除く。）に関すること。
- ⑤ 保健事業の医療費助成に関すること。

平成 27 年 3 月 31 日現在、保健対策課には課長以下 29 名が配属され、うち地域保健担当として 13 名、保健対策担当として 9 名、感染症対策担当として 7 名の職員がそれぞれの事務にあたっている。

八王子市未熟児養育医療助成実施要綱などの監査対象要綱に関連する各事務の平成 27 年度実績は下表「分野別に区分した要綱関連事務の平成 27 年度実績（保健対策課）」のとおりであった。

分野別に区分した要綱関連事務の平成27年度実績（保健対策課）

分野	要綱	平成27年度実績
感染症予防対策	八王子市感染症予防連絡会設置要綱	予防連絡会の開催1回
	八王子市小児感染症サーベイランス検討会開催要綱	検討会1回開催
	八王子小児感染症サーベイランス事業実施要綱	14の定点医療機関から、小児感染症発生等に関わる情報を得て、それを週単位にてホームページ上で公表
	八王子市私立学校等結核予防費補助金交付要綱	21,457人に対して7,160千円の補助
	八王子市結核患者に対する医療機関等DOTS事業実施要綱	DOTS（直接服薬確認療法）を10人に対して延べ121回実施
	八王子市エイズ・ピア・エデュケーション事業実施要綱	エイズ・ピア・エデュケーター35人
精神保健福祉	八王子市地域精神保健医療福祉推進会議開催要綱	会議を1回開催
特殊疾病対策	八王子市在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業実施要綱	25件の支援計画書作成
医療費助成	八王子市小児慢性特定疾病医療費支給制度に係る指定医研修実施要綱	2名
	八王子市未熟児養育医療助成実施要綱	77件の助成
	八王子市自立支援医療（育成医療）事業実施要綱	54件の助成
	八王子市療育給付事業実施要綱	実績なし

分野	要綱	平成27年度実績
医療費助成	八王子市小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱	447件の支援
	八王子市小児慢性特定疾病児童手帳交付事業実施要綱	445件
	八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	3件
	八王子市妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱	1件の助成
	八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	710件の支援

2 全体的な視点からの考察・提言

(1) 衛生手数料について

監査対象とした要綱に基づく事務を鳥瞰すると、市民又は第三者の義務・負担に係る事項を規律する要綱の定めは、食品衛生を中心とした衛生手数料に関するものが非常に多い。なかでも、八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱については、食品衛生許可全体にかかわる要綱であることに着目し、事務事業に係る経費を積算したところ以下のとおりであった。

要綱名	事務事業に係る経費と収入
八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱	食品衛生許可等にかかる手数料収入は、平成 27 年度において 25,463 千円となっている。各営業許可申請にかかる標準的な所要時間（申請の種類ごとに 40 分から 370 分）に平成 27 年度の年間取扱件数実績 2,164 件及び人件費の平均単価（1 人日あたり 33 千円）を乗じたところ、食品衛生許可等にかかる直接原価（＝直接人件費）は 29,022 千円となる。

以上のとおり、積算の結果、直接人件費が手数料収入を上回っている状況であったことから、衛生手数料について、より具体的な考察を行うこととした。

そもそも、衛生関係の営業許可に際し市が徴収する手数料は、「八王子市保健所関係手数料条例」にて定められており、同条例は市が保健所政令市になった平成 19 年 4 月 1 日に施行されたものである。同条例に定める申請手数料の各金額は、保健所政令市への移行以前の東京都における手数料体系を受け継いでいるとのことである。

他方、各申請事務の標準的な作業時間数につき所管課からの回答を得て、取扱件数の多い代表的な衛生手数料につき、年間取扱件数及び人件費の平均単価を乗じたところ、次表「主な衛生手数料の取扱件数・直接人件費・手数料収入」のとおりであった。

Ⅳ部 監査結果の指摘及び意見

主な衛生手数料の取扱件数・直接人件費・手数料収入

手数料の名称	取扱状況			直接人件費（円）		手数料収入（円）		差額（円）		充足率（%）
	所要時間（分）	取扱件数		1件あたり	H27年度総額	1件あたり	H27年度総額	1件あたり	H27年度総額	
		H26（件）	H27（件）							
理容所の検査	349	4	14	24,705	345,873	24,000	336,000	△705	△9,873	97.1
美容所の検査	349	53	45	24,705	1,111,734	24,000	1,080,000	△705	△31,734	97.1
クリーニング所検査	349	14	11	24,705	271,757	24,000	264,000	△705	△7,757	97.1
飲食店営業許可	280	434	459	19,821	9,097,742	18,300	8,399,700	△1,521	△698,042	92.3
同上（移動・臨時）	120	26	29	8,495	246,344	6,500	188,500	△1,995	△57,844	76.5
飲食店営業許可更新	150	529	543	10,618	5,765,726	8,900	4,832,700	△1,718	△933,026	83.8
同上（移動・臨時）	80	31	77	5,663	436,057	4,500	346,500	△1,163	△89,557	79.5
飲食店営業許可（自動販売機）	120	14	17	8,495	144,409	7,800	132,600	△695	△11,809	91.8
同上更新	110	0	1	7,787	7,787	5,100	5,100	△2,687	△2,687	65.5
喫茶店営業許可	250	15	11	17,697	194,668	15,800	173,800	△1,897	△20,868	89.3
喫茶店営業許可（自動販売機）	120	58	39	8,495	331,290	7,200	280,800	△1,295	△50,490	84.8
喫茶店営業許可更新	140	9	3	9,910	29,731	8,200	24,600	△1,710	△5,131	82.7
喫茶店営業許可更新（自動販売機）	110	61	104	7,787	809,821	5,100	530,400	△2,687	△279,421	65.5
菓子製造業許可	290	53	59	20,529	1,211,192	21,600	1,274,400	1,071	63,208	105.2
同上更新	180	75	63	12,742	802,742	14000	882,000	1,258	79,258	109.9
乳類販売業許可	240	72	75	16,989	1,274,194	15,800	1,185,000	△1,189	△89,194	93
同上更新	150	87	66	10,618	700,806	8,200	541,200	△2,418	△159,606	77.2
薬局開設許可	480	13	18	33,978	611,613	34,100	613,800	122	2,187	100.4
同上更新	175	14	57	12,388	706,116	12,700	723,900	312	17,784	102.5
高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可	470	22	27	33,271	898,306	34,100	920,700	829	22,394	102.5
同上更新	230	8	13	16,281	211,658	12,400	161,200	△3,881	△50,458	76.2
食品製造業等許可	250	118	126	17,697	2,229,839	13,200	1,663,200	△4,497	△566,639	74.6
同上更新	150	130	99	10,618	1,051,210	7,800	772,200	△2,818	△279,010	73.5
犬の登録（鑑札の交付含む。）	26	689	700	1,841	1,288,351	3,000	2,100,000	1,159	811,649	163
狂犬病予防注射済票交付	20	578	596	1,416	843,799	550	327,800	△866	△515,999	38.8

※ 所要時間及び取扱件数は所管課からの回答に依る。

※ 直接人件費については職員の時間単価を4,247円（手当・法定福利費を含む）と仮定した。

ア 食品衛生関係手数料全般について

上記「主な衛生手数料の取扱件数・直接人件費・手数料収入」の取扱件数、直接人件費、手数料収入の表のうち、飲食店営業から乳類販売業許可までの食品衛生関係の手数料は全般的に設定されている手数料が直接人件費を下回る傾向が見られたが、個別具体的に考察した場合、業種と直接人件費充足率にバラツキが見られた。

菓子製造業の新規営業許可手数料 21,600 円は、直接人件費として積算した 20,529 円を上回っており、手数料の直接人件費充足率は 105.2%と計算された。ところが、飲食店営業（自動販売機）の更新営業許可手数料 5,100 円は、直接人件費として積算した 7,787 円を下回っており、手数料の直接人件費充足率は 65.5%に留まっていた。しかし、ヒアリングを通じては、食品衛生という同一の行政事務にあって、業種や様態により受益者の手数料負担割合が大きく異なる積極的な理由は見いだせなかった。

イ 狂犬病予防注射済票交付手数料

当該手数料は 1 件あたり 550 円として設定されているが、直接人件費の積算額は 1,416 円となった。手数料の直接人件費充足率はわずか 38.8%であり、他の手数料と比較して相対的にかなり低い状況にある。所管課によると、狂犬病予防注射済票の交付は毎年行うものであることから、一度だけ行えば良い犬の登録（鑑札の交付）と異なるほか、獣医への委託や各事務所での実施分もあり、保健所が直接取り扱っている件数は全体の一部である。しかしながら、受益者負担を鑑みて現行手数料が妥当であるのかどうかについて、獣医へ委託している部分を含めて、より詳細に検討する余地があると考えられる。

（意見）衛生手数料の見直しについて

市は、保健所政令市になって、まもなく 10 年を迎える。各行政事務に係る事務負担や受益者に負担させるべき割合についての基礎的知見は積み重ねられてきていると考えられる。一方で、東京都内における保健所として、他施設との均衡や広域行政の観点から配慮すべき点があることも一定程度は理解できる。しかしながら、保健所政令市としての独自性の発揮や事務効率化は積極的に進めるべきであり、衛生手数料全体についての考え方を取りまとめ、手数料体系の見直しを行う必要性が高いものとする。現在、八王子市では、受益者負担のあり方について全庁的な視点から見直しを検討していることを踏まえ、適正化が図られることを期待する。

（2）保健増進にかかる目標管理について

保健所の使命はすべての住民の健康を守り増進することであり、監査過程を通じて多数の要綱に触れる中で、その役割の重要性を再認識したところである。八王子市では、平成 19 年に東京都から移管を受けた当初、その実施体制については、健康福祉部の保健担当部長の管轄組織とされたが、平成 25 年度に責任の所在と指揮命令系統の明確化のため福祉部、医療保険部、健康部の 3 部体制へと移行し、健康部が保健所とイコールの状態となっており現在に至っている。

また、八王子市は、平成 19 年の保健所政令市への移行後、保健医療体制の充実・強化に努めてきたところであるが、更なる充実・強化に向け、平成 25 年度～平成 29 年度を期間とした第 2 期八王子市保健医療計画を策定している。この計画では、「いつまでも元気で健康的な生活を送るために」という保健の視点と「健康を損なったとき、健康回復に向けた支援のために」という医療の視点の両眼から具体的な施策や取り組みを明らかにしている。保健にかかる計画の体系は下表「第 2 期保健医療計画の骨子（保健部分）」のとおりである。

第2期保健医療計画の骨子（保健部分）

基本目標	施策	取組み	目標
みんなで・楽しく・継続できる健康づくりの推進	健全な生活習慣の確立	No. 1 規則正しい食生活の推進	朝食を毎日食べている幼児の割合 100% 朝食を毎日食べる人の割合を増やす
		No. 2 運動習慣の普及	週 1 回以上運動している成人の割合 50%
		No. 3 規則正しい生活リズムの習得	夜 10 時以降に寝る 3 歳児の割合を減らす
		No. 4 人と地域とのつながりによる健康づくりの推進	地域や職場などでの健康づくりに関する学習や活動に参加する人の割合 20% 以上
		No. 5 健康づくりサポーターの育成	地域で活動するサポーターを増やす
		No. 6 高齢期の健康づくりの推進（介護予防の推進）	健康づくりのため、スポーツや体操などの健康活動や地域活動に参加している高齢者を増やす
	生活習慣病予防の推進	No. 7 飲酒に対する正しい知識の普及啓発	未成年者の飲酒 0% 多量飲酒者を減らす
		No. 8 受動喫煙対策、禁煙支援	妊婦、授乳中の喫煙率 0% 未成年者の喫煙率 0% 成人の喫煙率を下げる
		No. 9 生活習慣病などの疾病予防の推進	メタボリックシンドローム該当者、予備群の割合 25% 減少（平成 20 年度比）
		No.10 特定健康診査、特定保健指導の実施	特定健康診査受診率 60% 特定保健指導実施率 60%
		No.11 妊産婦、乳幼児健康診査における育児、健康への支援	乳幼児健診の受診率を上げる。 未受診者の把握率を上げる。

IV部 監査結果の指摘及び意見

基本目標	施策	取組み	目標
みんなで・楽しく・継続できる健康づくりの推進	こころの健康に取組み、自分なりの幸福を実感し、こころ豊かな生活の推進	No.12 こころの健康と病気の予防について知識の普及啓発	自分なりのストレス解消法がある人の割合 80%
		No.13 こころの不調に早期に対応できる支援	乳幼児期の母の気持ちをおおむね良いと答える割合を上げる ゲートキーパー養成講習会を窓口職員や保健福祉施設職員等を対象に拡大、充実させる
		No.14 働き盛りのうつ対策	不安や悩み、苦労などによるストレスを感じる人を減らす
	生涯にわたる歯・口腔の健康づくりの推進	No.15 口腔保健の普及啓発	1日1回5分以上の時間をかけて毎日歯みがきをする人の割合 70%
		No.16 口腔疾患の予防と機能の維持向上支援など	う蝕のないものの割合を上げる
		No.17 口腔保健支援センターの設置	(記載なし)
	女性の健康づくりと女性特有の疾病に対する支援	No.18 女性の健康づくりに関する普及啓発	乳がん検診、子宮頸がん検診受診率(69歳まで) 50%
		No.19 乳がん、子宮がんに関する知識の普及啓発と予防、検診	乳がん検診、子宮頸がん検診受診率(69歳まで) 50%
		No.20 特定不妊治療費助成	(記載なし)
	がんの予防と早期発見の推進	No.21 がん検診などの実施	科学的根拠に基づくがん検診を実施 都内区市で精密検査の受診率 1位 がん検診の質の高さを示す各指標の目標値クリア 国のがん検診チェックリストの遵守率 100% がん検診受診率を上げ続ける 胃がん、肺がん、大腸がんの受診率(69歳まで) 40% 乳がん、子宮頸がんの受診率(69歳まで) 50% 肝炎ウイルス検診の既受診率を上げる 成人の喫煙率を下げる
			No.22 がん予防対策(喫煙・受動喫煙対策)
		No.23 がん教育の実施	(記載なし)

IV部 監査結果の指摘及び意見

基本目標	施策	取組み	目標
安全な生活を安心して送れる環境づくりの推進	安全・安心で快適な衛生環境づくり	No.24 食の安全の推進	重点監視施設は、年2～4回以上監視立入調査の実施 その他の施設は、更新時まで1回以上監視立入調査の実施 監視指導予定件数 5,500 件
		No.25 生活衛生関連営業施設の衛生水準の向上	環境衛生関係施設監視指導の充実
		No.26 居住環境改善などの相談	相談の充実
		No.27 飲料水の安全確保	(記載なし)
		No.28 アレルギー疾患対策の推進	(記載なし)
	薬の安全、薬物乱用防止対策、家庭用品の安全確保	No.29 薬や家庭用品の安全確保対策	(記載なし)
		No.30 薬物乱用防止対策	(記載なし)
	感染症の予防と対応	No.31 予防接種の推進	予防接種率の向上 麻しん予防接種率 100%
		No.32 施設における感染症集団発生の予防	(記載なし)
		No.33 結核患者の療養支援と二次感染予防の充実	結核罹患率 12.6
		No.34 HIV／エイズを含む性感染症の予防のための普及啓発と早期発見の推進及び感染者に配慮した地域づくり	(記載なし)
		No.35 新型インフルエンザを含む新興感染症対応の構築	(記載なし)
	人と動物が共生するまちづくりの推進	No.36 動物愛護思想と適正飼養の普及啓発	狂犬病予防注射接種率を上げる 咬傷事故を減らす
		No.37 飼い主のいない猫対策	子猫の引き取り頭数 150頭以下
		No.38 市民と動物の安全確保の推進	講演会などを通じて、災害時におけるペットの防災対策について普及啓発の充実を図る
	健康を支える環境整備	No.39 保健福祉施設の充実	(記載なし)
		No.40 検査施設の充実	(記載なし)
		No.41 動物飼養管理施設の充実	(記載なし)
		No.42 人材育成	健康づくりサポーター、食育サポーター等地域で活動する 団体や人材を増やし、資質の向上を図る 薬物乱用防止推進サポーターなどを育成する

上表「第2期保健医療計画の骨子（保健部分）」のとおり、保健医療計画（保健部

分) の取組み 42 項目のうち 13 項目については目標の記載がなされていなかった。また、目標についての記載がある取組みのうち 13 項目については定性的な情報のみであり、定量的な目標値は示されていなかった。

また、目標が掲げられている個別の取組みについて、その後の進捗を確かめたところ、興味深い状況にあった。具体的には、「No.25 生活衛生関連営業施設の衛生水準の向上」は、八王子市建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱に関連する取組みであるが、計画内において環境衛生関係施設監視指導件数（平成 23 年度）実績 745 件であるところ、環境衛生関係施設監視指導の充実を目標として掲げている。平成 27 年度の監視指導件数は 917 件に及び、平成 23 年当時に比して 2 割以上も増加しているが、目標がすでに達せられているのかどうかは、目標数値が示されていたため判然としない。

「No.24 食の安全の推進」とした取組は、八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱に基づく事務であり、計画内における監視指導予定件数は 5,500 件（平成 23 年度 4,738 件）を目標としている。しかし、監視指導件数の実績は年々減少しており、平成 27 年度の監視指導件数は 3,670 件に留まっている。

食品監視件数の推移

(単位：件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
食品衛生法第 52 条に規定する営業	3,914	3,699	3,566	3,247	3,025
食品製造業等取締条例に規定する営業	418	512	498	339	348
食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）	406	373	309	510	297
合 計	4,738	4,584	4,373	4,096	3,670

これらを踏まえて以下に意見する。

（意見 1）目標の進捗管理について

第 2 期計画に掲げる「No.24 食の安全の推進」のように、具体的な数値目標を定めながらも、その後の実績はむしろ計画立案時より後退するなど、立案した目標に対する進捗管理が十分に行われているのか疑われる事例が存在する。このような状況にあるのは、透明性を確保した進捗管理がなされていないことが要因の一つである。目標に対する十分な進捗管理を行わなければ、時間とコストを掛けて作成した計画が活かされないことになることから、策定した目標に対する毎年度の実績と対

応方針を公表し、進捗管理を徹底されたい。

（意見 2）目標設定について

所管課へのヒアリングでは、今後、平成 30 年度以降の第 3 期計画策定作業が本格化することであるが、いわゆる 2025 年問題（団塊の世代が後期高齢者に達することにより、社会保障費の急増などが懸念される問題）を控え、現行計画に掲げる「いつまでも元気で健康的な生活を送るために」という考え方は、単に市民目線に立った行政サービスの提供というだけでなく、市財政の観点からも非常に重要性の高いものである。第 2 期保健医療計画（保健部分）の取組み全 42 項目のうち数値目標が示されているのは 16 項目に過ぎず、なかでも「安全な生活を安心して送れる環境づくりの推進」という基本目標に区分される取組みでは全 19 項目のうち数値目標が示されているのは僅か 4 項目であった。所管によると、第 2 期保健医療計画の数値目標の設定にあたっては、基本的には設定するという考えのもと、「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」※に示されている指標等を参考に、取組項目の担当所管において設定できるものは設定したとのことではあったが、数値目標が示されていない取組みが多かったことは否めない。益々高まる保健行政の役割を鑑みたとき、数値目標をしっかりと定め、着実な取組みを推進することが有効であることから、次期計画においては、現在、数値目標が示されていない取組みについても出来る限り定量的な目標を定めることを要望する。

※ 健康増進法に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を、より具体的な計画として策定したものである。平成 25 年度からは「21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21（第 2 次））」の期間となっている。

3 各論

保健所関係の要綱のうち、社会情勢等を踏まえ要綱に基づく事務事業の適正性を掘り下げて検討した要綱を除く 59 の要綱について、監査を行った結果を述べる。なお、考察については、監査対象とした要綱数が膨大であるため、上位法との関係性を中心に行った。

監査を行った結果、「指摘」または「意見」とした事項について、分類すると下記のとおりである。なお、詳細な監査内容については、要綱ごとに後に記載している。

（1）規定内容に重大な誤りがあり改善が必要な事項

規定内容がその根拠となる法令または関係規則と整合性が取れていない、本来定めるべき営業施設の「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を定めていない、など、ただちに是正すべき事項が 8 要綱 8 事項に存在した。

①法律で求められている条例規定の未整備の是正

- 該当要綱 ア 八王子市移動営業（引車）の取扱要綱
イ 八王子市行事における臨時営業等の取扱要綱
ウ 八王子市自動車による食品営業に係る営業許可等の取扱要綱
エ 八王子市飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する取扱要綱
オ 八王子市特定保存温度帯で保管される弁当の自動販売機の取扱要綱

指摘事項（要旨）

要綱で規定している「公衆衛生上講ずべき措置の基準」（施設の周辺を清潔に保つことなどの基準）は、上位法である食品衛生法によって条例で定めることと規定されている。しかし、東京都の基準をそのまま準用しており、基準の根拠規定がない違法状態であるため、公衆衛生上講ずべき措置の基準を条例により制定すべきである。

②根拠法又は上位規則と整合が図れていない規定の是正

- ア 該当要綱 八王子市環境衛生関係不利益処分取扱要綱

指摘事項（要旨）

要綱第3条は、旅館やクリーニング店などの施設において環境衛生規定に違反があった場合の処分について定めている。要綱では「違反があった場合」を「一定の場合」としているが、上位法の1つであるクリーニング業法第10条の2は、違反があった場合必ず処分を行う旨を規定している。クリーニング業法第10条の2に定める措置命令については、法に忠実に、違反があった場合には措置命令をする、と規定すべきである。

- イ 該当要綱 八王子市飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付要綱

指摘事項（要旨）

八王子市補助金等の交付の手続等に関する規則では、補助金交付決定が取り消された場合、市長は「返還を命ずるものとする」と必要的な規定になっている。これに対し、要綱第8条は、不正の手段によって助成金の交付を受けた場合には、市長は、「助成金を返還させることができる」と規定しており、助成金の返還請求は任意的なものになっている。上位規則である、八王子市補助金等の交付の手続等に関する規則に忠実に、返還を命ずるものとするという表現に直すべきである。

ウ 該当要綱 八王子市保健所難病保健医療福祉調整会議開催要綱

指摘事項（要旨）

本会議は難病保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進することを目的としており、会議のメンバーは法律によって、「関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者」と定められている。その趣旨は、難病の治療は長期に及ぶことから、医療・福祉体制はもちろんのこと、教育を受ける環境や就職環境の整備についても努力を図るべきものと考えられる。

一方、本要綱で定める会議の検討事項「難病患者への支援体制及び体制の整備に関すること。」は曖昧な表現となっている。法の趣旨を鑑み、この規定を「難病患者への教育ないし雇用に関しての支援並びに環境整備に関すること」と改善し、さらに、「その他難病の患者への支援体制及び体制の整備に関すること」を追加することを検討されたい。

（２）条例化の検討を求める事項

市民又は第三者に義務を課す内容が規定されているが、その規定が事業の目的上必要であるなど、条例化を検討すべき事項が２要綱に３事項存在した。

市民や事業者に対する義務規定の条例化

ア 該当要綱 八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱

意見事項（要旨）

要綱第７条第１項は、汚染が判明したときに、使用者の生命身体を守るため、設置者に一定の措置をとることを規定している。本条項は、井戸使用者等の身体を守るために不可欠な規定である。したがって、要綱ではなく、条例化し、設置者に当該措置を義務付けることを検討すべきである。

イ 該当要綱 八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱

意見事項（要旨）

要綱第３条は営業施設の構造設備基準について、第４条は衛生管理責任者の設置について、第５条は同条各号に記載された事項を遵守することについて、営業者に一定の義務を課しているように読めるが、これらの規定に関する根拠法は存在しない点で問題がある。これら各条文で規定する事項は、コインオペレーションクリーニングに

おける設備の安全性等を維持するために、必要不可欠なものが含まれる。したがって、要綱ではなく条例化し、義務付けることを検討すべきである。

意見事項（要旨）

利用方法等の周知について規定した要綱第6条、営業施設の届出等について規定した要綱第7条はいずれも営業者等に義務付けはしておらず、任意の協力を求める内容にはなっている。しかし、両規定は、適正な利用による設備の衛生面の維持や、行政における業態の把握、行政指導等への展開のために必要不可欠な規定であることから、条例化し、義務付けることを検討すべきである。

（3）規定内容の追加を求める事項

要綱の目的や用語の定義が明記されていないなど、規定内容を追加することが望ましい事項が7要綱に8事項存在した。

要綱に基づく事務事業や規定内容を明確にするための条項を追加

ア 該当要綱 八王子市保健所運営会議開催要綱

意見事項（要旨）

第1条（開催）では、「公衆衛生及び保健所の運営について」に関する事項について意見交換するため運営会議を開催するとあるものの、第2条（意見交換事項）としては、「保健所の運営に関すること」「保健行政の課題に関すること」のみを定めており、「公衆衛生」に関することが意見交換事項に含まれていない。意見交換事項として、「公衆衛生に関すること」といった文言を記載し、同事項が意見交換事項であることを明確にすべきである。

イ 該当要綱 八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱

意見事項（要旨）

健康づくりサポーターの活動内容は、第3条に規定しているが、「運動に関する活動」、「栄養に関する活動」など、いずれも抽象的で、具体的にいかなる活動をするのかが要綱上わかりにくい。具体的な活動内容を記載することで、健康づくりサポーターの希望者及びサポートを必要とする者に適切な情報を与えることができると考えられる。したがって、健康づくりサポーターが地域において具体的にいかなる活動をするのかを記載すべきである。

ウ 該当要綱 動物愛護推進員設置要綱

意見事項（要旨）

要綱第3条で、動物講演会や動物教室等の市が定めるものに協力した場合、1人1回2,000円の活動費を支払うこととしているが、この金額の算定根拠が明らかでない。八王子市の報酬や講師の謝礼に関する内部基準が基になっているということであるが、そうであれば、それを対象要綱で明示するよう、第3条の規定を改正すべきである。

エ 該当要綱 八王子市療育給付事業実施要綱

意見事項（要旨）

本要綱は、結核に罹患した児童に対する療育給付に関するものであるが、要綱名、目的条項等に結核に罹患した児童を対象としている文言が一切表されてなく、療育給付事業の内容が不明確である。何に関する要綱なのかを明確にするために、目的のところ、結核に罹患している児童の療育に関する制度であることを明記すべきである。

オ 該当要綱 八王子市かきの取扱方法等に関する要綱

意見事項（要旨）

対象要綱に目的の記載がないため、行政指導の前提となる要綱の目的が不明である。八王子市として、本事業にあたり、要綱を整備するのであれば、目的として、「かきの適切な取扱方法等について必要な事項を定めることにより、食中毒の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。」など、目的を表す一文を挿入すべきである。

意見事項（要旨）

要綱の第1の4項「成分規格、保存基準又は表示等に違反する場合は、生食用かきの取扱いを禁止するなど、必要な行政措置を講ずるものとする」との規定は、主体及び具体的な行政措置の根拠が不明確である。したがって、主体が保健所長であること及び具体的な行政措置の根拠として、食品衛生法等の規定に基づく行政措置であることを要綱に明記することが望ましい。

カ 該当要綱 八王子市移動営業（引車）の取扱要綱

意見事項（要旨）

要綱に目的の記載がないため、行政指導の前提となる要綱の目的が不明である。八王子市として、本事業にあたり、要綱を整備するのであれば、目的として、「移動営業（引車）に簡易な施設を設けて食品の提供を行う営業の許可及び監視指導の実施にあたり、必要な事項を定め、当該営業による食品の危害発生防止を図ることを目的とする。」との一文を挿入すべきである。

キ 該当要綱 八王子市食品衛生管理者指導要綱

意見事項（要旨）

要綱は、食品衛生管理者の任務を明示し、かつ責任の所在を明確にして、食品添加物による危害の発生防止を目的としている。そのため要綱では「食品衛生管理者 某何々」と書いた「木札」を掲げることを規定している。

しかし、「木札」について、その形状に関する定めが規定されていない。これでは、いかなる大きさであっても、「木札」であれば基準を満たすことになってしまう。食品衛生管理者を明示することで、責任の所在を明確にして、食品添加物による危害の発生を防止するためには、責任者名を認識しうるように、「木札の大きさは、一辺が20cm以上、他辺が10cm以上の長方形とする（自動販売機に付するものを除く。）」などと規定するのが望ましい。

（４）要綱に基づく事務事業の改善を求める事項

要綱に基づき実施している事務事業の実施手法等について改善を求める事項が12要綱に15事項存在した。

①補助金額の適正化及び同一課による補助金交付団体の予算執行と実績確認の分離

該当要綱 平成27年度「はちおうじ健康づくり推進協議会」健康づくり事業補助金交付要綱

指摘事項（要旨）

はちおうじ健康づくり推進協議会の会長は市長であり、健康部健康政策課内の健康づくり担当が協議会の予算の執行について事業計画を立て、庶務企画担当が領収書、報告書（第8条関係）の確認をし、収支が適正であったか等確認している。協議会の事務局を市の担当部署が担い、なおかつ、そこに市が補助金を支出し、同じ課の職員が収支を確認している状況が適正とはいいがたい。また、協議会への助成金額は毎年約200万円で変化が無く、市と都が約100万円ずつを負担している。事業計画を吟味し、計画内容の必要性を検討すれば、不要な支出も確認され、支払うべき助成金額に

変動が生じてしかるべきと考える。補助金の使途等については、予算の適正な執行のためにも、厳格に確認される必要があり、事業の実施手法について見直しが必要である。なお、一所管だけの課題ではないと思われるので、全庁的な課題として、補助金を統括する部署において事業の実施手法について見直しを期待する。

②要綱の設置目的を踏まえた内容の充実

ア 該当要綱 八王子市予防接種事故災害補償要綱

意見事項（要旨）

本要綱は予防接種法により補償される予防接種以外の予防接種に係る事故補償について定めているものである。しかし、予防接種法では、通院による医療手当の給付があるが、要綱では、通院による医療手当の給付は受けられない。対象要綱に基づく給付が手薄であるというのならば、法と同内容の医療手当の給付等を定めるべきとも考えられる。

イ 該当要綱 八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱

意見事項（要旨）

健康づくりサポーターは地域においてさまざまな活動を行うことにより、市民の健康づくりを推進することを目的としており、健康体操や体力測定会などの活動を行っている。健康づくりサポーターとしての登録期間を終了した者に、健康づくりサポーター証明書を交付し、継続的に地域での活動を期待するとのことであるが、継続した活動を求める以上、何らかのバックアップが不可欠と思われる。登録期間を終了した健康づくりサポーターに対し、継続的なフォローアップをしていくべきであり、その旨を要綱にも記載すべきである。

ウ 該当要綱 八王子市食育サポーター事業実施要綱

意見事項（要旨）

平成 26、27 年度にわたり新規募集が無く、平成 27 年度の学生サポーターが 3 名、派遣人数が 2 名となるなど、学生サポーターを中心にやや活動が低調である。特に学生サポーターは、学校卒業の関係で、年々入れ替わりがあるだろうから、事業の必要性を再度検討したうえで、学生サポーターを中心に、毎年募集するなど検討すべきである。そうした学生サポーターの積極的参加があった方が活動の活性化にもつながると思われる。

③申請手続きの簡略化

該当要綱 平成 27 年度八王子市予防接種費助成要綱

意見事項（要旨）

予防接種費の助成にあたっては、①市に予防接種依頼書の発行申請、②予防接種依頼書・予防接種予診票の交付を得て、医療機関に依頼書及び予診票を提出、③予診票の返還を受け、助成金交付申請書に領収書・予診票等を添えて市に交付申請、④交付決定が出た後、市に助成金交付請求書を提出、という煩雑な手続となっている。予防接種実施の確認等は、母子手帳等によっても十分確認できるから、より簡略な手続を採り得る。例えば、事前の申請を省略し、事後の母子手帳の写し及び領収書の提出等の簡易な手続で助成金の交付をするといった方法も検討されるべきである。

④改善指導に対する未対応者への対応方法の見直し

該当要綱 八王子市建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱

意見事項（要旨）

平成 26 年度末の特定建築物の件数 170 件に対し、平成 27 年度に立入検査を実施できたのが 19 件と、このペースが継続した場合、全施設の立入検査を行うのに 9 年かかる計算になる。立入検査後は既に改善をした旨の報告と今後改善する計画を示す改善報告書を提出させているが、改善の計画にとどまっていることがある中で、次の何年も先の立入検査まで実際の改善状況を検査できないのは問題である。実際の改善に至るまで報告書の提出を促し、改善した旨の報告がなされた時点で改善項目のみの検査を行うなど、最低限改善を確認する流れを作っておくべきである。

⑤要綱に規定する手続きの未実施の是正

該当要綱 八王子市旅館業法施行条例第 2 条第 3 号に基づく施設の指定に関する事務取扱要綱

意見事項（要旨）

この要綱は、旅館営業の許可に際し、その周辺における児童施設等の清純な施設環境を保全するため、八王子市旅館業法施行条例による施設を定めるにあたっての指定に関し定めたものである。施設の指定は、平成 24 年 4 月に条例が施行されるのに伴い、71 件の指定がなされたが、その後、施設の存否や要件の該当性を確認することなく指定がそのままとなっているようである。要綱の施設に該当しなくなった場合及び施設自体が廃止された場合、すみやかに指定を取消しておくべきであるが、指定取

消しの運用が不十分であるように思える。施設の状況を確認できるのは施設の管理等を行う各所管課であるから、各所管課の申し出に基づく運用は適切であるとしても、本要綱の事務を担当する生活衛生課の方から定期的に各所管課に照会を行うことで、適宜、指定取消しを行うのが望ましい。

⑥懇談会等の運用に関する改善

ア 該当要綱 八王子市食育推進会議開催要綱

意見事項（要旨）

構成する学識経験者等に長年変化がないとのことであるが、より多様な意見を反映させるためにも、一定期間で構成員を変更することが検討されても良いと思われる。また、要綱に基づく推進会議は地方自治法上の附属機関に該当するものではなく、懇談会等の位置として開催しているとのことである。そうであるならば、開催案件ごとに、メンバーを集めることが前提であり、構成員については、都度選定すべきことも可能である。

イ 該当要綱 八王子市食品衛生推進員設置要綱

意見事項（要旨）

本事業は、市民の食生活の安全確保に寄与するため、食品衛生推進員を設置し、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するものである。食品衛生推進員は、八王子市内の事業所、食品衛生協会員、学識経験者などから構成され、食品衛生推進会議を開催し、食品衛生に係る最近の動向、地域の食品衛生の向上等に関する提言及び情報交換を行っている。しかし、食品衛生推進会議の議事録について、公表がなされていないため、同会議で検討された事項について、八王子市の食品衛生の向上等に関して、いかなる効果があったのか検証できなかった。会議の議事録について、少なくとも要旨の公表をするのが望ましい。

ウ 該当要綱 八王子市感染症予防連絡会設置要綱

意見事項（要旨）

要綱第5条で、連絡会は、年1回以上は開催することとされているが、実際には、1回も開催されていない年もある。要綱の記載通り、最低年1回は、連絡会を開催すべきである。もし、年1回の開催という要綱の規定が、現実合っていないならば、最低開催回数に関する要綱の規定は削除すべきである。

エ 該当要綱 八王子市保健医療計画推進会議開催要綱

意見事項（要旨）

要綱には、参加者数についての規定がない。会議の概要、構成参加者数等を明示することを検討すべきである。特に公募市民数は、市民にとっても関心がある事柄であり、市民参加を確保するために、最低人数など明示すべきと考える。

意見事項（要旨）

また、平成 28 年度から、住民登録のある市民の中から無作為に抽出した者を市民委員等の候補者として登録して頂く制度も開始しており、今後においては、市民会議等が市民参加の有効なツールであるとの認識をさらに高め、個別会議における委員募集と無作為抽出による委員募集の一体的で市民に分かりやすい運用に努めることを期待する。

オ 該当要綱 八王子市感染症予防連絡会設置要綱

意見事項（要旨）

要綱 3 の構成では「連絡会の構成は、市内の医療機関、関係機関、関係団体の代表者、市職員、その他八王子市保健所長が必要と認めた者とする。」と規定している。所管課によると、「関係機関」「関係団体」「八王子市保健所長が必要と認めた者」とは、福祉関係者、教育関係者、専門家等を指すとのことであるから、その旨、例示をするなどして、少しでも明確にすべきである。

⑦ホームページに未掲載の要綱の公表

該当要綱 八王子市食品衛生関係不利益処分取扱要綱

意見事項（要旨）

要綱について、八王子市のホームページ上の要綱欄に記載が無かった。これは、平成 28 年 4 月 1 日の改定を予定しており、掲載が間に合っていないことによるものと思われるが、準備が整い次第、速やかに掲載すべきである。

意見事項（要旨）

要綱と同様、実施要領についても、平成 28 年 4 月 1 日の改定にあわせて、内容の改訂が行われているため、公表されていないだけであると思われるが、手続きの適正の観点から、準備が整い次第、速やかに公表すべきである。

(5) 用語の定義等で見直しが必要と思われる事項

要綱を定めるにあたっては、その意図する内容を簡潔明瞭に記すことが重要である。要綱を策定する側としては、これはこういう意味であると分かりきっていることから、あまり意識が向かないのではないかと考えられる。しかし、要綱は内部規範となるものであることから、明確にすることに留意すべきである。これは安定的な業務執行という側面でも重要である。このような視点での意見とした事項が 12 要綱 17 事項存在した。

①不利益処分規定の設定方法の見直し

該当要綱 八王子市環境衛生関係不利益処分取扱要綱

意見事項（要旨）

複数の法令に基づく不利益処分について、これをまとめた取扱要綱を定めることは、便宜上一定のメリットがある。しかし、複数の法律がそれぞれ別の定め方をしている不利益処分をまとめてしまうと、齟齬が生じる可能性がある。また、各法の要件が抽象化されてしまうと、具体的な基準を定めるべき要綱の役割に反してしまう。別個の法律に基づく処分要件をまとめて記載することには無理があるので、根拠法ごとに要件を記載するか、あるいは、要件をまとめることはせず、別表記載の各法の根拠条文を確認する旨の記載にとどめるのが望ましい。

②事務事業の改善内容の要綱への反映

ア 該当要綱 八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱

意見事項（要旨）

要綱第7条によると、予防接種を受けようとする者は、はがきを健康部健康政策課予防接種担当へ郵送するか、担当窓口において所定の申込用紙に必要事項を記載して提出する方法が規定されている。そして、「これにより難しい理由があると認められる場合は、電話で申し込むことができる」とされている。しかし、現在「難しい理由」が無くとも、電話での申込みを受け付け、更に、定期接種の対象者へは、申込みが無くとも接種券の送付等を行い利用者の利便性の向上を図っているとのことである。そうであれば、要綱の第7条等についても実態に合わせ、改正すべきと考える。

イ 該当要綱 八王子市小児感染症サーベイランス事業実施要綱

意見事項（要旨）

要綱では「定点医療機関は、定められた書式（別紙様式1）により、毎週月曜日までに八王子市保健所（以下「保健所」という。）に直前の1週間（月曜日から日曜日

まで)の小児感染症診断数を通知する。」と規定されている。

しかし、実際には、定点医療機関からは各疾患ごとに区分けした、より詳細な内容の報告がされている。よって、現在の実態に合わせて、「～別表1における各疾患ごとに、小児感染症診断数を通知する。」と、改正する方が好ましい。

ウ 該当要綱 八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱

意見事項(要旨)

要綱は、不妊治療のうち医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の、体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的としている。

従来、助成対象の要件として「申請時に」法律上の夫婦関係にあること(以下「申請時夫婦説」という。))としていたが、今年からは、厚生労働省の平成26年2月の解釈(以下「厚労省解釈」という。))に従って「治療開始時に」法律上の夫婦関係があることに変更になっている。しかし、要綱第2条(助成対象)では、法律上の婚姻をしている夫婦との記述はあるが、どの時点で法律上の婚姻の要件を満たしていれば助成対象となるのかは読み取れない。何時の時点で夫婦であることが助成の要件になるかについては、治療時夫婦説であることを明示することが望ましい。

③誤認されかねない条項の改善

ア 該当要綱 八王子市食品衛生法違反者等の公表取扱要綱

意見事項(要旨)

要綱第3条ただし書きでは、「ただし、当該違反者に過失がなく、喫食者等を完全に把握し、違反の全容を確実に報告する意思がある場合であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは公表を行わないことができる。」と規定し、無過失者であっても、公表対象になる余地を残している。食品衛生法第63条の趣旨が、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生上の危害の状況を明らかにすることにあるので、無過失者であっても、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、公表すべき場合もありうるものとしているため、要綱の規定自体が直ちに違法とまではいえないが、公衆衛生上の安全と公表対象者の不利益を勘案の上、無過失者からの訴訟リスクを避けるため、「ただし、当該違反者に過失がなく、喫食者等を完全に把握し、違反の全容を確実に報告する意思がある場合であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは公表を行わないものとする。」と規定すべきである。

イ 該当要綱 八王子市コインシャワー営業施設の衛生指導要綱

意見事項（要旨）

要綱の第3条「定めるところによるものとする。」、第4条「定めるものとする。」、第5条「措置をとらなければならない。」、並びに第7条第1項及び第2項「提出しなければならない。」と規定している。一方、要綱第6条では、「努めなければならない。」と規定し、義務付けではなく、任意の努力規定であることを明示している。このことから要綱第3条、第4条、第5条、並びに第7条第1項及び第2項の部分は、営業者等に義務付けているように解釈され得る。しかし根拠法はない。よって義務付け規定ではないことを明確にするために、「努めること」といった文言を付加すべきである。

意見事項（要旨）

要綱第4条（2）に、「衛生管理責任者は、利用者に対し、第6に掲げる事項に関し、適切な指導及び助言を行うこと。」と規定されているが、この「第6」が何を指すものであるのかが不明である。対象要綱の第6条を指すのであれば、「第6条」という記載に改めるべきである。

ウ 該当要綱 八王子市旅館業法施行条例第2条第3号に基づく施設の指定に関する事務取扱要綱

意見事項（要旨）

旅館業法（以下「法」という。）第3条第3項は、法が列挙する施設以外の施設を「条例」で定めるという内容であるが、八王子市旅館業法施行条例（以下「条例」という。）第2条第3号は、「前2号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、市長が告示して指定するもの」と規定し、曖昧な部分を残している。本要綱も、「主として児童が利用するもの」、「多数の児童が利用するもの」という明確とはいえない基準しか用意していない。更に曖昧であることに加えて、例えば、公園という施設は本来的に多数の児童が使用することが想定されるのであるから、結局、条例及び本要綱は、公園一般を対象の施設として規定しているのと同様であり、そうであれば、規制が広範になり過ぎているのではないかが疑問である。

条例及び要綱で規定する内容は規制であることに変わりがなく、運用によっては大きな規制にもなり得るものである。条例においてなるべく限定した規定の仕方をするのが望ましいが、せめて、要綱において明確な基準を設けておくべきである。

意見事項（要旨）

「児童」という用語は、これ自体一義的ではなく、法令ごとに異なる定義で用いられる。そのため、八王子市旅館業法施行条例及び要綱の「児童」が何を指すのか検討する必要がある。「児童」とは学校教育法の定める学齢児童であると解釈することも可能であるが、今の条例の規定ではこの点が明確であるとは言い難い。該当性判断に資するためにも、明確に「児童」の定義を条例に規定しておくことが望ましい。

エ 該当要綱 平成 27 年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱

意見事項（要旨）

要綱は、八王子市で開催する食育フェスタ事業における市の負担金について定めたものである。第 2 条（目的）では「八王子市食育推進計画に基づき、地域団体、事業者、NPO、行政等の食育活動の紹介や体験の機会を設け、参加を通じて市民がさらに食育への関心や理解を深め、食育活動団体との交流や連携を促進することを目的とする。」と記されているが、この記載内容は、要綱の目的ではなく食育フェスタ事業の目的である。また、要綱の趣旨については第 1 条で規定されている。したがって第 2 条（目的）の後に、「食育フェスタは」といった一文を入れ、第 2 条が、食育フェスタの目的について規定していることを明確にすべきである。

オ 該当要綱 平成 27 年度八王子市予防接種費助成要綱

意見事項（要旨）

第 2 条（用語の定義）では、「協力外医療機関予防接種の実施に関して、市と契約を締結していない医療機関（個人で診療所等を開業する医師を含む。以下同じ。）をいう。」という規定内容になっている。所管課によると、この規定は「協力外医療機関」の定義規定であり、「協力外医療機関とは、予防接種の実施に関して、市と契約を締結していない医療機関をいう。」とのことだが、要綱の内容のままだと、不明であるため改善するべきである。

カ 該当要綱 八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱

意見事項（要旨）

要綱第 9 条によると、「市長は、第 7 条各号の申し込みについて、予防接種の決定を決定したときは、申込者に対して接種券を交付する」と規定されているが、「予防接種の決定を決定した」というのは、意味がわかりにくい。「予防接種費用の助成を決定した」といった内容に改めるべきである。

キ 該当要綱 八王子市予防接種事故災害補償要綱

意見事項（要旨）

要綱第1条等で「法定外」という記載があるが、「法」の定義がないため不明確である。要綱の規定している内容から「法」が予防接種法を指すことは推定できるが、そうであるならば明確にすべきである。

ク 該当要綱 八王子市かきの取扱方法等に関する要綱

意見事項（要旨）

要綱では、事業者の遵守事項や自主検査の実施について規定されているが、用語の定義が明記されてなく、要綱の恣意的な解釈のおそれを防止するため、用語の定義を明記することが望ましい。例えば、「生食用かき」の定義であれば「「生食用かき」とは、食品衛生法第11条で規定された生食用かきの規格基準（以下「規格基準」という。）に適合するむき身かき（冷凍かきを含む。）及び殻付きかきをいう。」と記載すべきである。

意見事項（要旨）

要綱第1の1-（1）カ「仲卸売にあつては、押印又は伝票記載等の方法により、自店舗名と販売年月日購入者に分かるようにして販売すること。」の規定は「自店舗名と販売年月日が購入者に」の誤記である。

ケ 該当要綱 八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱

意見事項（要旨）

対象要綱第1目的の規定について、「もって営業許可事務の適切な処理を図ることを目的」とする記載について、「食品衛生法（昭和22年法律第233号）の円滑な施行を図ることを目的」とする記載の方が、要綱の根拠条文を明確に示すことができるので、望ましい。

意見事項（要旨）

要綱の用語の定義が明記されていない。要綱の恣意的な解釈のおそれを防止するため、用語の定義を明記することが望ましい。例えば、「この要綱において使用する用語は、食品衛生法、食品衛生法施行規則及び八王子市食品衛生法施行細則において使用する用語の例による。」と記載すべきである。

索引

番号	要 綱 名	掲載 ページ
1	八王子市予防接種事故災害補償要綱	32
2	平成27年度八王子市予防接種費助成要綱	38
3	八王子市ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する支援実施要綱	40
4	八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱	42
5	八王子市保健所運営会議開催要綱	44
6	八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱	45
7	八王子市保健医療計画推進会議開催要綱	47
8	平成27年度「はちおうじ健康づくり推進協議会」健康づくり事業補助金交付要綱	49
9	八王子市食育推進会議開催要綱	51
10	平成27年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱	52
11	八王子市食育サポーター事業実施要綱	54
12	「はちおうじヘルシーメニュー登録店」事業実施要綱	56
13	生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱	58
14	八王子市かきの取扱方法等に関する要綱	61
15	八王子市食品衛生管理者指導要綱	64
16	八王子市移動営業（引車）の取扱要綱	66
17	八王子市行事における臨時営業等の取扱要綱	70
18	八王子市自動車による食品営業に係る営業許可等の取扱要綱	74
19	八王子市飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する取扱要綱	77
20	八王子市包装食品を販売する営業に係る営業許可の取扱要綱	79
21	八王子市特定の建物内における飲食店営業及び喫茶店営業の客席に関する取扱要綱	81
22	八王子市特定保存温度帯で保管される弁当の自動販売機の取扱要綱	83
23	八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱	85
24	八王子市食品衛生法違反者等の公表取扱要綱	87
25	八王子市食品衛生関係不利益処分取扱要綱	90
26	八王子市食品表示法不利益処分等取扱要綱	92
27	八王子市移動クリーニング所の取扱要綱	94
28	八王子市建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱	96
29	八王子市環境衛生関係不利益処分取扱要綱	99

IV部 監査結果の指摘及び意見

番号	要 綱 名	掲載 ページ
30	八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱	102
31	八王子市コインシャワー営業施設の衛生指導要綱	104
32	八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱	106
33	八王子市食品衛生推進員設置要綱	109
34	八王子市保健所で取り扱う生活環境問題に関する事務処理要綱	111
35	八王子市旅館業法施行条例第2条第3号に基づく施設の指定に関する事務取扱要綱	113
36	八王子市衛生検査所精度管理非常勤専門委員設置要綱	116
37	臨床検査技師等に関する法律に基づく立入検査の東京都と政令市との協力体制に関する要綱	118
38	八王子市動物愛護推進員設置要綱	120
39	八王子市動物愛護推進協議会設置要綱	122
40	八王子市飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付要綱	124
41	八王子市未熟児養育医療助成実施要綱	126
42	八王子市自立支援医療（育成医療）事業実施要綱	128
43	八王子市療育給付事業実施要綱	130
44	八王子市妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱	132
45	八王子市感染症予防連絡会設置要綱	134
46	八王子市エイズ・ピア・エデュケーション事業実施要綱	136
47	八王子市小児感染症サーベイランス検討会開催要綱	138
48	八王子市小児感染症サーベイランス事業実施要綱	140
49	八王子市結核患者に対する医療機関等DOTS事業実施要綱	142
50	八王子市私立学校等結核予防費補助金交付要綱	145
51	八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱	147
52	八王子市小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱	150
53	八王子市小児慢性特定疾病児童手帳交付事業実施要綱	152
54	八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	155
55	八王子市小児慢性特定疾病医療費支給制度に係る指定医研修実施要綱	157
56	八王子市地域精神保健医療福祉推進会議開催要綱	159
57	八王子市在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業実施要綱	162
58	八王子市難病患者療養支援事業実施要綱	165
59	八王子市保健所難病保健医療福祉調整会議開催要綱	167

「八王子市予防接種事故災害補償要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度のⅢ型に加入するに伴い、八王子市が、法定外（任意）の予防接種で、自らの行政措置として実施する予防接種にかかる事故の災害補償について定める。

全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度（以下「保険制度」という。）には、平成27年度で全国の629市が加入、加入率79.6%（「損害賠償保険制度の概要」全国市長会「賠償事故」担当者会議資料）である。全国市長会の賠償補償保険制度に加入していない自治体も、大半が何らかの賠償補償保険制度（例えば、特別区自治体総合賠償責任保険制度等）に加入している。

予防接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号、以下「法」という。）に基づく法定予防接種（A類とB類に分かれ、A類については、被接種者に接種の努力義務が課される）、法に基づかず、被接種者の自由意思に基づく法定外（任意）予防接種に分かれる。

法に基づく法定予防接種の場合は、予防接種事故が発生した場合、法に従い給付がなされる。任意の予防接種による予防接種事故の場合、法に基づく補償がないことから、対象要綱及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「機構法」という。）に基づく救済及び対象要綱に基づく補償がなされることになる。両者には、給付額に差がある。両者の給付額は、以下のとおり。

法に基づく給付額（平成28年4月1日現在）（厚生労働省ホームページより）

区分	A類疾病の定期接種及び臨時接種※	B類疾病の定期接種
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	A類疾病の額に準ずる
医療手当	通院 月3日未満（月額）34,300円 通院 月3日以上（月額）36,300円 入院 月8日未満（月額）34,300円 入院 月8日以上（月額）36,300円 同一月入通院（月額）36,300円	A類疾病の額に準ずる
障害児養育年金	1級（年額）1,550,400円 2級（年額）1,242,000円	—
障害年金	1級（年額）4,962,000円	1級（年額）2,756,400円

Ⅳ部 監査結果の指摘及び意見

	2 級（年額） 3, 969, 600 円 3 級（年額） 2, 976, 000 円	2 級（年額） 2, 205, 600 円
死亡した場合の補償	死亡一時金 43, 400, 000 円	・ 生計維持者でない場合 遺族一時金 7, 232, 400 円 ・ 生計維持者である場合 遺族年金（年額） 2, 410, 800 円 （10 年を限度）
葬祭料	206, 000 円	A 類疾病の額に準ずる
介護加算	1 級（年額） 839, 500 円 2 級（年額） 559, 700 円	—

※予防接種は、定期の予防接種（予防接種法により対象疾病・対象年齢・接種間隔等が定められている）と臨時の予防接種（疾病のまん延防止上、緊急の必要がある場合（新型コロナウイルス発生時等）に実施される）に分かれる

機構法に基づく給付額（平成 28 年 4 月 1 日現在）（医薬品医療機器総合医療ホームページより）

区分	給付額
医療手当	通院 月 3 日未満※（月額） 34, 300 円 通院 月 3 日以上※（月額） 36, 300 円 入院 月 8 日未満（月額） 34, 300 円 入院 月 8 日以上（月額） 36, 300 円 同一月入通院（月額） 36, 300 円 ※「通院」とは、入院相当程度の通院治療を受けた場合
障害児養育年金	1 級（年額） 861, 600 円 2 級（年額） 690, 000 円
障害年金	1 級（年額） 2, 756, 400 円 2 級（年額） 2, 205, 600 円
遺族年金	（年額） 2, 410, 800 円（10 年を限度）
遺族一時金	7, 232, 400 円
葬祭料	206, 000 円

※「障害年金と障害児養育年金」、「遺族年金と遺族一時金」をそれぞれ同時に請求することはできない。

機構法による給付額は、医療手当の支給条件等を除き、B 類疾病の予防接種への法に基づく給付額と同様である。

法定外（任意）予防接種のうち、八王子市が自らの行政措置として自ら行う予防接種については、機構法による給付以外に、対象要綱による補償がなされる。所管課からの聴き取りによると、法定外（任意）予防接種のうち、市が自らの行政措置として自ら行う予防接種は、現在（平成 28 年 11 月）、①麻疹、風疹予防接種（法に基づく定期予防接種の対象年齢以外）、②先天性風疹症候群予防接種、③高齢者肺炎球菌予防接種（法に基づく定期予防接種の対象年齢以外）、④B 型肝炎予防接種（法に基づく定期予防接種の対象年齢以外）の 4 種類のみであり、この 4 種の予防接種より発生した予防接種事故について、対象要綱による補償がなされる。

対象要綱による補償額は、以下のとおりである。

対象要綱による補償額（要綱）（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区分	補償額
死亡補償金	43,400,000 円
障害補償金	1 級 43,400,000 円
	2 級 28,899,000 円
	3 級 22,062,000 円

（こうした制度の背景）

公権力が国民に対して、不法行為で損害を与えた場合、国家賠償請求等が認められるためには、責任主義（公権力に故意過失のあること）が要件となる。しかし、予防接種においては、行政や医師が注意義務を果たしたとしても、重篤な副反応が 10 万人に 1 人といった極めて稀に不可避免的に発生するといわれており、行政や医師の過失を立証することは困難であった。かたや予防接種は、疾病の蔓延を防ぐという全体の利益の為、国が義務付けて行われていたことから、全体の利益の為に特別の犠牲を受けた人の救済が問題となっていた。重篤な副反応は必ず発生する反面、確率としては僅少である点から「悪魔の籤を引く」とも言われていた。

こうした現実を打開しようとして、全国で予防接種禍訴訟が起きた。その際の根拠として、憲法第 29 条第 3 項に基づく損失補償が主張されるなどした。同条は、財産権を収用する側（公権力側）の主観（故意・過失）とは無関係に、その収用による補償を認めている。そうすると、生命よりは遥かにその価値が低いはずの財産が収用、つまり、国家に召し上げられた場合にも補償があるのに、それより価値の高い生命・身体が召し上げられた場合に、何ら補償がされないのは、いかにも不均衡である（佐藤幸治「憲法」3 版 575～576 頁）といった考えがあった。

しかし、近時裁判例は、損失補償の主張を否定したうえで、被害者について予防接種をしてはならない禁忌者に該当すると推定し、過失の立証を容易にすることで、国家賠償の枠内で被害者を救済する方向となっている（東京高裁平成 4 年 12 月 18 日（判時 1445

号3頁)等)。裁判例が憲法第29条第3項に規定された損失補償の適用を否定するのは、それが本来財産権の収用を想定してのものだからである。

このように予防接種事故による被害者救済が問題となっていた背景があり、昭和51年法の中に被害者の救済制度が規定されるに至った。その後、平成6年には、法の目的に、健康被害の迅速な救済を図ることが追加されるとともに、接種対象者に対する予防接種の義務付けを緩和し、それまでの義務規定から努力義務規定に改める法改正も行われた。

対象要綱もこうした背景を受け、八王子市が自らの行政措置として行う予防接種について、予防接種事故の被害者救済を図る趣旨で規定されたと考えられる。

3 実績

補償の申請件数 平成23年度～平成27年度 0件

補償件数 平成23年度～平成27年度 0件

所管課によると、八王子市において、近年、対象要綱に基づき、補償の申請があったことはない。

第2 考察

1 要綱で定めることの適否

全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度加入に伴い、予防接種事故の災害補償をするための補償基準等を定めたものであり、当該内容を要綱に定めること自体については、特に問題はない。全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度に加入する他市町村においても同種の要綱が定められている。

2 第1条等について

対象要綱第1条等で「法定外」という記載があるが、「法」が予防接種法を指すことは推定できるが、条文上いかなる法を指すのか不明である。

3 対象要綱による補償の補償範囲について

対象要綱は、任意接種による予防接種事故の全てを対象としているわけではない。対象要綱による給付の対象となるのは、任意接種のうち、市が自らの行政措置として自ら行うもの等に限られている。例えば任意接種のうち、ロタウイルスの予防接種等は、市が自らの行政措置として行っているわけではないので、対象要綱による補償が受けられない。

任意接種のうち、対象要綱による補償が受けられないものについては、機構法に基づく給付を受けるしかない。この点、対象要綱による補償額と機構法による補償額には、死亡一時金等で相当な差異があるから、議論になり得る。

しかし、対象要綱制定の背景には、上記「制度の背景」で記載したように、全体の利益の為に予防接種を義務付けられ、被害を受けた人の救済ということがある。全く任意で予防接種を行って被害を受けたものまで公費を使うかについては、それを是とする世論が固まっているともいえない。

よって、この点について、指摘・意見を述べることは差し控える。

4 法による補償内容と対象要綱による補償内容の差異について

法による補償においては、通院による医療手当の給付があるが、対象要綱による補償の場合、通院による医療手当の給付は受けられない。また、対象要綱による補償の場合、同時に機構法による給付を受けることもできるが、機構法により医療手当が支払われる「通院」とは、入院相当程度の通院治療を受けた場合に限られ、法に基づく給付の場合と比較し、支給条件は相当厳格になっている。

したがって、対象要綱の対象となる予防接種により事故が発生した場合、補償対象者は、法に基づく補償と同水準の給付を受けることができない。すなわち、通院をしたとしても法であれば給付される月3万円強の補償を受けることができない。

この点、同じく市の要綱である「八王子市ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する支援実施要綱」（後述）では、同要綱第2条頭書で、ヒトパピローマウイルスワクチンの副反応と診断された者について、「予防接種法に基づくA類疾病に係る定期の予防接種による健康被害の救済措置に順じ」支援を行うとし、第5条で法と同条件同内容で医療手当等を支払うことも規定されている。

市において近年対象要綱に基づく補償申請が無いといった事情からすれば、予防接種事故が発生し、申請があった後に、対象要綱の改定または新規要綱の作成により対応する方法もあるかもしれない。実際上記「八王子市ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する支援実施要綱」もヒトパピローマウイルスの副反応と判断される症例が市内でも確認され、その救済の為、制定されたということである。

しかし、対象要綱に基づく給付が手薄であるというのならば、そもそも事前に新規要綱の作成又は要綱改定等を行い、法と同内容の医療手当の給付等定めるべきとも考えられる。事前に市民への給付内容等を告知し、その予測可能性を担保するためにも、現段階で対象要綱の給付内容等を変更することも検討すべきと考える。

第3 提言

（意見1）対象要綱第1条等について

条文上「法定外」という記載があるが、「法」が予防接種法を指すことを明確にすべきである。

(意見 2)

対象要綱の補償内容について、医療手当等の面で法と同水準の給付をするか否か検討をすべきである。

「平成 27 年度八王子市予防接種費助成要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による定期の予防接種若しくは同法第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定による臨時の予防接種及び、八王子市が実施する法定外公費負担予防接種を行う場合において、特別な事情により八王子市協力医療機関で接種費用を負担して接種した者又は八王子市協力医療機関での接種が困難な者に、当該予防接種費用について助成を行うことにより、予防接種業務の円滑な推進を図り、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

八王子市民が市外等で予防接種を受けた場合、自己負担となるのが原則であるが、特別な事情がある場合について、市外で受ける予防接種法で定める定期の予防接種等の費用を助成するものが本要綱である。

特別な事情とは、入院中で協力医療機関での接種ができない場合、里帰り出産などやむを得ない事情で長期に八王子市を離れ他市に滞在する場合などである。

3 事業の概要

八王子市協力医療機関以外の協力外医療機関において予防接種を受けようとする場合は、まず事前に予防接種依頼書の発行申請書等を市長に提出する。市長が申請を適正と認めたときは、予防接種依頼書、予防接種予診票を交付する。

対象者は、依頼書及び予診票を予防接種を受ける協力外医療機関に提出し、受診又は接種が完了したときは、予防接種料金を支払う。

予防接種の助成金の交付を受けようとする場合は、助成金交付申請書に予防接種料金を支払ったことを証する書類、医療機関から返還された予診票等を添えて市長に申請をする。

市長は、申請書の内容が適正と認められるときには、助成金交付決定通知書により申請者に通知する。通知を受け取った者は、助成金交付請求書により、助成金の請求をする。

4 実績

実施状況

年度	定期予防接種		高齢者定期予防接種		合計	
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）

平成 23 年度	37	299, 161	30	56, 882	67	356, 043
平成 24 年度	15	123, 951	29	62, 219	44	186, 170
平成 25 年度	20	380, 936	36	71, 066	56	452, 002
平成 26 年度	58	1, 580, 530	61	167, 373	119	1, 747, 903
平成 27 年度	95	3, 060, 998	67	182, 649	162	3, 243, 647

他自治体においても概ね同様の要綱はある。

金額、件数が平成 26 年度以降急速に増えているのは、所管課からの聴き取りによると、助成の対象となる定期の予防接種の種類が増えたためである。

第 2 考察

- 1 市が実施する予防接種費の助成金交付について定めたものであり、要綱で定めること自体について問題はない。
- 2 第 2 条（用語の定義）では、「協力外医療機関予防接種の実施に関して、市と契約を締結していない医療機関（個人で診療所等を開業する医師を含む。以下同じ。）をいう。」という内容になっている。所管課に確認したところ、この規定は「協力外医療機関」の定義規定であるとのことだった。
- 3 事前に市長に予防接種の依頼書の発行申請をし、予防接種依頼書、予防接種予診票の交付を得て、医療機関に依頼書及び予診票を提出し、予診票の返還を受け、助成金交付申請書に領収書、予診票等を添えて市長に交付申請をし、交付決定が出た後、市長に助成金交付請求書を提出するという手続は煩雑に過ぎる印象がある。

第 3 提言

（意見 1）第 2 条の規定内容について

第 2 条については、「協力外医療機関」の定義規定であることがわかるよう改善するべきである。例えば「協力外医療機関」と「予防接種の実施に関して・・・」の間を一文空けるか、「とは」の文言を追加するべきである。。

（意見 2）手続の煩雑さについて

考察に記載したとおり、助成金を受け取るまでの手続が煩雑である。

予防接種実施の確認等は、母子手帳等によっても十分確認できるから、より簡略な手続を採り得る。例えば、事前の申請を省略し、事後の母子手帳の写し及び領収書の提出等の簡易な手続で助成金の交付をするといった方法も検討されるべきである。

「八王子市ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後の症状に対する支援実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

八王子市が実施したヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（以下「HPV ワクチン」という。）の接種後に、原因が明らかでない持続的な痛みやしびれ、脱力、不随意運動等の症状が HPV ワクチンの副反応と診断された場合において、当該症状により日常生活に支障が生じている者に対し、時限的な措置として、現に症状を有している実態に即して適切な医療が受けられるよう支援することを目的とする。

ヒトパピローマウイルスには、100 種類以上のタイプが存在し、子宮頸がん等の原因と考えられている。本要綱は、HPV ワクチンによる副反応の問題が社会化し、八王子市においても、HPV ワクチンの副反応が疑われる者が現れたことから、その救済の趣旨で制定された。

3 実績

申請件数	1 件	（平成 27 年度のみ）
給付決定件数	1 件	（平成 27 年度のみ）

第2 考察

第3条で、支援の対象者について規定しているところ、同条（3）では、支援対象者として「HPV ワクチンの接種後の症状について第7条各号に掲げる医療機関において HPV ワクチンの副反応であると診断がされ、かつ、予防接種法・・・による副反応報告、又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律・・・による副作用等の報告が厚生労働大臣にされている者」と規定している。

しかし、HPV ワクチンと副反応との因果関係等が医学的に未解明なところがあるし、「副反応であると診断がされ」ることを規定上要求することは、対象者の救済の趣旨に反するのではないか。

他市においても例えば、恵庭市においては、子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療給付金支給事業実施要綱において、第2条として「この要綱において「健康被害等」とは、子宮頸がん予防ワクチンの接種を受けた者が原因不明の持続的な痛み、しびれ、脱力、不随意運動等の症状により日常生活に支障をきたしている状態にあることをいい、健康被害等と子宮頸がん予防ワクチンの接種の因果関係が明らかでない症状を含むものとする。」として、HPV ワクチンと接種後の症状の関係が明らかでないものに

についても、支給の対象となることが明示されている。

第3 提言（「意見」とまではしない。）

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

現在、HPV ワクチンと副反応の因果関係等が医学的に未解明なところがあるため、今後の医学的研究の進捗を注視しながら、要綱で定める対象者の要件について検討されることを期待する。

「八王子市高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

八王子市内の高齢者に対して肺炎球菌に起因する感染症の予防接種を実施し、その費用の一部を助成することによって、高齢者の健康維持及び保健医療の向上を図ることを目的とする。

3 実績

高齢者肺炎球菌感染症予防接種の費用助成は、平成24年度から実施

平成24年度、平成25年度 対象75歳以上 (任意接種)

平成26年度～ 対象65歳以上 (定期接種、任意接種)

定期接種とは、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、市町村が主体となり実施されるもの、任意接種とは、予防接種法に基づかず、被接種者の任意により接種されるものを指す。定期接種で行われるワクチンでも法律で定められた年齢以外の時点で実施される場合は、任意接種となる。

高齢者肺炎球菌感染症予防接種については、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、及び100歳に達する者が主な定期接種の対象者であり、それ以外の年に接種する場合は、特定の障害を有する場合を除き任意接種となる。

予防接種状況

年度	対象	接種区分	申込件数	助成件数 (接種件数)	接種率	助成額
平成 24年度	75歳 以上	任意	4,272	3,645	6.3%	4,000円 (自己負担4,000円)
平成 25年度	75歳 以上	任意	2,805	2,388	4.1%	4,000円 (自己負担4,000円)
平成 26年度	65歳 以上	定期	24,290 ※	12,313	40.3%	一般4,262円 (自己負担4,000円)
		任意		8,097	7.6%	生活保護8,262円 (自己負担なし)

平成 27年度	65歳 以上	定期	27,912	9,144	30.8%	一般 4,262 円 (自己負担 4,000 円) 生活保護 8,262 円 (自己負担なし)
		任意	2,345	1,907	1.7%	

※ 定期・任意ごとの個別集計はない

第2 考察

1 高齢者に対し、肺炎球菌に起因する感染症の予防接種費用の一部を助成するための要綱であり、要綱で定めること自体については問題がない。

2 第7条によると、予防接種を受けようとする者は、はがきを健康部健康政策課予防接種担当へ郵送するか(同条(1))、担当窓口において、所定の申込用紙に必要事項を記載して提出する方法(同条(2))が規定されている。

そして、「これにより難しい理由があると認められる場合は、電話で申し込むことができる」とされている(同条頭書)。

しかし、高齢者にはがきの郵送や窓口での申込用紙の提出を求めることは、一定の負担をかけることであり、そのことが、高齢者の接種の支障になり得る。

第3 提言

(意見1) 第7条等について

所管課によると、現在「難しい理由」(第7条頭書)が無くとも、電話での申込みを受け付け、更に、定期接種の対象者へは、申込みが無くとも接種券の送付を行っているとのことである。そうであれば、対象要綱の第7条等についても実態に合わせ、改正すべきと考える。

(意見2) 第9条について

第9条によると、「市長は、第7条各号の申し込みについて、予防接種の決定を決定したときは、申込者に対して接種券を交付する」と規定されているが、「予防接種の決定を決定した」というのは、意味がわかりにくい。

「予防接種費用の助成を決定した」といった内容に改めるべきではないだろうか。

「八王子市保健所運営会議開催要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

公衆衛生及び保健所の運営に関する事項について、総合的な見地から意見交換を行うために、八王子市保健所運営会議を開催する。

3 実績

平成 27 年度（本要綱は、平成 27 年度より施行）

会議開催回数	1 回
参加者	10 名

第2 考察

保健所運営に関する事項等について意見交換を行う運営会議の開催要綱であり、要綱で定めることに問題はない。ただし、第1条で「公衆衛生」に関する事項について意見交換するとあるものの、第2条で意見交換事項として、「保健所の運営に関すること」「保健行政の課題に関すること」とのみ記載がされており、「公衆衛生」に関することが意見交換事項に含まれていない点など不備がある。

第3 提言

（意見）第2条について

第2条の意見交換事項として、「公衆衛生に関すること」といった文言を記載し、同事項が意見交換事項であることを明確にすべきではないか。

「八王子市健康づくりサポーター事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的・業務内容

健康づくりサポーターが地域においてさまざまな活動を行うことにより、市民が生涯を心豊かにいきいきと生きがいをもって暮らせるよう、健康づくりを推進することを目的とする。また、将来健康づくりサポーターが、地域のリーダーとして活動できるように支援する。

これは保健所の職員が約 80 人であり、一方八王子市民の人口が 56 万人前後であり、市民と職員の間をつなぐ人材の養成を図る趣旨であるとの口頭報告を受けている。「健康づくりサポーター」は、特別な技能を持った市民ではないので、現実の活動は、健康体操や体力測定会などである。

3 実績

平成 27 年度の健康づくりサポーター支援事業は、以下のとおりである（資料受領）

（平成 27 年度からの実施事業）

養成講座	1 回開催（4 日間）
フォローアップ講座	1 回開催（1 日間）
活動費支給実績	61,000 円
登録者数	32 名
登録解除者数	0 名

第2 考察

1 健康づくりサポーターの活動内容は、第 3 条に規定しているが、いずれも抽象的で、具体的にいかなる活動をするのかが要綱上わかりにくい。

2 登録期間を終了した者に健康づくりサポーター証明書を交付（第 2 条第 4 項）し、継続的に地域での活動を期待することであるが、継続した活動を求める以上、何らかのバックアップが不可欠と思われる。それらについての規定が欠けている。

第3 提言

（意見 1）健康づくりサポーターの活動内容について

健康づくりサポーターが地域において、具体的にいかなる活動をするのかを記載しても良いのではないかと。例えば地域の老人会や町会のイベントに参加するのであれば、そうした活動をするを具体的に記載することで、今後健康づくりサポーターとなろうとする者、及び健康づくりサポーターのサポートを必要とする者に適切な情報を与えることができると考えられる。

(意見 2) 健康づくりサポーターへのフォローアップについて

登録期間を終了した健康づくりサポーターに対し、継続的なフォローアップをしていくべきであり、その旨要綱にも記載すべきである。

「八王子市保健医療計画推進会議開催要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

「八王子市保健医療計画」を円滑かつ計画的に推進するとともに、八王子市における保健医療に関して総合的な見地から意見交換を行うため、八王子市保健医療計画推進会議を開催する。

3 実績

開催状況

年度	参加者数	出席者数	出席者のうち 謝礼対象者数	開催 回数	謝礼の支払実績
平成 25 年度	12 人	10 人	8 人	1 回	40,000 円
平成 26 年度	12 人	11 人	8 人	1 回	40,000 円
平成 27 年度	12 人	11 人	7 人	1 回	35,000 円

第2 考察

保健医療に関して総合的な見地から意見交換を行う推進会議の開催内容等について定めた要綱であり、要綱で定めること自体について問題はない。参加者数については、規定がない。公募市民が参加者として規定されているが、公募方法・選考方法については規定がない。

第3 提言

(意見 1) 参加者数の明示について

会議の概要、構成等がより外部からわかるようにするため、会議の参加者数を明示することを検討してはどうか。特に公募市民数は、市民にとっても関心がある事柄であり、市民参加を確保するために、最低人数など明示すべきと考える。

(意見 2) 公募市民の選考方法について

八王子市では、市民参加条例を制定し、市民の市政への積極的な参加を推進しているところである。審議会や市民会議は、この市民参加手法の1つとして位置付けられている

る。また、審議会等の運用にあたっては、指針を作成し、統一的な視点のもとに行われているところである。

さらに、平成 28 年度から、住民登録のある市民の中から無作為に抽出した者に案内を送付し、同意が得られた者を市民委員等の候補者として登録する制度も開始しており、大変評価できるものである。

今後においては、審議会や市民会議が市民参加の有効なツールであるとの認識をさらに高め、従来の方式の委員募集と無作為抽出方式による委員募集の一体的で市民に分かりやすい運用に努めることを期待する。

「平成 27 年度「はちおうじ健康づくり推進協議会」健康づくり事業補助金交付要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

市民の生命と健康を守るため、はちおうじ健康づくり推進協議会が行う健康づくり事業に係る経費に対して補助金を交付するものとし、その交付の手続きについては、補助金等の交付の手続等に関する規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

3 実績

交付状況

年度	協議会構成団体数	補助金交付総額
平成 23 年度	45 団体	1,999,975 円
平成 24 年度	46 団体	1,999,990 円
平成 25 年度	45 団体	1,999,993 円
平成 26 年度	44 団体	1,976,349 円
平成 27 年度	44 団体	1,999,707 円

協議会の会長は、市長。

主に3つの事業（健康フェスタ、いちよう祭り、活動発表会）について、計画を立て、進行管理を行っている。健康フェスタ、いちよう祭り、活動発表会は、それぞれ各年度1回ずつ行っている。

補助金額は、年額約200万円のうち、八王子市が約100万円を負担し、残りの100万円は、東京都からの補助金である。

第2 考察

協議会への補助金交付に関し、対象事業、手続等を定めたものであり、権利義務等に係るものではなく、要綱に定めること自体に問題はない。

所管課への聴き取りによると、健康政策課内の健康づくり担当が協議会の予算の執行について事業計画を立て、庶務企画担当が領収書、報告書（第8条関係）の確認をし、

収支が適正であったか等確認している。協議会の事務局を市の担当部署が担い、なおかつ、そこに市が補助金を支出し、同じ課の職員が収支を確認している状況が適正とは言いがたい。

なお、東京都及び八王子市からの補助金額は、各 100 万円ずつ計年額約 200 万円で毎年ほぼ変化がない。

第3 提言

（指摘）予算の執行と確認の分離について

市からの毎年の補助金額が約 100 万円で変化がないが、毎年、事業計画を吟味し、計画内容の必要性を検討すれば、不要な支出も確認され、支払うべき補助金額に変動が生じてしかるべきではないか。補助金の使途等については、予算の適正な執行のためにも、厳格に確認される必要があり、事業の実施手法について見直しが必要である。

なお、このように同じ課の職員が収支を確認している状況は一所管ではないと思われる。ついては、全庁的に関わる課題として、補助金を統括する部署において事業の実施手法について見直しを期待する。

「八王子市食育推進会議開催要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

「食育」に関する取り組みを総合的に推進していくための指針となる「第2期八王子市食育推進計画」の策定及び計画の着実な推進を図るために、また総合的な見地から意見交換を行い、食育に関わる異なる分野で活動する団体の相互の連携等を推進するために、八王子市食育推進会議を開催する。

3 実績

平成27年度 開催回数4回（のべ参加人数41人）

謝礼金支払実績 205,000円

※ 平成27年度から実施の事業

※ 対象要綱は、平成28年度から平成32年度までの第2期八王子市食育推進計画に係るもの

※ 構成員は18名（学識経験者1名、公募1名、各団体推薦15名、市立保育園園長1名）

第2 考察

食育推進会議の意見交換事項、構成等について定めたものであり、何ら権利義務等に係るものではなく、要綱で定めること自体について問題はない。構成員のうち、例えば、学識経験者は、第1期八王子市食育推進計画立案時から8年間同じである。

第3 提言

（意見）会議の構成員について

構成する学識経験者等に長年変化がないとのことであるが、より多様な意見を反映させるためにも、一定期間ごとに構成員を変更することが検討されても良いのではないかと思われる。また、本要綱に基づく推進会議は地方自治法上の附属機関に該当するものではなく、懇談会等の位置として開催しているとのことである。そうであるならば、開催案件ごとに、メンバーを集めることが前提であり、構成員については、都度選定すべきである。

「平成 27 年度はちおうじ食育フェスタ事業負担金交付要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

はちおうじ食育フェスタ事業への負担金の交付手続を定めたのが対象要綱である。

3 事業概要

はちおうじ食育フェスタは、八王子市食育推進計画に基づき、地域団体、事業者、NPO、行政等の食育活動の紹介や体験の機会を設け、参加を通じて市民がさらに食育への関心や理解を深め、食育活動団体との交流や連携を促進することを目的とし、毎年度1回開催される。

対象要綱に基づき、同食育フェスタ事業に負担金を交付している。

4 実績

負担金交付状況

年度	来場者数	補助金	
		予算額	交付額
平成 23 年度	2,100 人	1,251,000 円	1,143,721 円
平成 24 年度	3,500 人	1,000,000 円	963,647 円
平成 25 年度	3,200 人	1,000,000 円	922,929 円
平成 26 年度	4,000 人	1,000,000 円	977,697 円
平成 27 年度	雨天中止	1,000,000 円	219,567 円

なお、本年は健康フェスタとの合同開催で、平成 28 年 5 月 15 日に実施されている。合同開催の影響もあって、参加者は 10,298 人であったとのことである。

第2 考察

八王子市で開催する食育フェスタ事業における市の負担金について定めたものであり、権利義務に関するものではなく、負担金・補助金に係るものであるから、要綱で規定すること自体には問題はない。

本要綱第2条の表題が「(目的)」と記載され、同条の条文にも目的が記載されているが、この目的は、正確には、本要綱の目的ではなく、食育フェスタの目的である。

第3 提言

(意見) 本要綱第2条について

「(目的) 第2条」の後に、「食育フェスタは」といった一文を入れ、第2条が本要綱の目的ではなく、食育フェスタの目的について規定していることを明確にすべきである。

「八王子市食育サポーター事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

八王子市食育推進計画に基づく食育推進の一環として、子どもをはじめすべての市民に対して地域に密着した食育活動を意欲的に取り組む方を食育サポーターとして募集する。

3 事業概要

食育サポーターを募集する。募集人数は、原則 50 人とし、学生サポーターが 25 人、一般サポーターが 25 人である。応募に対し、所管課保健栄養担当が選考を行う。選考を通過し、かつ市が行う所定の養成講座を修了した者を食育サポーターとして登録する。食育サポーターは、食育の推進を図るため、食育イベント・講習会等の活動支援、地域・団体・学校等の活動依頼に基づく食育活動を行う。活動期間は、2 年。事務局は、地域・団体・学校等から食育サポーターによる活動要請の申込みを受け、各食育サポーターに活動を要請する。

4 実績

サポーター状況

年度	応募数 (人)		選考を通過 した者の数		登録数 (人)		活動要請 件数 (回)	実派遣 件数 (回)	のべ派遣 数 (人)	
	学生	一般	学生	一般	学生	一般			学生	一般
平成 23 年度	18	16	18	16	11	16	2	2	—	32
平成 24 年度	募集せず		募集せず		11	16	19	19	13	47
平成 25 年度	15	33	15	11	16	27	22	22	20	61
平成 26 年度	募集せず		募集せず		15	26	23	23	13	65
平成 27 年度	募集せず		募集せず		3	17	13 *食育フェ スタ中止	12	2	50

第2 考察

- 1 地域に密着した食育活動に取り組む食育サポーター事業について、応募要件や活動内容等を定めたものであり、要綱で定めることに問題はない。
- 2 平成26年度、平成27年度には、新規の食育サポーターの募集をしておらず、平成27年度には、学生サポーターが3名となり、学生サポーター派遣人数が2名となるなど、統計上学生サポーターを中心にやや活動が低調である。

第3 提言

(意見) 学生サポーター等の積極的活用

最近2年度にわたり新規募集が無く、派遣実績数からすると学生サポーターの活動も低調である。特に学生サポーターは、学校卒業の関係で、年々入れ替わりがあるだろうから、事業の必要性を再度検討したうえで、学生サポーターを中心に、毎年募集するなど検討されるべきではないか。そうした学生サポーターの積極的参加があった方が活動の活性化にもつながるのではないか。

「はちおうじヘルシーメニュー登録店」事業実施要綱

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

市民の健康増進や生活習慣病予防の観点から、健康に配慮した料理（以下「ヘルシーメニュー」という。）を提供する飲食店を登録店とすることで、市民が外食・中食において利用できる食環境を整備し、市民の健康づくりに資することを目的とする。

他自治体において類を見ず、八王子市独自の事業である。

3 事業概要

「はちおうじヘルシーメニュー登録店」としての登録を希望する市内の飲食店等から申込みを受け、申込書内容を確認し、現地調査を行う。登録基準を満たす場合には、「はちおうじヘルシーメニュー登録店」として承認をする。

登録後、店舗の廃業、その他やむを得ない事情によりヘルシーメニューの提供が困難になり、登録を取り下げる場合は、登録取消届の提出を受ける。また、登録期間中、登録内容の実施状況の調査を行い、登録内容と異なる実施状況が認められ、かつ是正の指導に従わない場合には、登録を取り消すこともあり得る。

登録店の情報は、ヘルシーメニュー登録店を紹介したリーフレット及び市のホームページにより周知している。

4 実績

登録店状況

年度	申込数	登録数	登録内容 変更届数	登録取消数	リーフレット 配布数
平成 23 年度	29 件	29 件	0 件	0 件	11,000 部
平成 24 年度	45 件	45 件	0 件	0 件	20,000 部
平成 25 年度	57 件	57 件	0 件	0 件	15,000 部
平成 26 年度	60 件	60 件	0 件	0 件	15,000 部
平成 27 年度	58 件	58 件	0 件	0 件	8,000 部

第2 考察

健康に配慮した料理を提供する飲食店等の登録に関する要綱であり、当該内容を要綱で定めること自体には特段問題はない。

所管課からの聴き取りによると、ヘルシーメニューに登録されたメニューの売上が大幅に伸びることなどはなく、登録による顕著な効果は見られないとのことである。また、リーフレットの配布数を確認すると、平成24年度の2万枚をピークに、平成27年度は、8,000枚まで減少している。

ヘルシーメニューについては、1日に必要な野菜摂取量(350g以上)の1/3を使っている、エネルギーが550Kcalから750Kcalの範囲と定義されており(対象要綱別表)、有機栽培であるかどうかや食材の産地の観点からは、特段の制限はない。

第3 提言(「意見」とまではしない。)

今後の事業内容の見直しについて

一定の予算を使用した事業であることから、予算に見合った成果が必要である。ヘルシーメニューによる顕著な効果が見られない以上、実施方法について見直すべきである。利用者の満足度を高めるため、数年に1度はヘルシーメニューの中身を更新することを奨励するなど検討しても良いと考える。

また、健康に配慮した食事という意味では、野菜摂取量や総カロリーのみならず、有機栽培であるかどうか、食材の産地等にも一般的に関心がいくところである。野菜摂取量とカロリー量のみならず、その他の見地からも検討が加えられるべきではないか。

「生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 健康政策課

2 対象要綱の目的

本要綱は、妊娠、出産等女性固有の機能及び身体的特徴を有することから生じる女性の心身に関するさまざまな支障や悩みに対応するため、相談指導体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利。1994年のカイロの国連会議（国際人口・開発会議）で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定する権利のことをいう。）の理念に基づき、生涯を健康で生きがいのある生活を送るため、女性特有の心身に関する悩み（月経不順、拒食症、性感染症、更年期障害等）を解決するために学習の機会や女性自身の個人的な悩みの相談に応じ、女性の健康保持増進を図ることを目的として、主に相談事業として、健康教育事業、健康相談事業、不妊・不育症相談事業が実施されている。

平成27年度開始事業のため、平成27年度の各事業件数は以下のとおりである。

（1）健康教育事業

女性が自らの健康状態を把握し、的確に健康管理することができるようにするため、女性特有の身体的特徴から生ずる機能的問題や健康に大きな影響をもたらす等の、健康に関する知識等の健康教育を行っている。

IV部 監査結果の指摘及び意見

実施状況

番号	事業名	対象※	実施回数	利用者数	事業費（円）
1	母子保健事業における健康教育	パパママクラス受講者及び乳幼児健診受診児の保護者	238	11,412	0
2	女性の健康講座	市民	2	42	0
3	母と娘で学ぶ 女の子のからだの変化と月経のお話（8/18実施）	小学3～6年生の女兒と女性の保護者	1	17組 (36名)	18,800
4	40歳からのフレッシュアップ講座～心もからだも健康に～（3/3・10・17 全3回 実施）	概ね40歳以上の女性	3	延べ63名	32,700
5	思春期講座	市内小学生など	2	486	21,000
6	いのちの大切さの授業	市内中学生	3	522	28,132
7	幼児と中学生のふれあい体験	市内中学生	2	187	0
8	随時教育（命の授業、保育体験学習）	小学生・中学生	6	482	0
9	女性の健康週間講演会「笑顔支援プロジェクト いい笑顔は口元から」	市民	1	43	61,300
10	ピンクリボンキャンペーン	市民	1	1,000	0
11	チラシによる乳がん検診普及啓発事業	3歳児健診対象者	72	4,313	0
12	健康相談（フラワーフェスティバルでの乳がん普及啓発）	市民	2	366	10,000

※思春期から更年期に至る女性

（2）健康相談事業

婦人科疾患、更年期障害、不妊等の思春期から更年期に至る女性の健康問題に関する相談を実施している。

実施状況

番号	事業名（平成26年度調査時）	対象	実施回数	利用者数	事業費（円）
1	こころの健康相談	メンタルケアの必要なもの	通年	24	0
2	女性のためのカウンセリング	メンタルケアの必要なもの	135	311	1,755,000
3	妊娠期の講座やあかちゃん訪問等の母子保健事業	婦人科疾患又は更年期障害を有する者	87	1224	—

（3）不妊・不育症相談事業

不妊等に悩む市民の相談を受け、適切な情報提供を行うことで精神的負担の軽減を図るなど、総合的な不妊治療の支援を行い、生涯を通じた女性の健康支援および次世代育成支援を実施している。

実施状況

番号	事業名	実施回数	利用者数	事業費（円）
1	不妊に関する相談事業	通年	7	0
2	不妊治療に関する情報提供	通年	0	0
3	不育症に関する相談対応	通年	0	0
4	不育治療に関する普及啓発	通年	0	0

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

中核市移行に伴い制定又は改定された対象要綱の各条項に関して、不備等が見受けられるか。

第2 考察

事務処理は適正になされており、対象要綱の規定についても、不備等は見受けられない。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

「八王子市かきの取扱方法等に関する要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、かきの適切な取扱方法等について必要な事項を定めることにより、食中毒の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的として制定されたものである。

本要綱は、生食用かき、加熱調理用かき、冷凍かきの3種の対象ごとに、各営業者（市場内営業者、魚介類販売営業者、飲食店営業者）の遵守事項を定めている。なお、かきは、冷凍用と非冷凍用に大別され、後者が生食用かきと加熱調理用かきに細分されることである。

3 事業概要

本事業は、生食用かき、加熱調理用かき、冷凍かきに関して、営業者に対し、かきの取扱いに関する遵守事項を定め、生食用かきの取扱い者に対しては、保健所長に所定の様式の届出を求めることで、成分規格、保存基準、表示等の遵守事項の違反の有無を検査している。生食用かきの表示に関する検査、生食用かきの検体を収去してその成分規格を検査する収去検査の過去5年間の実績は以下のとおりである。

(1) 生食用かき指導件数

(単位: 件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
表示検査	48	36	21	29	不明※
収去検査	2	1	2	2	2

※表示検査件数については、平成27年度は都区市共通の報告様式の変更により、集計しておらず、不明である。

(2) 営業所数

保健所年報によれば、「魚貝類販売業」のくくりで、平成26年度までであるが、以下のとおりである。

営業所数

(単位: か所)

年度	23年度末 営業所数	24年度末 営業所数	25年度末 営業所数	26年度末 営業所数
一般	168	168	167	153

包装	297	310	325	334
移動販売車	4	4	5	5
計	469	482	497	492

(保健所年報平成 25 年度 39 頁、平成 27 年度 61 頁)

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

検査項目、検査期間、検査体制について、問題はないか。

(2) 要綱の規定について

対象要綱の第 1 の 4 項「成分規格、保存基準又は表示等に違反する場合は、生食用かきの取扱いを禁止するなど、必要な行政措置を講ずるものとする」に関して、違反に対する措置を規定しているが、具体的な行政措置に関する規定が対象要綱にない点について、問題はないか。

第 2 考察

1 事務処理の適正について

八王子市内では、平成 26 年度の食中毒は 8 件 144 名の患者が発生している。そのうち、平成 27 年 3 月に飲食店（一般）でかきに付着したノロウイルスが原因で、6 名の食中毒患者が発生している（平成 26 年度八王子市食品衛生監視指導計画実施結果概要 3 頁）。

所管課では、飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食中毒を起こしやすい業種の重点監視を行っており、かきの安全性を図る指導業務について、検査項目、検査期間、検査体制に問題は見受けられなかった。

2 要綱の規定について

対象要綱の第 1 の 4 項に関して、主体及び具体的な行政措置が不明確であり、行政による恣意的な運用のおそれがあるため、食品衛生法等の規定に基づく措置及び対象要綱の規定に基づく措置について、規定を分けて整備する必要がある。

第 3 提言

(意見 1) 要綱第 1 の (1) カの誤表記について

本事業は、八王子市が平成 19 年 4 月 1 日保健所政令市移行に伴い、東京都の事業を引き継ぎ、東京都と同様な取扱いを行っているため、東京都の要綱をそのまま流用しているものの、第 1 の 1 (1) カの「自店舗名と販売年月日購入者に」の規定は、「自店舗名と販売年月日が購入者に」の誤記である。

(意見 2) 要綱の目的について

対象要綱に目的の記載がないため、行政指導の前提となる要綱の目的が不明である。八王子市として、本事業にあたり、要綱を整備するのであれば、目的として、「かきの適切な取扱方法等について必要な事項を定めることにより、食中毒の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。」との一文を挿入すべきであると思われる。

(意見 3) 記載方法（内容の一義性）について

対象要綱の用語の定義が明記されていない。対象要綱の恣意的な解釈のおそれを防止するため、用語の定義を明記することが望ましい。

(意見 4) 対象要綱の第 1 の 4 項の記載について

対象要綱の第 1 の 4 項「成分規格、保存基準又は表示等に違反する場合は、生食用かきの取扱いを禁止するなど、必要な行政措置を講ずるものとする」との規定は、主体及び具体的な行政措置の内容が不明確であるので、食品衛生法等の規定に基づく措置として、保健所長が八王子市食品衛生関係不利益処分取扱要綱に基づき必要な行政処分を行うこと、対象要綱に基づく措置として、保健所長が違反者に対し、基準を遵守するよう指導することを対象要綱に明記することが望ましい。

要綱の規定に関する参考として、以下に、兵庫県のかきの取扱いに関する指導要綱の抜粋を掲載する。

かきの取扱いに関する指導要綱（抜粋）

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。各用語の定義が明確にされている。

2 「生食用かき」とは、食品衛生法第 11 条で規定された生食用かきの規格基準（以下「規格基準」という。）に適合するむき身かき（冷凍かきを含む。）及び殻付きかきをいう。

（かき取扱業者の責務）

第 5 条 かき取扱業者は、かきの安全性を確保するため、自らの責任により、取扱いを行うかきについて、次に定める措置を適切に講じなければならない。

（違反等に対する措置）

第 8 条 違反等に対する措置は、以下のとおりとする。

このように、明確な定義付けやかきの取扱業者、違反等に対する措置をひとくくりで規定すると明快になる。

「八王子市食品衛生管理者指導要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品衛生管理者の任務を明示し、かつ責任の所在を明確にして、食品添加物による危害の発生を防止し、公衆衛生の向上および増進に資することを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、食品添加物による危害の発生を防止し、公衆衛生の向上および増進に資することを目的として、食品衛生管理者の遵守事項および化学的合成品たる食品添加物の製造、加工および小分業の衛生基準を定めるものである。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条の規定により、製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であって、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）で定めるものの製造又は加工を行う営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととなっている。営業者は、食品衛生管理者を置いたときは、15日以内に都道府県知事（保健所）に届け出なければならない。

「食品衛生管理者」は、食品衛生法に定められた許可営業者に求められる飲食店や食品製造業ごとに必置義務がある「食品衛生責任者」とは異なる。

食品衛生管理者に関する過去5年間の新規登録者の実績は以下のとおりである。

新規登録者実績

(単位:人)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
食品衛生 管理者数	10	10	10	10	11

なお、指導実績件数については、所管課で統計を取っていないため、不明である。

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱の第2項「食品衛生管理者の遵守事項」に関して、食品衛生管理者の遵守事項を規定しているが、要綱で定めることが適法であるか。

対象要綱の第3項1号「建物の構造」に関して、建物の構造について、東京都食品衛生法施行条例第3条別表第2と異なった内容となっているが、当該都条例第3条ただし書きに規定する知事の「しんしゃく」が市長に準用されるか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

指導実績が不明のため、事務処理の適正について判断できなかった。

2 対象要綱の規定について

対象要綱で規定する食品衛生管理者の遵守事項については、食品衛生施行条例の内容を明確化する範囲にとどまるものであり、要綱で定めても適法である。

東京都食品衛生法施行条例第3条ただし書きに規定する知事の「しんしゃく」については、施設基準を定める権限が、東京都から八王子市に委譲されていないため、本市独自に規定することはできない。

対象要綱の第3項1号「建物の構造」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生管理者指導要綱(昭和34年6月29日34衛公食発第242号各保健所長宛衛生局長通知)別添第3化学的合成品たる食品添加物の製造、加工および小分業の衛生基準(1)「建物の構造」をそのまま準用したものであり、本市独自に基準を設けて規定したものではないので、違法ではない。

第3 提言

(意見) 要綱第2項(5)について

対象要綱第2項(5)の「木札」について、その形状に関する定めが規定されていない。これでは、いかなる大きさであっても、「木札」であれば基準を満たすことになるが、食品衛生管理者を明示することで、責任の所在を明確にして、食品添加物による危害の発生を防止し、公衆衛生の向上および増進に資することを目的とするのであれば、責任者名を認識しうるように、「木札の大きさは、一辺が20cm以上、他辺が10cm以上の長方形とする(自動販売機に付するものを除く。)」などと規定するのが望ましい。

「八王子市移動営業（引車）の取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、移動営業（引車）に簡易な施設を設けて食品の提供を行う営業の許可及び監視指導の実施にあたり、必要な事項を定め、当該営業による食品の危害発生防止を図ることを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、移動営業（引車）による食品の危害発生防止を図ることを目的に、移動営業（引車）に簡易な施設を設けて食品の提供を行う営業の許可及び監視指導の実施をしているものである。

引車での営業とは、引車により随時移動し、食品を製造し、加工し、又は調理し、これを客に飲食させる形態のものをいう。引車による営業では、取扱食品に制限がある。

移動営業（引車）での営業とは、引車により随時移動し、食品を製造し、加工し、又は調理し、これを客に飲食させる形態のものをいう。許可の種類としては、飲食店営業（移動）と菓子製造業（移動）があるが、取扱うことができる食品がそれぞれ次のように限られている。

条件

1. 生もの（さしみ、すし等）、米飯類及び生クリームを取り扱うことはできない。
2. その場での製造、加工、調理は、工程の簡易なもので、加熱処理が行われるものでなければならない、

取扱うことができる食品は、1、2の条件を満たしたもので、かつ次の取扱い品目のうち、1品目に限られる。

取扱可能食品

許可業種	取扱品目
飲食店営業（移動）	おでん（みそおでんを含む。）、焼きとり、焼貝、いか焼、たこ焼、お好み焼、ラーメン、焼そば
菓子製造業（移動）	今川焼（たい焼、大判焼及び黄金焼を含む。）、焼もち（しょう油、のり及びきな粉等を付けたものを含む。）、

※これらの営業許可の範囲は都内一円に限られる（東京都福祉保健局「食品衛生の窓」食品安全情報サイト）。

監視指導および届出移動営業車（引車）の過去5年間の実績は以下のとおりである。

指導件数実績

(単位:件)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
指導件数	0	0	1	0	1

許可移動営業（引車）数実績

(単位:台)

年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
許可移動営業（引車）数	3	3	4	4	1

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱の第4「施設基準」及び対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」に関して、東京都食品衛生法施行条例第2条別表第1及び第3条別表第2と異なり、第2条ただし書き及び第3条ただし書きの適用により、八王子市独自に定めたかのような内容となっているが、当該都条例第2条及び第3条に規定されている知事の「しんしゃく」が市長に適用されるか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

要綱に該当する対象件数が、平成27年度は1台に留まるものから、事業の必要性の観点から事業自体の見直しが問題となるものの、東京都福祉局では、引車での営業は、衛生上の取扱いが不十分になりがちなため、できるだけ固定店舗や自動車による営業に変更するよう求めているように、当該営業による食品の危害発生防止を図る必要性は高く、移動営業車（引車）による営業の可能性がある限り、事業の必要性は認められる。

なお、所管課によれば、固定店舗はともかく、自動車による営業は、それ以外の営業（典型的には自動車と一体にならない屋台のケース）に比べ、（食器洗浄用等に）使える水の量が全く異なる、とのことである。

2 対象要綱の規定について

(1) 対象要綱第4「施設基準」について

東京都食品衛生法施行条例第3条ただし書きに規定する知事の「しんしゃく」については、施設基準を定める権限が、東京都から八王子市に委譲されていないため、八王子市独自に規定することはできない。

対象要綱の第4「施設基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第2の2「施設基準に関する事項」をそのまま準用したものであり、八王子市独自に基準を設けて規定したものではないので、違法ではない。

(2) 対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」について

対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第2の1「公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する事項」をそのまま準用したものである。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第67条、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第38条第2項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第174条の49の14により、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」については、中核市である八王子市の所掌事務であるので、条例を定めることで、市長がしんしゃくすることが出来る。

しかし、平成27年4月1日の中核市移行に伴って、新たに条例で規定すべきものであるが、いまだ規定されておらず、基準の根拠規定がない状態にあり、違法である。

第3 提言

(指摘) 要綱の基準について

これまで、国は、食品衛生法第50条第2項に基づき都道府県、指定都市及び中核市が営業施設の衛生管理上講ずべき措置を条例で定める場合の技術的助言として、「管理運営基準準則」（「食品衛生法の一部を改正する法律等の施行について」昭和47年11月6日付け環食第516号）を示し、八王子市は、東京都の「公衆衛生上講ずべき措置の基準」に従って要綱を規定してきたため、八王子市では、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」を制定していない。

今般、国は、平成15年の食品衛生法の改正を契機として、コーデックス委員会（CODEX Alimentarius Commission）が示している食品衛生の一般原則（General Principles of Food Hygiene CAC/RCP 1-1969, Rev.3-1999, Amd.1999）の内容等を参考に「管理運営基準準則」を全面的に見直し、新たに「食品等事業者が実施すべき管理運営に関する指針

(ガイドライン) (以下「ガイドライン」という。))」を策定し、各都道府県、指定都市及び中核市において、ガイドラインを踏まえて、関係条例の改正について検討されるよう求めている。これは、ノロウイルスへの対応を盛り込んだものである。

そこで、八王子市における「公衆衛生上講ずべき措置の基準」の条例制定にあたっては、ノロウイルスへの対応も含め、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」(厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知平成 16 年 2 月 27 日付食安発第 0227012 号)が改正されたことを踏まえて取組むべきである。

なお、平成 27 年 4 月 1 日施行の東京都食品衛生法施行条例では、公衆衛生上講ずべき措置の基準について、上記ガイドラインに従った改正がなされている。

(意見) 要綱の目的について

対象要綱に目的の記載がないため、行政指導の前提となる要綱の目的が不明である。八王子市として、本事業にあたり、要綱を整備するのであれば、目的として、「移動営業(引車)に簡易な施設を設けて食品の提供を行う営業の許可及び監視指導の実施にあたり、必要な事項を定め、当該営業による食品の危害発生防止を図ることを目的とする。」との一文を挿入すべきであると思われる。

「八王子市行事における臨時営業等の取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、縁日、祭礼等の行事において、不特定多数の者を対象として簡易な施設を設けて食品を提供する行為に対する、食品衛生法施行条例第2条ただし書及び第3条ただし書の規定によりしんしゃくする基準等を定めるとともに、公衆衛生の確保の観点から必要な事項を定めることにより、当該行為における食品衛生を確保することを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、縁日、祭礼等の行事における出店などの簡易な施設での食品の提供における公衆衛生の確保を目的として、食品の提供を行う営業の許可及び監視指導の実施をしているものである。

臨時営業の飲食店営業及び菓子製造業では、一時的に催され、不特定多数の者が自由に参加できる次のような行事で行う営業を対象としている。

行事

ア	神社・仏閣の縁日・祭礼	オ	盆踊り
イ	住民祭	カ	花見
ウ	産業祭	キ	歩行者天国
エ	花火大会	ク	彼岸会

また、取扱うことのできる食品は以下の要件を満たし、かつ、表に掲げる食品1品目に限られる。

※飲食店営業（臨時）では、喫茶類1品目（ところてん及びかき氷を除く。）又は酒類1品目と、他の1品目とを併せて提供することができる。

要件

1	生もの（さしみ、すし等）、生クリームを取り扱うことはできない。
2	原材料の細切等の仕込み行為をその場で行うことはできない。 仕込みの必要な原材料を使用する場合には、あらかじめ営業許可を受けた施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）直前まで十分に冷蔵しておく。

3	かき氷には飲用水を使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いる。
4	その場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものを取り扱うことはできない。
5	ところてん、かき氷、清涼飲料水及び酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行えるもの以外は取扱うことはできない。

取扱可能食品

許可業種	取扱うことのできる品目	
飲食店営業（臨時）	煮物類	おでん、煮込み、豚汁、けんちん汁
	焼物類	焼きとり、焼き貝、いか焼き、焼きさつま揚げ、焼きぎょうざ、焼魚
	お好み焼類	たこ焼き、お好み焼、タコス
	茹物・蒸し物類	じゃがバター、蒸しぎょうざ、蒸ししゅうまい
	めん類	焼きそば、即席カップ麺
	揚げ物類	串かつ、フライドチキン、フライドポテト
	喫茶類	ところてん、かき氷、清涼飲料水、甘酒、しるこ、コーヒー、紅茶
	ドッグ類	ソーセージ類をそのまま、もしくは衣をつけて焼くか油で揚げたもの、ホットドッグ類
	酒類	日本酒、ビール、焼酎等
菓子製造業（臨時）	焼菓子類	今川焼き、クレープ、ベビーカステラ、五兵衛餅、焼き餅
	揚げ菓子類	ドーナッツ、大学芋
	団子菓子類	草団子、焼き団子
	まんじゅう類	焼きまんじゅう、蒸しまんじゅう
	あめ菓子類	べっこう飴、果実飴、カルメ焼
	その他	果実チョコ（果実にチョコレートをからめたもの）

※これらの営業許可の範囲は都内一円に限られる（東京都福祉保健局「食品衛生の窓」食品安全情報サイト）。

監視指導および営業許可の過去 5 年間の実績は以下のとおりである。

監視件数実績

(単位：件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
飲食店	54	57	131	237	87
菓子製造業	15	33	22	53	23
合計	69	90	153	290	110

なお、「監視」とは現実の営業状況を目視で把握することであるが、営業の妨げになるといけないので、実際には営業の開始される以前に行って実施するようしているとの話である。

営業許可件数実績

(単位：件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
飲食店	52	56	62	57	105
菓子製造業	15	22	8	14	26
合計	67	78	70	71	131

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱の第 4「施設基準」及び対象要綱の第 5「公衆衛生上講ずべき措置の基順」に関して、東京都食品衛生法施行条例第 2 条別表第 1 及び第 3 条別表第 2 と異なり、第 2 条ただし書き及び第 3 条ただし書きの適用により、八王子市独自に定めたかのような内容となっているが、当該都条例第 2 条及び第 3 条に規定されている知事の「しんしゃく」が市長に適用されるか。

第 2 考察

1 事務処理の適正について

関東有数の山車まつりといわれる「八王子まつり」に代表されるように、八王子市において、要綱の対象件数は、所管課の規模（平成 27 年 3 月 31 日現在、食品衛生担当のうち、監視担当の食品衛生監視員 9 名）に比べて、やや多いように思われる。

この点に関して、所管課においては、監視業務の効率性を確保するため、縁日業者と協力して（世話役と協働するなど）、監視業務を工夫しており、適正な事業執行がなされている。

2 対象要綱の規定について

(1) 対象要綱第4「施設基準」について

東京都食品衛生法施行条例第3条ただし書きに規定する知事の「しんしゃく」については、施設基準を定める権限が、東京都から八王子市に委譲されていないため、八王子市独自に規定することはできない。

対象要綱の第4「施設基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第4の2「施設基準に関する事項」をそのまま準用したものであり、八王子市独自に基準を設けて規定したものではないので、違法ではない。

(2) 対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」について

対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第4の1「公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する事項」をそのまま準用したものである。

食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第67条、食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）第38条第2項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第174の49の14により、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」については、中核市である八王子市の所掌事務であるので、条例を定めることで、市長がしんしゃくすることが出来る。

しかし、平成27年4月1日の中核市移行に伴って、新たに条例で規定すべきものであるが、いまだ規定されておらず、基準の根拠規定がない状態にあり、違法である。

第3 提言

（指摘） 要綱の基準について

八王子市移動営業（引車）の取扱要綱での指摘と同様に、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」（厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知平成16年2月27日付食安発第0227012号）の改正を踏まえ、公衆衛生上講ずべき措置の基準を制定すべきである。

「八王子市自動車による食品営業に係る営業許可等の取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品の調理加工又は販売の営業のうち自動車（道路運送法第2条第2項に定めるものをいう。ただし、2輪のものを除く。）に施設を搭載し、移動しながら行うものに関し、食品衛生法施行条例第2条ただし書及び第3条ただし書並びに食品製造業等取締条例（以下「取締条例」という。）第6条第1項ただし書の規定に基づき保健所長がしんしゃくできる場合の基準及び営業許可の取扱い等を定め、もって食品衛生法及び取締条例の円滑な運用を図ることを目的とする。

3 事業概要

本事業は、食品の調理加工又は販売の営業のうち自動車に施設を搭載し、移動しながら行うものに関し、食品衛生法及び取締条例の円滑な運用を図ることを目的として、営業の許可及び監視指導の実施をしているものである。

対象の業態、営業品目等は、「八王子市移動営業（引車）の取扱要綱」と重複するが、本要綱は主として営業許可に関する側面の規制である。

監視指導および営業許可の過去5年間の実績は以下のとおりである。

監視指導件数実績

(単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
飲食店	25	23	25	37	20
喫茶店	1	1	1	0	1
菓子製造	9	6	4	3	14
乳類販売	0	2	2	0	1
食肉販売	0	0	1	0	0
魚介類販売	0	1	1	0	0
食料品販売	19	2	3	0	1
合計	54	35	37	40	37

営業許可件数実績

(単位：件)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
飲食店	25	20	16	12	29
喫茶店	1	1	4	0	1
菓子製造	8	5	4	5	10
乳類販売	0	2	2	2	2
食肉販売	0	0	1	0	1
魚介類販売	0	1	1	2	1
食料品販売	19	1	3	3	2
合計	53	30	31	24	46

なお、八王子市で営業許可を出すのは、本要綱第 3「2」のように、「仕込み場所が八王子市内である場合」等であるが、他の自治体での営業許可を受けた業者が、自動車で八王子市内で営業する場合もある（営業許可の範囲は都内一円）のだから、八王子市内で営業する業者数が、およそ何件かは、八王子市内と他の自治体での許可を受けた業者の内訳と共に、一度把握することは必要であろう。

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱の第 4「営業車に搭載する施設の構造及び食品の取扱い設備の基準」及び対象要綱の第 5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」に関して、東京都食品衛生法施行条例第 2 条別表第 1 及び第 3 条別表第 2 と異なり、第 2 条ただし書き及び第 3 条ただし書きの適用により、八王子市独自に定めたかのような内容となっているが、当該都条例第 2 条及び第 3 条に規定されている知事の「しんしゃく」が市長に適用されるか。

第 2 考察

1 事務処理の適正について

要綱の対象件数が所管課の規模に比べて多く、効率性の観点から問題がないか監査をしたところ、所管課への口頭によるヒアリングの結果、対象車両の所有者、つまり営業主の方で、所管課に出向き営業許可審査を受ける運用のため、効率的な事業執行がなされており、事務処理は適正であった。

2 対象要綱の規定について

(1) 対象要綱の第4「営業車に搭載する施設の構造及び食品の取扱い設備の基準」について

東京都食品衛生法施行条例第3条ただし書きに規定する知事の「しんしゃく」については、施設基準を定める権限が、東京都から八王子市に委譲されていないため、八王子市独自に規定することはできない。

対象要綱の第4「施設基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第3の2「施設基準に関する事項」をそのまま準用したものであり、八王子市独自に基準を設けて規定したものではないので、違法ではない。

(2) 対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」について

対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第3の1「公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する事項」をそのまま準用したものである。

食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第67条、食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）第38条第2項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第174の49の14により、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」については、中核市である八王子市の所掌事務であるので、条例を定めることで、市長がしんしゃくすることが出来る。

しかし、平成27年4月1日の中核市移行に伴って、新たに条例で規定すべきものであるが、いまだ規定されておらず、基準の根拠規定がない状態にあり、違法である。

第3 提言

（指摘） 要綱の基準について

八王子市移動営業（引車）の取扱要綱での指摘と同様に、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」（厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知平成16年2月27日付食安発第0227012号）の改正を踏まえ、公衆衛生上講ずべき措置の基準を制定すべきである。

「八王子市飲食店営業及び喫茶店営業の屋外客席に関する取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）に規定する飲食店営業及び喫茶店営業の施設の屋外客席について、食品衛生法施行条例第2条ただし書及び第3条ただし書の規定に基づきしんしゃくできる場合の基準を定めるとともに、公衆衛生の確保の観点から必要な事項を定め、もって屋外客席に係る食品衛生を確保することを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業の施設の屋外客席について、屋外客席に係る食品衛生を確保することを目的として、営業の届出及び指導の実施をしているものである。いわゆる、喫茶店の「オープンテラス」というものが、対象である。

営業届出及び指導件数について、所管課に文書でヒアリングをしたところ、以下のとおりのお回答を得た。

都区市で使用している食品衛生業務報告書に、本要綱で規定する業種が無く、飲食店もしくは喫茶店の件数に含めて計上しているため、本要綱における件数としては、把握していない。所管課の担当者の認識では、届出件数は、数年に1回あるかどうかである。

4 検討項目

（1）事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

（2）対象要綱の規定について

対象要綱の第4「施設基準」及び対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」に関して、東京都食品衛生法施行条例第2条別表第1及び第3条別表第2と異なり、第2条ただし書き及び第3条ただし書きの適用により、八王子市独自に定めたかのような内容となっているが、当該都条例第2条及び第3条に規定されている知事の「しんしゃく」が市長に適用されるか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

実績件数の統計がないため、事務処理の適正について判断できなかった。

2 対象要綱の規定について

(1) 対象要綱第4「施設基準」について

東京都食品衛生法施行条例（平成12年3月31日、条例第40号）第3条ただし書きに規定する知事の「しんしゃく」については、施設基準を定める権限が、東京都から八王子市に委譲されていないため、八王子市独自に規定することはできない。

対象要綱の第4「施設基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第9の2「施設基準に関する事項」をそのまま準用したものであり、八王子市独自に基準を設けて規定したものではないので、違法ではない。

(2) 対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」について

対象要綱の第5「公衆衛生上講ずべき措置の基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第9の1「公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する事項」をそのまま準用したものである。

食品衛生法（昭和22年12月24日法律第233号）第67条、食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）第38条第2項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第174の49の14により、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」については、中核市である八王子市の所掌事務であるので、条例を定めることで、市長がしんしゃくすることが出来る。

しかし、平成27年4月1日の中核市移行に伴って、新たに条例で規定すべきものであるが、いまだ規定されておらず、基準の根拠規定がない状態にあり、違法である。

第3 提言

(指摘) 要綱の基準について

八王子市移動営業（引車）の取扱要綱での指摘と同様に、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」（厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知平成16年2月27日付食安発第0227012号）の改正を踏まえ、公衆衛生上講ずべき措置の基準を制定すべきである。

「八王子市包装食品を販売する営業に係る営業許可の取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品衛生法（（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）又は食品製造業等取締条例（以下「取締条例」という。）の規定による許可を要する営業のうち、包装済みの食品のみを扱う販売業について、食品衛生法施行条例第3条ただし書及び取締条例第6条第1項ただし書に基づき施設基準をしんしゃくする場合の詳細及び営業許可の取扱方法を定め、もって法及び取締条例の円滑な運用に資することを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、法及び取締条例の円滑な運用に資することを目的として、法または取締条例の規定による許可を要する営業のうち、包装済みの食品のみを扱う販売業について、営業の許可及び監視指導の実施をしているものである。

監視指導および営業許可の過去5年間の実績は以下のとおりである。

監視指導件数実績

(単位:件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
乳類販売 (ケース)	240	221	194	180	254
食肉販売	108	111	111	99	97
魚介類販売	101	91	102	105	101
食料品等販売	56	83	94	123	92
合計	505	506	501	507	544

営業許可申請件数実績

(単位:件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
乳類販売 (ケース)	118	120	110	156	137
食肉販売	64	67	80	95	80
魚介類販売	69	72	74	99	88
食料品等販売	38	54	47	91	64

合計	289	313	311	441	369
----	-----	-----	-----	-----	-----

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱の第3「施設基準」に関して、東京都食品衛生法施行条例（以下「施行条例」という。）第3条別表第2及び取締条例第6条第1項各号と異なり、施行条例第3条ただし書き及び取締条例第6条第1項ただし書きの適用により、八王子市独自に定めたかのような内容となっているが、施行条例第3条及び取締条例第6条第1項ただし書きに規定されている知事の「しんしゃく」が市長に適用されるか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

営業許可申請件数、監視件数ともに、所管課の規模（平成27年3月31日現在、食品衛生担当のうち、監視担当の食品衛生監視員9名）と比較して、平成27年度監視件数を監視員当たりの件数として換算すると、一人約60件を抱えることになり、やや業務量が多いものの、口頭によるヒアリングの結果、他の検査業務に赴いた折りに、付近の監視業務をこなすなど、効率的な監視業務を行っており、所管課の工夫が見受けられた。

2 対象要綱の規定について

対象要綱第3「施設基準」について

施行条例第3条ただし書き及び取締条例第6条第1項ただし書きに規定する知事の「しんしゃく」については、施設基準を定める権限が、東京都から八王子市に委譲されていないため、八王子市独自に規定することはできない。

対象要綱の第3「施設基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第7の1「施設基準に関する事項」をそのまま準用したものであり、八王子市独自に基準を設けて規定したものではないので、違法ではない。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

「八王子市特定の建物内における飲食店営業及び喫茶店営業の客席に関する取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に基づき、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条で規定される飲食店営業及び喫茶店営業の施設の特定の建物内の客席について、公衆衛生の確保の観点から必要な事項を定め、もって特定の建物内の客席に係る食品衛生を確保することを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、特定の建物内の客席に係る食品衛生を確保することを目的として、特定の建物内の飲食店営業及び喫茶店営業の施設の客席について、必要な事項を定め、特定の建物（屋外と完全に区画されたものであって、換気設備の設置及びじんあいの防除の措置が講じられ、かつ、ねずみ族及び昆虫等の防除の措置が講じられているもの）に設けられた調理場と隣接した衛生上支障のない位置の客席、その食品衛生上の基準を定め、公衆衛生の確保の観点から、営業の許可申請者に対する指導の実施をしているものである。

簡単にいうと、大規模商業施設（イオンなど）の中にある、「フードコート」が、本要綱の規制対象である。

本要綱に基づく指導件数について、所管課に文書で照会したところ、下記のとおりのお回答を得た。

都区市で使用している食品衛生業務報告書に、本要綱で規定する業種が無く、飲食店もしくは喫茶店の件数に含めて計上しているため、本要綱での件数としては、把握していない。申請件数は、所管課担当者の認識では、大規模商業施設等が開店する際にある程度でしかない。

4 検討項目

（1）事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

（2）対象要綱の規定について

対象要綱の第4「施設基準」に関して、東京都食品衛生法施行条例第3条別表第2と異なり、第3条ただし書きの適用により、八王子市独自に定めたかのような内容となっ

ているが、当該都条例第3条に規定されている知事の「しんしゃく」が市長に適用されるか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

実績件数の統計がないため、事務処理の適正について判断できなかった。

2 対象要綱の規定について

対象要綱第4「施設基準」について

東京都食品衛生法施行条例第3条ただし書きに規定する知事の「しんしゃく」については、施設基準を定める権限が、東京都から八王子市に委譲されていないため、八王子市独自に規定することはできない。

対象要綱の第4「施設基準」の規定については、保健所政令市移行に伴って、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第10の1「施設基準に関する事項」をそのまま準用したものであり、八王子市独自に基準を設けて規定したものではないので、違法ではない。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

「八王子市特定保存温度帯で保管される弁当の自動販売機の取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品衛生法施行条例（以下「施行条例」という。）別表第1第3及び食品製造業等取締条例（以下「取締条例」という。）別表第4第2の2にそれぞれ規定する自動販売機の管理並びに食品の取扱いのうち、弁当の取扱いについて、公衆衛生の確保の観点から必要な事項を定め、もって施行条例及び取締条例の円滑な運用に資することを目的として規定されたものである。

本要綱は、全5条で構成されており、第1条では目的について規定され、第2条では用語の定義について規定され、第3条では適用対象について規定され、第4条では衛生管理運営基準について規定されて、第5条では営業許可の取扱いについて規定されている。

3 事業概要

本事業は、施行条例及び取締条例の円滑な運用に資することを目的として、施行条例及び取締条例の規定する自動販売機の管理並びに食品の取扱いのうち、弁当の取扱いについて、営業の許可の実施をしているものである。

本要綱に基づく営業許可申請件数について、所管課に文書でヒアリングをしたところ、下記のとおりのお回答を得た。

都区市で使用している食品衛生業務報告書に、本要綱で規定する業種が無く、食料品等販売業の自動販売機の件数に含めて計上しているため、本要綱での件数としては、把握していない。

食料品等販売業の自動販売機の件数としては、平成27年度の許可申請件数は、新規5件、更新1件であった。

八王子市の特徴としては、大学内に設置しているケースがあった。

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱の第4「衛生管理運営基準」に関して、施行条例第2条別表第1の第3及び

取締条例第6条第1項第4号と異なり、施行条例第2条ただし書き及び取締条例第6条第1項ただし書きの適用により、八王子市独自に定めたかのような内容となっているが、施行条例第2条及び取締条例第6条第1項ただし書きに規定されている知事の「しんしゃく」が市長に適用されるか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

食料品等販売業の自動販売機の営業許可業務については、事務処理に問題は見受けられなかった。

2 対象要綱の規定について

対象要綱の第4「衛生管理運営基準」について

対象要綱の第4「衛生管理運営基準」の規定については、東京都の食品衛生法施行条例及び食品製造業等取締条例に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準及び施設基準のしんしゃくについて（平成12年4月1日11衛生食第1045号各特別区長宛衛生局長通知）別記第11の1「公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する事項」をそのまま準用したものである。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第67条、食品衛生法施行令（昭和28年8月31日政令第229号）第38条第2項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第174の49の14により、「公衆衛生上講ずべき措置の基準」については、中核市である八王子市の所掌事務であるので、条例を定めることで、市長がしんしゃくすることが出来る。

しかし、平成27年4月1日の中核市移行に伴って、新たに条例で規定すべきものであるが、いまだ規定されておらず、基準の根拠規定がない状態にあり、違法である。

第3 提言

（指摘）要綱の基準について

八王子市移動営業（引車）の取扱要綱での指摘と同様に、「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」（厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知平成16年2月27日付食安発第0227012号）の改正を踏まえ、公衆衛生上講ずべき措置の基準を制定すべきである。

「八王子市食品衛生関係の営業許可等に係る取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品取扱施設の営業許可に際し、公正な有効期間の査定とその他営業許可に必要な事項を定め、もって営業許可関係事務の適切な処理を図ることを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、営業許可関係事務の適切な処理を図ることを目的として、食品取扱施設の営業の許可及び監視の実施をしているものである。

監視および営業許可の過去5年間の実績は以下のとおりである。

監視件数実績

(単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
食品衛生法による許可業種	3,914	3,699	3,566	3,247	3,025
食品製造業等 取締条例による許可業種	418	512	498	339	348
合計	4,332	4,211	4,064	3,586	3,373

営業許可申請件数実績

(単位：件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
食品衛生法による許可業種	1,771	1,599	1,561	1,836	1,896
食品製造業等 取締条例による許可業種	204	267	228	295	244
合計	1,975	1,866	1,789	2,131	2,140

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に関して、効率性の観点から問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱の規定に関して、適法性の観点から問題はないか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

営業許可申請件数、監視件数ともに、所管課の規模（平成 27 年 3 月 31 日現在、食品衛生担当の食品衛生監視員 9 名）と比較して、平成 27 年度監視件数を監視員当たりの件数として換算すると、一人約 374 件を抱えることになり、業務量が多いものの、口頭によるヒアリングの結果、監視業務の実査では他の検査業務に赴いた折りに、付近の監視業務を複数まわるなど、効率的な監視業務を行っており、所管課の工夫が見受けられた。

2 対象要綱の規定について

対象要綱の規定について、適法性の点からは問題はなかったが、以下の提言に記載の事項について、改善が望ましい。

第3 提言

(意見 1) 要綱の目的について

対象要綱第 1 目的の規定について、「もって営業許可事務の適切な処理を図ることを目的」とする記載について、「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の円滑な施行を図ることを目的」とする記載の方が、要綱の根拠条文を明確に示すことができるので、望ましい。

(意見 2) 記載方法（内容の一義性）について

対象要綱の用語の定義が明記されていない。対象要綱の恣意的な解釈のおそれを防止するため、以下のとおり、用語の定義を明記することが望ましい。

この要綱において使用する用語は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）及び八王子市食品衛生法施行細則において使用する用語の例による。

「八王子市食品衛生法違反者等の公表取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）第63条及び東京都ふぐの取扱い規制条例（以下「ふぐ条例」という。）第19条の2の規定に基づき、法若しくはふぐ条例（以下「法等」という。）又は法等に基づく処分に違反した者の名称等の公表について、公平かつ統一的な取扱いを図ることを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、違反者に対する公平かつ統一的な取扱いを図ることを目的として、法等それらに基づく処分に違反した者の名称等の公表をしているものである。

法第63条及びふぐ条例第19条の2の規定に基づき、八王子市が食品衛生法違反者に対し、不利益処分又は書面による行政指導を行った件について、八王子市ホームページ上で公表している。

なお、公表期間については、不利益処分を行った場合はその翌日から14日間を原則とする。書面による行政指導を行った場合は、原則としてその翌日から公表し、違反状態の改善後、14日経過するまでを公表期間としている。

過去5年間の公表件数は以下のとおりである。

公表件数 (単位:件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
公表件数	3	4	5	9	6

実績に関する考察

事業執行が適正になされていることを確認した。

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に関して、適法性の観点から問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱第3条ただし書きに関して、無過失者であっても、公表対象になる余地を残しているが、問題はないか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に関して、適法性の観点からの考察は、2であわせてコメントする。

2 対象要綱の規定について

法第63条は、「厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく処分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。」と規定している。

「この法律またはこの法律に基づく処分に違反した者」の意義について、平成18年5月29日付各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長あて厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知(食安発第0529004号)では、「なお、違反が軽微なもの(当該者の故意、重大な過失等によるものか否か、当該違反による健康影響の程度、当該違反に対する社会的な関心の程度等を勘案して判断する。)であって、当該違反について直ちに改善が図られたもの以外の法違反については、原則として、書面による行政指導(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第6号に規定する行政指導をいう。以下同じ。)の対象である。」と通知している。

対象要綱第3条ただし書きでは、「ただし、当該違反者に過失がなく、喫食者等を完全に把握し、違反の全容を確実に報告する意思がある場合であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは公表を行わないことができる。」と規定し、無過失者であっても、公表対象になる余地を残している。

八王子市において、無過失者の公表実績はない。他の自治体において、違反が軽微なものに対し、直ちに改善がなされた場合は公表をしないとする規定を設けている自治体はあるものの、八王子市のような無過失者に対する公表の余地を残す規定を設けている自治体は見当たらなかった。

この点、法第63条の趣旨が、食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生上の危害の状況を明らかにすることにあるので、無過失者であっても、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から、公表すべき場合もありうるものとして、対象要綱の規定自体が直ちに違法とまではいえないが、公表された無過失者からの損害賠償請求などの訴訟リスクを抱える恐れがあるため、無過失者の公表は避けるべきである。

第3 提言

(意見) 要綱第3条ただし書きについて

要綱第3条ただし書きの規定について違法とまではいえないが、公衆衛生上の安全と公表対象者の不利益を勘案の上、無過失者からの訴訟リスクを避けるため、「ただし、当該違反者に過失がなく、喫食者等を完全に把握し、違反の全容を確実に報告する意思がある場合であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは公表を行わないものとする。」と規定すべきである。

「八王子市食品衛生関係不利益処分取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）及び食品製造業等取締条例（以下「取締条例」という。）の規定に基づく営業許可の取消し又は営業等の禁止若しくは停止その他必要な処分並びに東京都ふぐの取扱い規制条例（以下「ふぐ条例」という。）の規定に基づくふぐ加工製品の取扱い（ふぐ加工製品を販売し、若しくは販売の用に供するため貯蔵し、加工し、若しくは調理することをいう。）の禁止若しくは停止その他必要な処分について必要な事項を定めることを目的として規定されたものである。

3 事業概要

本事業は、法及び取締条例の規定に基づく営業許可の取消し又は営業等の禁止若しくは停止その他必要な処分並びにふぐ条例の規定に基づくふぐ加工製品の取扱い（ふぐ加工製品を販売し、若しくは販売の用に供するため貯蔵し、加工し、若しくは調理することをいう。）の禁止若しくは停止その他必要な処分を実施するものである。

過去5年間の処分件数及びその内訳は以下のとおりである。

処分件数

(単位:件)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
営業停止命令	0	1	0	0	1
食事の供給 停止命令	0	0	0	1	1
営業停止及び 取扱改善命令	3	0	4	4	0
営業停止並び に施設及び取 扱改善命令	0	2	1	2	0
営業停止及び 施設改善命令	0	0	0	1	1
販売禁止命令	0	1	0	1	1
合計	3	4	5	9	4

実績に関する考察

事業執行が適正になされていることを確認した。

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に関して、問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

対象要綱の規定に関して、問題はないか。

第2 考察

対象要綱に基づく事務処理及び対象要綱の規定について、適正かつ適法であり、問題はない。

第3 提言

(意見1) 要綱の公表について

本要綱について、八王子市のホームページ上の要綱欄に記載が無かった。これは、平成28年4月1日施行の改正を予定しており、掲載が間に合っていないことによるものと思われるが、準備が整い次第、速やかに掲載すべきである。

(意見2) 要綱の実施要領について

実施要領についても、平成28年4月1日施行の改正にあわせて、内容の改訂が行われているため、公表されていないだけであると思われるが、手続きの適正の観点から、準備が整い次第、速やかに公表すべきである。

「八王子市食品表示法不利益処分等取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

この要綱は、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号、以下「法」という。）の規定に基づく回収等命令又は業務停止命令その他必要な処分（以下「不利益処分」という。）並びに指示その他の措置について必要な事項を定めるものとする（食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）で定められた表示の事項のうち、衛生事項による違反に限る。）。

本要綱は、法第 6 条、第 7 条に規定されている不利益処分を行うにあたり、その基準などの必要な事項を定めたものである。

3 実績

平成 27 年度に 6 件の口頭指導を行った。内容については、後記「対象要綱の業務に関する基礎データ」で記載する。

4 検討項目

（1）本要綱に基づく事業

（2）根拠法との整合性

法第 6 条は、「食品表示基準に定められた第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし」中略「当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。」と規定する。上記「指示」に関する要綱の定め方

第2 考察

1 本要綱に基づく事業

法に関する検査は、食品衛生法関係の検査に付随して行われており、法のみを対象とする立入検査のスケジュールは組まれていない。平成 27 年度には、軽微な食品表示法違反について口頭で指導をした実績が 6 件ある。違反の内容について、文書による記録はないが、例えば、ラベルが滲んで判読が困難となっている場合や店名の表示だけで個人名や法人名が記載されていない場合などであった。即改善可能な内容であり、現場で改善する旨回答されているとのことである。

まず、食品衛生法の検査に付随して検査が行われていることについては、法の検査だけで別のスケジュールを組むよりも、効率性に資する面がある。

口頭指導の実績について、下記根拠法の考察で述べるが、法第6条に基づく指示は一定の不利益を課す措置であるから、常習性のない改善の見込める違反であれば指導にとどめることは問題がない。また、要綱第4には、文書による指導を行う場合を規定しているが、文書指導を必ず選択するというわけではないので、その場で即改善可能な違反の性質であれば口頭指導によること自体は問題ない。ただし、口頭指導であるとしても、この内容を文書に記録しておくことが望ましい。次回の検査の際、特に指導があった点の違反があった場合には、文書指導や指示等の措置の可能性を検討することができるからである。

2 根拠法との整合性

法第6条が定める指示を行った場合、指示した旨を公表しなければならず(法第7条)、また、この指示に係る措置を正当な理由なくとらなかったときは、指示に係る措置をとるべき旨の命令をすることができる(法第6条第5項)。この命令違反については、刑事罰も規定されている(法第17条)。

要綱第5条では、法の定める食品表示基準に違反した場合に、法第6条第1項又は第3項に基づく指示を原則として行うとしつつ、違反の態様が軽微であるなどの一定の場合には、ただちには、指示を行わないこととしている。これは、法第6条の指示が「できる」規定であること及び上記のとおり指示があった時点で一定の不利益を課すものであることからして、妥当な定め方であると考えられる。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

食品衛生法の検査に付随して検査が行われていることについては、別個に食品表示法独自の検査をするよりも効率性に資する面があり、問題ないとする。違反の内容については、即改善可能な軽微なものについて口頭指導にとどめることには問題がないが、文書での記録は残しておくことが望ましい。

「八王子市移動クリーニング所の取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業概略

「この要綱は、市内において、移動クリーニング所の確認及び監視指導等についての取扱いを定め、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）の円滑な運用を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。」（要綱第1条）。

本要綱によれば、移動クリーニング所とは、自動車に施設を設け、移動してクリーニング業を行うものをいい、クリーニング業法第2条第4項のクリーニング所として取り扱われる。

移動クリーニング所の開設の届出にあたっては、

- （1）クリーニング所開設届の下部の空白に自動車の保管場所、自動車の型式及び車両登録番号を記載させるものとする。
- （2）確認済証の下部の空白に自動車の保管場所、自動車の型式及び車両登録番号を記載するものとする。
- （3）確認済証は自動車の見やすい場所に掲示させるものとする。

と規定されている。

移動クリーニング所とは以上のようなものであり、本要綱は、移動クリーニング所の確認及び監視指導等についての取扱いを定めたものである。

3 実績

現在届出は1件であり、自動車内で洗たくを行うクリーニング所である。

同クリーニング所の検査は平成25年12月18日に行われた。

4 検討項目

（1）本要綱の事業

- （2）クリーニング業法施行規則に定めのない届出事項（自動車の保管場所、自動車の型式及び車両登録番号）の定めについて

第2 考察

1 本要綱に基づく事業

現在1件の届出がなされており、自動車内でクリーニングを行うクリーニング所であ

る。同クリーニング所は、平成 25 年 12 月 11 日に申請がなされ、同月 18 日に検査実施がされた後、同月 25 日に開設された。開設後、検査は行われていない。

保健所年報によると、八王子市における移動式に限らないクリーニング所の総数は、平成 26 年度末で 313 施設であり、平成 27 年度の監視指導件数は 21 件である。このクリーニング所全体の検査実施割合をみると、上記移動クリーニング所に対する検査が平成 25 年度の開設以降に行われていないことは特に検査を遅滞しているわけではないようである。また、特段、移動クリーニング所だけを重点的に検査する必要性もないと思われる。今後、定期的な検査がなされるのであれば問題はない。移動理（美）容所の考察で述べたとおり、保管場所は移動式の営業において重要な要素であるから、次回以降の検査の際は、保管場所の現地確認も視野に入れると良い。

2 届出記載事項にクリーニング業法施行規則に定めのない届出事項（自動車の保管場所、自動車の型式及び車両登録番号）の定めについてが定めてある点について

移動理（美）容所に関する考察と同様、「クリーニング所」としての衛生基準の規制、監視が可能であるため、クリーニング業法に反したものとはいえない。厚生労働省も、自動車内にカーテンを持ち込み同車内でクリーニングを行う業態につき、移動クリーニング所が許容されることを前提として、自動車登録番号、車両の保管場所等の届出を行うよう指導すべき旨の回答を行っている。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

移動式のクリーニング所を認めることは問題ないと思われる。また、理美容所と異なりクリーニング所については施設の広さ等の規制もないことなどから、特に移動式を意識した基準緩和の必要性もなさそうである。

「八王子市建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務処理要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業概略

この要綱は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号、以下「法」という。）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）及び八王子市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成19年規則第71号、以下「細則」という。）に基づく特定建築物に係る事務処理に必要な事項を定めることにより、建築物衛生行政の円滑な運営を図ることを目的とする（要綱第1）。

「特定建築物」は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000㎡以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（第3号において「第一条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が8,000㎡以上のものとする。

- | |
|---|
| 一 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
二 店舗又は事務所
三 第一条学校等以外の学校（研修所を含む。）
四 旅館興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう（法第2条第1項、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第1条）。 |
|---|

と定義されている。

以上のように定義される特定建築物につき、法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則及び細則が、その衛生に関する基準を定めており、本要綱は、これら各法規に基づく検査等の事務処

理を定めたものである。

3 実績

実績状況 (単位：件)

年度	特定建築物※	一般立入検査
平成 24 年度	163	2
平成 25 年度	166	4
平成 26 年度	170	13
平成 27 年度	173	19

※新規ではなく特定建築物の総数

4 検討項目

(1) 本要綱に基づく事業

(2) 根拠法の確認

第2 考察

1 本要綱に基づく事業

上記実績のとおり立入検査が実施されている。

立入検査がなされた際は全件につき書面による指導が行われており、改善報告書を提出させている。都の事務が八王子市に移管されてから使用停止などの行政処分が行われたことはない。改善報告書の内容としては、既に改善をした旨の報告と、今後改善する計画を示すものがある。改善の内容には、即改善可能なものと、性質上改善に時間がかかるものがあるためである。例えば、建築物内の貯水槽の水が逆流する可能性のある構造であった場合、その構造によっては改善に時間を要する場合があるとのことである。

以上の事業の問題点については、後記提言で述べる。

2 根拠法の確認

本要綱第4は根拠法である法第11条の内容に反するところはない。また、本要綱第5は法第13条の内容に特段反するところはない。

第3 提言

(意見) 改善の確認について

一般立入検査の件数は、平成25年度から平成27年度にかけて増加傾向にある。しかし、特定建築物の件数が平成26年度末で170件に対して、平成27年度に立入検査を実

施できたのが19件であるから、このペースが継続した場合、単純計算で、全施設の立入検査を行うのに9年かかる計算になる。これは、本要綱に基づく事務が一定の専門的知識が必要であり、この事務にあたる人員が不足していることが原因である。特に本要綱の事務である特定建築物の検査の場合、現地で検査を行い、帳票類、空気環境、給水設備等を実際に確認することが重要であるから、立入検査の必要性は高い。本要綱の事務の遂行の観点からは事務にあたる職員の増員が望ましい。

また、ただちに増員ができないとしても、最低限、改善の確認の流れは用意しておくべきである。前記のとおり改善の性質上、改善報告書が改善の計画にとどまっていることがある中で、次の（何年も先の）立入検査まで実際の改善状況を検査できないのは問題である。頻繁な立入検査は事実上困難であるとしても、実際の改善に至るまで報告書の提出を促し、改善した旨の報告がなされた時点で改善項目のみの検査を行う、など、最低限改善を確認する流れを作っておくべきである。

「八王子市環境衛生関係不利益処分取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

「この要綱は、別表1に掲げる環境衛生関係法令（以下「関係法令」という。）の諸規定に基づく、営業許可の取消し、又は営業の停止その他必要な不利益処分（以下「処分」という。）について必要な事項を定めるものとする。ただし、他に特別な定めがあるときは、この限りでない。」（要綱第1条）

本要綱は本要綱別表1に掲げる環境衛生関係法令に基づく不利益処分について定めたものである。関係法令について、本要綱別表2に使用禁止命令、使用制限命令及び必要措置命令等の根拠条文を列挙し、別表3に営業停止、業務停止及び閉鎖命令等を列挙し、別表4に許可の取消しの根拠条文を列挙している。

3 実績

不利益処分件数

平成25年度	1件（簡易専用水道）
平成26年度	0件
平成27年度	1件（公衆浴場）

4 検討項目

本要綱の規定と根拠法の確認。

第2 考察

複数の法律に基づく措置をまとめて規定しているため、各法令と齟齬が生じている可能性がある。

本要綱第3条を例にとると、本要綱第3条第1項は、別表2に掲げる、使用禁止命令、使用制限命令及び必要措置命令等（以下「必要措置命令等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- （1）営業施設の構造設備基準の違反に対し、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図るため必要があると認められるとき。
- （2）営業施設の維持管理基準その他営業行為の違反に対し、危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図るため、特定の行為について作為又は不作為を命じる必要があると認められるとき。

と規定する。

これに対して、別表 2 に掲げられた根拠条文をいくつか例にとってみていく。

まず、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 7 条の 2 は、「営業の施設の構造設備が第 3 条第 2 項の規定に基く政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該営業者に対し、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。」と規定する。この条文は、たしかに、本要綱第 3 条規定の設備基準違反と整合する点が多いが、本要綱第 3 条が規定する「危害の発生の防止、又は適正な営業の確保を図るため必要があると認められるとき。」という要件はないのであるから、果たして、本要綱第 3 条の要件が、旅館業法第 7 条の 2 の不利益処分の判断にとって必要十分なものであるかは疑問が残る。

次に温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 18 条第 5 項にをみる。同規定は温泉法第 18 条全体をみないと意味が分からないので、全体を引用すると、次のとおりである。

「温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

- 一 温泉の成分
 - 二 禁忌症
 - 三 入浴又は飲用上の注意
 - 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの
- 2 前項の規定による掲示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該掲示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに前項の温泉成分分析を受け、その結果についての通知を受けた日から起算して三十日以内に、当該結果に基づき、第一項の規定による掲示の内容を変更しなければならない。
- 4 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による掲示をし、又はその内容を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、あらかじめ、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る掲示の内容を変更すべきことを命ずることができる。」

これをみると、温泉法第 18 条第 5 項に至っては、本要綱第 3 条の要件とは表現がほとんど重ならない規定になっている。

最後に、クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 10 条の 2 は、「営業者が第 3

条、第3条の2第2項又は第4条の規定に違反していると認めるときは、当該営業者に対し、期間を定めて、これらの規定を守らせるために必要な措置をとるべき旨を命じなければならない。」と規定している。本要綱第3条は、違反があった場合の一定の場合に限り処分を行うこととしているのに対し、クリーニング業法第10条の2は、違反があった場合必ず処分を行う旨規定しているのである。

以上はあくまで一例であるが、複数の根拠法に基づく別の不利益処分の要件をまとめて記載することによって、齟齬が生じていることがわかる。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

不利益処分件数

平成25年度	1件（簡易専用水道）
平成26年度	0件
平成27年度	1件（公衆浴場）

第4 提言

（指摘）クリーニング業法第10条の2に定める措置命令について

クリーニング業法第10条の2の措置命令については、同条の要件を満たす違反があった場合には措置命令を必ず行わなければならない。法に忠実に、違反があった場合には措置命令をする、と規定すべきである。

（意見）処分の要件をまとめていることについて

複数の法令に基づく不利益処分について、これをまとめた取扱要綱を定めることは、便宜上一定のメリットがあるのかもしれないが、複数の法律がそれぞれ別の定め方をしているのであるから、齟齬が生じてしまう可能性がある。また、齟齬とまではいえない場合でも、各法の要件がより抽象化されてしまうと、本来より具体的な基準を定めるべき要綱の役割に反してしまう。

別個の法律に基づく処分要件をまとめて記載することには無理があるので、無理にまとめて記載することはせず、別表記載の各根拠条文を確認する運用が望ましい。

根拠法ごとに要件を記載するか、あるいは、要件をまとめることはせず、別表記載の各法の根拠条文を確認する旨の記載にとどめるのが望ましいと考える。

「八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

飲用に供する井戸等の適正管理及び汚染時における措置を定めることにより、井戸等の飲用水の衛生確保を図ることを目的とする。

平常時における、井戸設置者に対し求める行為及び保健所長による指導等業務、並びに、汚染の判明時における、井戸設置者のとるべき措置、保健所長による指導等業務について規定されている。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。

実績状況

(単位：件)

年度	確認届出数	廃止届出数	監視指導数
平成 23 年度	0	2	11
平成 24 年度	0	26	11
平成 25 年度	1	3	9
平成 26 年度	1	1	1
平成 27 年度	0	1	4

飲用に供する井戸等の総数 平成 27 年度末現在 834 件

所管課としても平成 26 年度以前の八王子市内の正確な井戸数は、把握していない。

4 検討項目

対象要綱には、根拠法、根拠条例はない。

したがって、本要綱が義務を課し、または権利を制限するものである場合、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 2 項「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」に反することになる。

対象要綱の第 7 条第 1 項「設置者の措置 設置者は、井戸が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所長に通報するとともに、次に掲げる措置をとらなければならない。(1) 当該井戸の使用者に汚染の状況を周知するとともに、井戸の使用

停止等の措置をとること。(2) 使用停止等の措置をとった場合は、代替水を確保すること。(3) 井戸の復旧に必要な措置を講じた後、水質検査を行うなど、飲用水の安全を確認してから井戸の使用を再開すること。(4) 飲用水の安全を確認できないときは、水道水を使用するよう努めること。」に関して、井戸設置者に対し、一定の義務を課していることにならないか問題となる。

第2 考察

対象要綱は、第7条第1項で設置者が「次に掲げる措置をとらなければならない」と規定しており、設置者が対象要綱第7条第1項に規定の各措置をとるべきことを義務付けられているようにも読める。特に第7条第1項(4)で「飲用水の安全を確認できないときは、水道水を使用するよう努めること」と努力事項であることが明示されていることの対比からすれば、第7条第1項(1)から(3)については、義務付け規定であるかのように理解されやすい。したがって、要綱として規定すべき事項かの点については、問題がある。

第3 提言

(意見) 対象要綱第7条について

対象要綱第7条第1項の規定は、汚染が判明したときに、使用者の生命身体を守るため、設置者に一定の措置をとることを求めるものであるが、同1(1)「当該井戸の使用者に汚染の状況を周知するとともに、井戸の使用停止等の措置をとること」といった規定等、井戸使用者等の身体を守るために不可欠な規定である。井戸が汚染された場合には、設置者に使用停止等の措置を義務付ける必要性は高い。よって同規定が定める各措置は、要綱ではなく、条例化し、設置者に当該措置を義務付けること等検討すべきである。

(意見とまではしない)

対象要綱には、新設や廃止についての届出規定がなく、市が市内の井戸の現在基数や所在を把握することが困難な状態である。井戸からの飲用水の衛生確保の目的を果たすためには、まず、市内の井戸の所在等の実態を把握することが必要である。したがって、井戸の新設や廃止について届出規定を設けるなど、実態把握のための方法を検討すべきではないか。

「八王子市コインシャワー営業施設の衛生指導要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

コインシャワー営業施設の構造設備及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が守るべき措置等を定めることにより、コインシャワー営業施設の適切な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に資すること

3 実績

平成19年4月1日の対象要綱施行以来現在まで、市内にコインシャワー営業施設が設置されたことはない。

4 検討項目

対象要綱には、根拠法、根拠条例はない。

したがって、本要綱が義務を課し、または権利を制限するものである場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」に反することになる。

対象要綱の第3条「営業施設の構造設備等の基準は、次に定めるところによるものとする。・・・」、第4条「営業者は、営業施設を衛生的に管理するため、営業施設ごとに衛生管理責任者を定めるものとする。・・・」、第5条「営業者は、次に掲げる衛生上必要な措置をとらなければならない。・・・」、及び第7条第1項「営業施設を開設した者は、速やかに保健所長に、別記第1号様式による開設届を提出しなければならない。」、第2項「前項の届出事項に変更を生じたとき、又は当該営業施設を廃止したときは、速やかに別記第2号様式による変更届又は別記第3号様式による廃止届を保健所長に提出しなければならない。」に関して、営業者に特定の義務を課していることにならないか検討する。

第2 考察

対象要綱第6条には、「営業者は、営業施設の利用方法及び清潔の保持等について、次に掲げる事項をシャワーユニット内の見やすい所に掲示して、利用者に周知するよう努めなければならない。」と規定されている。同条が「努めなければならない」と規定し、義務付けではなく、任意の努力規定であることを明示していることの対比からすれば、

上記4記載の対象要綱第3条、第4条、第5条、及び第7条の部分は、営業者等に各条項記載の事項を義務付けているように解釈され得る。

根拠法、根拠条例も無く、要綱により、一定の義務を課しているように解釈され得るから、上記4「検討項目」記載の各条項は、規定内容を修正されるべきである。

修正にあたっては、① 要綱を条例化し、条例により義務付ける方法、または、② 要綱の規定上、「努めること」といった文言を入れ、努力規定であることを明示する方法がある。

過去八王子市内にコインシャワー施設が1件も存在したことがないという現状及び上記4記載の各要項がシャワー室の構造、及び材質等の構造設備の基準並びに営業者が普段すべき清掃の内容等を定めているもので、当該規定が守られなければ直ちに利用者の身体の安全に影響が及ぶとは考えられないことからすれば、条例制定までは不要であるとする。

第3 提言

(意見1) 対象要綱第3条、第4条、第5条、及び第7条について

対象要綱中、上記4「検討項目」記載の各規定について、義務付け規定ではないことを明確にするために、「努めること」といった文言を付加すべきである。

(意見2) 対象要綱第4条(2)について

対象要綱第4条(2)に、「衛生管理責任者は、利用者に対し、第6に掲げる事項に関し、適切な指導及び助言を行うこと。」と規定されているが、この「第6」が何を指すものであるのかが不明である。対象要綱の第6条を指すのであれば、「第6条」という記載に改めるべきである。

「八王子市コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業概要

市の区域におけるコインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき措置等を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業施設の適正な管理運営を図り、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

対象要綱には、コインオペレーションクリーニング営業施設の構造設備等の基準、衛生上講ずべき措置、並びに、開設、変更及び廃止の届出手続等について規定されている。

対象要綱に基づき、所管課では、営業施設の立ち入り調査等をし、必要な指導をするとともに、新設、変更及び廃止の届出の受理をしている。

「コインオペレーションクリーニング」とは、馴染みのない表現であるが、街中で見かける、「コインランドリー」のこととの説明を受けている。要するに、コインランドリーへの衛生指導が、業務の内容である。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。

実績状況

(単位：件)

年度	新設届出数	廃止届出数	監視指導数	コインオペレーションクリーニング営業施設数(市内)
平成22年度	－	－	15	60
平成23年度	3	1	61	62
平成24年度	2	4	17	60
平成25年度	0	1	32	59
平成26年度	3	3	10	59
平成27年度	3	1	10	61

4 検討項目

対象要綱には、根拠法、根拠条例はない。

したがって、本要綱が義務を課し、または権利を制限するものである場合、地方自治

法第14条第2項「義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない」に反することになる。

対象要綱は、第3条「営業施設の構造設備基準は次に定めるところによるものとする。・・・」、第4条「営業者は、営業施設を衛生的に管理させるため、営業施設ごとに衛生管理責任者を定めるものとする。・・・」、第5条「営業者が講じなければならない、衛生上必要な措置事項は次のとおりとする。・・・」とするが、これらに関して、営業者に特定の義務を課すものでないか検討する。

第2 考察

対象要綱第3条では、コインオペレーションクリーニングの営業施設の構造設備基準について定めるが、営業施設を設ける際には、同条で規定する基準を満たさなくてはならないという義務を営業者に課しているようにも解釈できる。対象要綱第4条についても、衛生管理責任者の設置を義務付けているように解釈し得る。対象要綱第5条についても、同条各号に記載された事項を遵守することが営業者に義務付けられているように解釈し得る。

対象者の任意の協力により実現されるべき要綱内に、こうした対象者に義務を課しているように解釈できる内容の規定が存在する点で問題はある。

第3 提言

（意見1）対象要綱第3条、第4条、第5条について

対象要綱第3条、第4条、第5条は、営業者に一定の義務を課しているように読める点で問題があるが、これら各条文で規定する事項は、第3条（4）「乾燥機、給油設備等による燃焼ガス等を戸外に排出できる構造であること」等、コインオペレーションクリーニングにおける設備の安全性等を維持するため、必要不可欠なものが含まれる。また、市内のコインランドリーの数も60前後ということで、一定量は存在する。したがって、上記各条については、条例において定め、義務付化することなどが検討されるべきではないか。

（意見2）対象要綱第6条、第7条について

利用方法等の周知について規定した対象要綱第6条は、「利用者に周知させるよう努めなければならない。」とし、営業施設の届出等について規定した対象要綱第7条は、「次に掲げる措置をとるよう努めるものとする。」とし、いずれも営業者等に義務付けはしておらず、任意の協力を求める内容とはなっている。

しかし、第6条については、利用者に利用方法等を周知させ、設備の衛生面を維持させるものであり、遵守されることが重要な規定であるし、第7条についても、営業施設を開設した者に開設届の提出を求める等の内容であり、市内のコインオペレーションク

リーニング業の実態を把握し、以後の行政指導等につなげていくために不可欠の規定である。

したがって、対象要綱第6条、及び第7条については、現在の要綱の規定内容に問題があるわけではないが、条例化するなどして、義務付けることも検討すべきではないか。

「八王子市食品衛生推進員設置要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的

本要綱は、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進し、もって市民の食生活の安全確保に寄与するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）第61条の規定に基づく八王子市食品衛生推進員を設置し、その円滑な運用を図ることを目的として規定されたものである。

所管課の説明によると、本要綱には、業者間の親密を図ることも目的にあり、これによって、保健所における指導の浸透を図るという実質的な目的があるとのことである。

3 事業概要

本事業は、市民の食生活の安全確保に寄与するため、食品衛生推進員を設置し、食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を推進するものである。

食品衛生推進員は、八王子市内の事業所、食品衛生協会、学識経験者などから構成され、食品衛生推進会議では食品衛生に係る最近の動向、地域の食品衛生の向上等に関する提言及び情報交換がなされている。

過去5年間の本要綱に規定する食品衛生推進会議及び講習会開催件数、食品衛生推進員嘱託人数は以下のとおりである。

(1) 食品衛生推進会議及び講習会開催件数 (単位：回)

区分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
食品衛生推進 会議開催件数	2	2	2	2	2
講習会開催件数	2	2	2	2	2

なお、相談件数については、所管課において把握していないため、不明である。

(2) 食品衛生推進員嘱託人数 (単位：人)

区分	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
食品衛生推進員 委嘱人数	15	15	15	15	15

4 検討項目

(1) 事務処理の適正について

本要綱に基づく事務処理に問題はないか。

(2) 対象要綱の規定について

中核市移行に伴い制定又は改定された対象要綱の各条項に関して、不備等が見受けられるか。

第2 考察

1 事務処理の適正について

食品衛生推進会議の議事録について、公表がなされていないため、同会議で検討された事項について、八王子市の食品衛生の向上等に関して、いかなる効果があったのか検証できなかった。

2 対象要綱の規定について

対象要綱の規定について、法第 61 条を根拠法としており、不備等は見受けられない。

第3 提言

(意見) 議事録の公表について

要綱の規定に問題はないが、食品衛生推進会議の議事録の公表については、少なくとも要旨の公表をするのが望ましい。

「八王子市保健所で取り扱う生活環境問題に関する事務処理要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業の概略

「この要綱は、生活環境問題について、八王子市保健所の処理体制を確保するために必要な事項を定め、もって良好な生活環境の保持に資することを目的とする。」（要綱第1）。本要綱に基づく事業の概略については、後記「第3 対象要綱の業務に関する基礎データ」に記載。

3 実績

後記「第3 対象要綱の業務に関する基礎データ」に記載。

4 検討項目

本要綱は、八王子市保健所が取り扱う生活環境問題に関する事務の中で、個別の法律や要綱等に定めのある事務以外の事務について定めたものである。本要綱は第4で本要綱の事務を類型化している。第4記載の類型ごとに事務の具体的内容と処理状況を検討する。

第2 考察

本要綱第4記載の事務の内容は、後記「第3 対象要綱の業務に関する基礎データ」記載のとおりである。

本要綱の事務は個別具体的な法の要請に基づくものではなく、上記のとおり、個別の法律や要綱に具体的な定めのない事項に関するものである。したがって、例えば、「八王子市飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」に規定されている井戸の検査などは、実際には行われていても本要綱に基づく実績としては把握されていない。したがって、本要綱に基づく事務の実績だけをみて、これが保健所の事務として必要十分なものであるか否かは判断しかねる面がある。

本要綱記載の事務のうち、住民からの苦情相談対応については、毎年度約400件もの実績があり、これは住民からの要請に対応している形である。他方で、保健所が能動的に行う事務については、何をどう行うのが良いのか様々な選択肢があると思われる。たとえば、住民に対する衛生教育の実施については、講習会が開かれていないことがそれ自体問題であるとはいえないが、苦情・相談で多く寄せられる相談事項について積極的に衛生教育を行うことなど、実施の予定が検討されても良いと考える。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

本要綱第4記載の事務の実績について

1 住民からの苦情及び相談に対する技術的解決方法の指導

保健所年報「室内環境対策」の件数がこの事務にあたる。

室内環境対策	平成24年度	相談 490 件	調査 11 件
	平成25年度	相談 406 件	調査 6 件
	平成26年度	相談 385 件	調査 14 件

2 自主的調査活動及び情報収集

自主的調査活動としては、蚊媒介感染症対策として行った蚊の捕獲調査がこれにあたる（平成27年度から実施）。

情報収集としては、東京都などが開催する講習会や他自治体との会議に参加し情報収集を行っている。

3 住民の自主的衛生活動に対する指導及び助言

上記1の事務がこの事務にも該当する。

4 住民に対する衛生教育の実施

生活環境問題に関する講習会などの衛生教育は現在行っていない。

5 生活環境問題に関する実施計画の作成及びその実施に係る指導、調整

年間計画が立てられており、年間通して生活環境問題への対応が行われている。

6 生活環境問題に関する基礎的調査及び研究

上記2の活動は、生活環境問題に関する基礎的調査及び研究にも該当する。

第4 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

「八王子市旅館業法施行条例第2条第3号に基づく施設の指定に関する事務取扱要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業の概略

「この要綱は、旅館業営業の許可に際し、その周辺における児童施設等の清純な施設環境を保全するため、八王子市旅館業法施行条例（以下「条例」という。）第2条第3号の規定により、これらの施設を定めるにあたっての指定に関し必要事項を定め、事務処理の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。」（要綱第1条）

本要綱に基づく施設の指定に関する仕組みは、詳細には後記「第2 考察」記載のとおりであるが、簡単にいえば、旅館業の営業許可申請がなされた際、当該旅館の設置場所が、本要綱に基づいて指定を受けた施設の概ね100mの区域内にある場合において、当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認められる場合、申請に対する許可を与えないことができるというものである。本要綱に基づいて指定される施設としては、博物館、公民館、公園、スポーツ施設などが想定されている。

3 実績

現在、本要綱に基づいて指定されている施設は71件であり、その多くは公園である。

4 検討項目

（1）旅館業法（昭和23年法律第138号、以下「法」という。）第3条第3項、条例第2条及び本要綱の内容

（2）本要綱に基づく事業

第2 考察

1 法第3条第3項、条例第2条及び本要綱の内容

法第3条第3項は、旅館業の施設の設置場所が、同項第1号から第3号までの施設の敷地の周囲概ね100mの区域内にある場合において、その設置によって当該施設の清純な施設環境が著しく害されるおそれがあると認めるときは、申請に対して許可を与えないことができる旨を規定している。

上記の第1号から第3号までの施設のうち、第3号は、「社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前2号に掲げる施

設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの」としているため、これを受けて、条例第2条第1号から第3号で一定の施設を規定している。このうち、第3号は、「前2号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、市長が告示して指定するもの」としており、これを受けたのが本要綱である。本要綱は条例にほぼ忠実に規定されている。

2 本要綱に基づく事業

平成24年4月に条例が施行されるのに伴い、71件の施設が指定された。平成19年以前に保健所の事務を東京都が行っていた時は、100件以上の施設が指定されたようである。

上記条例施行後、6件の旅館の申請があった。そのうち2件は経営者の交代のため、実質的な新規申請は4件である。この中で法第3条第3項を理由に不許可となった事例はない。

本要綱に基づく施設の指定が71施設になされた際、施設を管理する所管課からの申し出により行われており、要件の検討が十分なされたか疑問であるが、これについては、前記のとおり、本要綱規定の要件自体が広範であるという法令及び条項そのものの問題であり、事業の実施面での問題ではないと考える。

他方で、実際に71件の指定がなされた後、施設の存否や要件の該当性を確認することなく指定がそのままとなっているようである。

第3 提言

（意見1）規定の不明確性・広範性について

本要綱は、条例第2条第3号の規定を要綱化したものである。

これは要綱の問題というよりも、条例そのものの問題であるともいえるが、規定の仕方が適当であるか疑問が残る。法の委任は、法が列举する施設以外の施設を「条例」で定めるという内容であるが、条例第2条第3号は、「前2号に掲げる施設のほか、博物館、公民館、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設のうち、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるもので、市長が告示して指定するもの」と規定し、曖昧な部分を残している。本要綱も、「主として児童が利用するもの」「多数の児童が利用するもの」という明確とは言いがたい基準しか用意していない。曖昧であることに加えて、例えば、公園、という施設は本来的に多数の児童が使用することが想定されるのであるから、結局、条例及び本要綱は、公園一般を対象の施設として規定しているのと同様であり、そうであれば、規制が広範になり過ぎているのではないかが疑問である。

平成 24 年に条例が施行されて以後、実際に本要綱を理由に許可を制限された旅館はなく、実際の運用においては、営業に対する制約の程度はごく小さいのかもしれない。しかし、本要綱は規制であることに変わりがなく、運用によっては大きな規制にもなり得るものである。条例においてなるべく限定した規定の仕方をするのが望ましいが、せめて、要綱において明確な基準を設けておくべきである。

(意見 2) 指定取消しの運用について

また、本要綱の施設に該当しなくなった場合及び施設自体が廃止された場合、すみやかに指定を取消しておくべきであるが、指定取消しの運用が不十分であるように思える。施設の状況を確認できるのは施設の管理等を行う各所管課であるから、各所管課の申し出に基づく運用は適切であるとしても、本要綱の事務を担当する生活衛生課の方から定期的に各所管課に照会を行うことで、適宜、指定取消しを行うのが望ましい。

(意見 3) 「児童」の定義について

「児童」という用語は、これ自体一義的ではなく法令ごとに異なる定義で用いられる。そのため、本条例及び本要綱の「児童」が何を指すのか検討する必要がある。法第 3 条第 3 項第 3 号は、「社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 2 条 に規定する社会教育に関する施設その他の施設で」と規定しており、社会教育法は市町村の教育委員会の事務として、「主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第 18 条 に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。」を挙げているから（同法第 5 条第 13 号）、「児童」とは学校教育法の定める学齢児童であると解釈することも可能である。しかし、今の条例の規定ではこの点が明確であるとは言い難い。該当性判断に資するためにも、明確に「児童」の定義を条例に規定しておくことが望ましい。

「八王子市衛生検査所精度管理非常勤専門委員設置要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業概略

八王子市衛生検査所精度管理専門委員を設置し、その取扱いに関し、法令等に別の定めがあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

要綱は、衛生検査所（人体から排出され、又は採取された血液等の検体について検査を業として行う場所）における精度管理（検体の測定結果が正しいものとなるように管理すること）についての助言指導を行う専門員について必要な事項を定めるものである。

3 実績

専門委員として任命した委員の人数は、以下のとおりとの報告を受けている。

平成 25 年度 3 人

平成 26 年度 4 人

平成 27 年度 4 人

4 検討項目

（1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

要綱が規定する、衛生検査所精度管理委員についての定めは、自治体内部の機関についての定め過ぎず、特に要綱で規定することに問題はない。また、内容面でも特に問題はない。

要綱第9条は、委員の報酬及び費用弁償を別途定めると規定しており、要綱では報酬等につき定めていないが、これは、八王子市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例で、これらが定められていることが理由であり、特に問題はない。

第3 提言（「意見」とまではしない。）

衛生検査所や精度管理の定義規定について

衛生検査所や精度管理といった用語は、市民にとって分かりにくいものであるため、

要綱が何について規定しているものなのかが分かりにくい。そこで、衛生検査所や精度管理といった用語について、定義規定を置いて、要綱が何についての要綱なのかを、分かりやすくすべきである。

「臨床検査技師等に関する法律に基づく立入検査の東京都と政令市との協力体制に関する要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業概略

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号、以下「法」という。）第20条の5第1項の規定による保健所を設置する市の長が行う衛生検査所への立入検査に関し、東京都知事が協力して実施することにより、行政的的確かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

本要綱は、法第20条の5第1項の規定する衛生検査所への立入検査に関し、東京都知事との協力体制について規定するものである。

なお、臨床検査技師とは、医療機関において種々の臨床検査を行う技術者であり、臨床検査技師等に関する法律により規定される国家資格者をいう。

3 実績

特別監視指導の実施件数について、以下のとおりとの報告を受けている。

平成25年度 1件

平成26年度 1件

平成27年度 1件

特別監視指導とは、法第20条の5第1項の規定に基づく立入検査のうち、東京都が実施する精度管理の成績に問題のあった衛生検査所に対する改善の指導及び改善計画の報告の徴収をいう（要綱第2第2号）。

要綱第3第1項は、特別監視指導について、都知事と市長とが協力して実施する、と規定している。

4 検討項目

（1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

特に問題はない。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

要綱が規定しているのは、衛生検査所への立入検査についての細目に過ぎず、特に要綱で規定することに問題はない。また、内容面でも特に問題はない。

ただし、要綱で使用される用語が分かりにくいという問題点がある。

第3 提言（「意見」とまではしない。）

臨床検査技師や衛生検査所、精度管理といった用語は、市民にとって分かりにくいものであるため、要綱が何について規定しているものなのかが分かりにくい。そこで、臨床検査技師や衛生検査所、精度管理といった用語について、定義規定を置いて、要綱が何についての要綱なのかを、分かりやすくすべきではないか。

「八王子市動物愛護推進員設置要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業概略

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第20条第1項に基づき委嘱する動物愛護推進員について必要な事項を定めることを目的とする。

対象要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「法」という。）第38条や、条例第20条で定められている動物愛護推進員についての細目を定めるものである。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。

推進員の人数

平成25年度 なし（平成27年度から施行されたため）

平成26年度 なし（平成27年度から施行されたため）

平成27年度 5人

動物愛護推進員とは、動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めることなどの活動を行う者をいう（法第38条第2項）。

4 検討項目

（1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

特に問題はない。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

対象要綱が規定しているのは、法第38条や条例第20条で定められている動物愛護推

進員についての細目に過ぎず、特に要綱で規定することに問題はない。また、内容面でも特に問題はない。ただし、第3条で、1人1回2,000円の活動費を認めているところ、この金額の算定根拠が明らかでないため、対象要綱で明示することが望ましい。

第3 提言

(意見) 動物愛護推進委員の活動費の算定根拠について

対象要綱第3条で定める1人1回2,000円の活動費の金額の算定根拠は、八王子市の報酬や講師の謝礼に関する内部基準が基になっているということであるが、そうであれば、それを対象要綱で明示するよう、第3条の規定を改正すべきである。

「八王子市動物愛護推進協議会設置要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業概略

八王子市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第21条第1項に基づき設置する八王子市動物愛護推進協議会について必要な事項を定めることを目的とする。

条例第21条は、動物愛護推進員の活動を支援するための方策等について多角的な見地から協議を行うため動物愛護推進協議会の設置を規定しているところ、対象要綱は、これについての細目を定めるものである。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。

協議会委員の人数

平成25年度	なし（平成27年度から施行されたため）
平成26年度	なし（平成27年度から施行されたため）
平成27年度	9人（学識経験者3人、獣医師会代表2人、町会自治会代表者1人、ボランティア団体代表2人、動物愛護推進員代表1人）

4 検討項目

- （1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について
- （2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

特に問題はない。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

対象要綱が規定しているのは、条例第21条で定められている動物愛護推進協議会についての細目に過ぎず、特に要綱で規定することに問題はない。また、内容面でも特に問題はない。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

「八王子市飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金交付要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 生活衛生課

2 対象要綱の目的・事業概略

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び八王子市動物の愛護及び管理に関する条例の趣旨に則り、猫による被害の軽減と猫の殺処分数を削減するとともに、動物の愛護と適正な管理を啓発し、人と猫との共生社会の実現を図るため、飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術費の助成について、補助金等の交付の手続き等に関する規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。

助成金交付件数

平成25年度 475件

平成26年度 594件

平成27年度 598件

4 検討項目

（1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

特に問題はない。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

対象要綱第8条は、不正手段により助成金の交付を受けた場合や、助成することが不適当な場合には、市長は、助成金の返還を求めることができる、と規定しているが、市長の返還請求は、任意的ではなく、必要的にすべきではないか。

補助金等の交付の手続等に関する規則第15条第1項第1号は、補助事業者等が、不正

の手段により補助金等の交付を受けたときは、市長は補助金の交付決定を取り消すことができる」と規定し、同第16条は、市長は、補助金交付決定を取り消した場合には、返還を命ずるものとする、と規定しており、不正な手段による補助金交付決定があった場合には、市長の補助金交付決定取消は任意的なものとなっているが、補助金交付決定が取り消された場合の市長の返還命令は必要的なものとなっている。

これに対し、対象要綱は、不正の手段によって助成金の交付を受けた場合には、市長は、交付決定を取り消し、助成金を返還させることができる、と規定しており、助成金の返還請求は任意的なものになっている。

したがって、規則との整合性を図るため、対象要綱第8条の規定は、市長の返還請求を、必要的なものにするよう変更すべきである。

第3 提言

(指摘) 補助金の交付決定取り消しの場合の返還請求について

速やかに、対象要綱第8条を、「市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。その場合は、助成金が既に交付されているときは、市長は期限を定めてこれを返還させるものとする」に、改正すべきである。

「八王子市未熟児養育医療助成実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的・事業概略

母子保健法（昭和40年法律第141号、以下「法」という。）第20条の規定に基づき養育医療給付を行う場合の手続について、八王子市母子保健法施行細則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

法第20条は、未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付または費用支給を定めているところ、対象要綱は、その細目を定めるものである。

3 実績

助成件数について、以下のとおりとの報告を受けている。

平成25年度 86件

平成26年度 80件

平成27年度 77件

4 検討項目

（1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

特に問題はない。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

（1）対象要綱が規定しているのは、法第20条や八王子市母子保健法施行細則で定められている養育医療給付手続についての細目に過ぎず、特に要綱で規定することに問題はない。

（2）対象要綱第8条第1項が、例外的に現物給付ではなく、費用支給をする場合の要件

が、「やむを得ない事情がある場合」となっているところ、予測可能性を高めるため、具体例を挙げるなどして、できるだけ要件を具体的なものにできないか。

この点、医療券を医療機関に提示することで、現物給付を受けられるため、現物給付を受けられないという例外的な状況は、ほとんど考えられない中で、現物給付を受けることができない場合に救済方法がなくなってしまうことを防ぐために規定されたのが、「やむを得ない事情がある場合」の費用支給である。したがって、具体例を想定することが極めて困難といえ、要件を具体的なものにしないことは、やむを得ないものといえる。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

「八王子市自立支援医療（育成医療）事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的・事業概要

八王子市が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第58条の規定による自立支援医療費（育成医療）の支給を行う事業の事務手続きを定め、もって医療費支給等の円滑な実施を図ることを目的とする。

育成医療とは、障害児でその身体障害を除去軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待される者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものをいうところ、対象要綱は、育成医療の支給に関する事務手続きを定めるものである。

3 実績

助成件数について、以下のとおりとの報告を受けている。

平成25年度 49件

平成26年度 54件

平成27年度 54件

4 検討項目

（1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

特に問題はない。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

（1）対象要綱が規定しているのは、法第58条で定められている育成医療の支給についての細目に過ぎず、特に要綱で規定することに問題はない。

- (2) 対象要綱第2の育成医療の対象となるための要件である「確実な治療の効果が期待できるもの」かは、児童及び保護者は判断できないのではないか。

確かに、児童や保護者はこの要件充足性を判断できないが、医師が、この要件を充たすと判断した場合には、医師から児童や保護者に申請を勧めるのが実態であり、児童や保護者が、要件充足性を判断できずに、申請を躊躇することは考えられない。

- (3) 育成医療の制度について周知がされているか。

確かにこの制度が、市民一般に周知されているわけではないが、育成医療の対象となる障害を扱う医療機関は限られており、そのような医療機関は、いずれもこの制度を熟知している。そこで、治療を受ける医療機関を通じて、児童や保護者に制度が周知されている、という実態があり、児童や保護者に、制度に関する情報が届かないという状態は考えられない。したがって、周知性の点で問題はない。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

「八王子市療育給付事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的・事業概略

児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第20条は、結核にり患した児童に対する療育給付を規定しているところ、対象要綱は、八王子市が実施する法第20条の規定による療育の給付の実施について、八王子市児童福祉法施行細則第6条から第9条に規定する事務手続等について必要な事項を定め、もって医療給付等の円滑な実施を図ることを目的とする。

3 実績

助成件数について、以下のとおりとの報告を受けている。

平成25年度 1件

平成26年度 0件

平成27年度 0件

4 検討項目

（1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

対象要綱は、結核にり患した児童に対する療育給付に関するものであるが、幸いにして、小児の結核は極めて少なくなっており、そもそもこのような制度に必要性がないのではないか。

結核という病気自体がなくなったわけではなく、薬によって治療することが可能になったに過ぎず、現在でも危険な病気であることに変わりはない。今でも市内で、年間80～100件の新規発症が認められる。しかも、新規発症の場合は薬剤耐性を持った結核菌に感染していることが多い（多剤耐性結核）ため、完治のためには、半年間薬を服用し続けなければならない、半年間の治療は高額になる。感染拡大防止の観点からも、経済的事

情から治療を受けることができないという事態は避けるべきであって、今でもこの制度の必要性は十分にある。

- 2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）
特に問題はない。

第3 提言

（意見） 結核にり患している児童の療育に関する制度であることの明確化について

何に関する要綱なのかを明確にするためには、冒頭の目的のところ、結核にり患している児童の療育に関する制度であることを明記すべきである。

「八王子市妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的・事業概略

妊娠高血圧症候群等とは、妊娠中に何らかの原因で高血圧になり、それをきっかけに尿蛋白や血管障害、臓器障害などを発症する疾患をいうところ、対象要綱は、これに罹患している者に対する医療費の助成に関し、必要な事項を定めるものである。

具体的な助成の手続としては、対象者が保健所長に対して申請し（対象要綱第5条）、審査が通った場合に医療券の交付を受け（対象要綱第6条第1項）、原則として医療機関に対して支払う方法により行う（対象要綱第7条）。

3 実績

助成件数について、以下のとおりとの報告を受けている。

平成 25 年度 7 件

平成 26 年度 7 件

平成 27 年度 1 件

4 検討項目

（1）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（2）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

特に問題はない。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

（1）対象要綱による助成の実施が、平成 27 年度は、年間 1 件程度しかなく、前年分の総所得税額が 30,000 円以下の世帯に属する者という、表 1 の要件が厳格過ぎるのではない。

対象要綱は、妊婦が経済的理由から受診しないということがないように設けられた

制度であり、表1の要件は、この趣旨に沿ったものである。

- (2) 対象要綱第7条ただし書きで、例外的に現物給付ではなく、費用支給をする場合の要件が、「必要がある場合」となっているところ、予測可能性を高めるため、具体例を挙げるなどして、できるだけ要件を具体的なものにできないか。

この点、医療券を医療機関に提示することで、現物給付を受けられるため、現物給付を受けられないという例外的な状況は、ほとんど考えられない中で、現物給付を受けることができない場合に救済方法がなくなってしまうことを防ぐために規定されたのが、「必要がある場合」の費用支給である。したがって、具体例を想定することが極めて困難といえ、要件を具体的なものにしないことは、やむを得ないものといえる。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかった。

「八王子市感染症予防連絡会設置要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的・事業概略

八王子市内の感染症予防対策を推進するため、専門家等からなる連絡会を設置し、感染症予防について協議させることで、感染症の発生状況及び動向に関する情報の収集及び分析並びに発生原因の調査等を通じ、感染予防に関係する諸関係機関等の情報連絡体制の確立及び連携の強化を図ることを目的とする。

3 実績

予防連絡会の開催について、以下のとおりとの報告を受けている。

平成25年度 1回

平成26年度 0回

平成27年度 1回

4 検討項目

(1) 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

(2) 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

対象要綱第5条では、連絡会は、年1回以上は開催することとされているのに、実際には、1回も開催されていない年もあり、要綱に記載している以上は、それを遵守することが望まれる。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

対象要綱が規定しているのは、八王子市感染症予防連絡会という、市の内部機関についての細目に過ぎず、特に要綱で規定することに問題はない。

ただ、対象要綱3の構成の「関係機関」「関係団体」「八王子市保健所長が必要と認めた者」の意義が不明確である。

第3 提言

(意見1) 構成員の明確化について

対象要綱3の構成の「関係機関」「関係団体」「八王子市保健所長が必要と認めた者」の意義が不明確である。具体的には、福祉関係者、教育関係者、専門家等を指すとのことであるから、その旨、例示をするなどして、少しでも明確にすべきである。

(意見2) 最低開催回数の遵守について

要綱の記載通り、最低年1回は、連絡会を開催すべきである。もし、年1回の開催という要綱の規定が、現実に合わせていないならば、最低開催回数に関する要綱の規定は削除すべきである。

「八王子市エイズ・ピア・エデュケーション事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的・事業概略

HIV感染者に対する偏見差別のない社会づくりと感染拡大の防止を目指して、同年代の仲間同士（ピア）と一緒にエイズのことを考える技法「ピア・エデュケーション」を用いた青少年に対する普及啓発活動を実施することを目的とする。

ピア・エデュケーションとは、仲間同士でテーマについて正しい知識、スキルを共有し合うという仲間教育をいうところ、対象要綱は、青少年が、エイズについて正しい知識を身につけるようにするためのエイズ・ピア・エデュケーションの活動について定めるものである。

3 実績

エイズ・ピア・エデュケーター（同年代の仲間と一緒にエイズや命の大切さを考える専門のトレーニングを受けた者）の人数については、以下のとおりとの報告を受けている。

平成 25 年度 17 人

平成 26 年度 24 人

平成 27 年度 35 人

4 検討項目

（１）事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

（２）要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

普及啓発活動を充分に行うには、エイズ・ピア・エデュケーターの人数が不足しており、より積極的な募集活動が望まれる。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

対象要綱が規定しているのは、HIV 感染者に対する偏見差別の防止のための啓発活動についての細目であり、特に要綱で規定することに問題はない。

また、内容面でも、東京都などの他の自治体でも取り組んでいる内容のものを要綱化したものであり、特に問題はない。

第3 提言（「意見」とまではしない。）

エイズ・ピア・エデュケーターの人数について

エイズ・ピア・エデュケーターを積極的に募集することが望まれる。

「八王子市小児感染症サーベイランス検討会開催要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的・概略

八王子市内での定点報告から小児感染症発生動向の状況を把握し、データの集積や情報分析、情報提供が推進できるシステムの検討を進め、感染症予防対策を推進していくことを目的とする。

サーベイランスとは、感染症などの疾病の発生状況や変化を継続的に監視することを行うところ、対象要綱は、医師や保健所長などからなる小児感染症についてのサーベイランス検討会について定めるものである。

3 実績

検討会開催回数について、以下のとおりとの報告を受けている。

平成25年度 1回

平成26年度 1回

平成27年度 1回

4 検討項目

(1) 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

(2) 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

第2 考察

1 事務事業の実施にあたっての経済性、効率性、有効性及び要綱の定めとの整合性について

特に問題はない。

2 要綱の規定内容の適法性について（根拠法の確認など）

対象要綱が規定しているのは、八王子市小児感染症サーベイランス検討会という、市の内部的機関についての細目に過ぎず、特に要綱で規定することに問題はない。

ただし、サーベイランスという言葉は一般にはなじみのあるものではないため、市民が分かるような形にすることが望ましい。

第3 提言（「意見」とまではしない。）

サーベイランスという用語の理解について

サーベイランスという、一般になじみのない言葉を、別の言葉に置き換えるか、言葉の説明規定を追加するかして、市民にとって理解しやすい要綱にすべきである。

「八王子市小児感染症サーベイランス事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

八王子市内における小児感染症発生等に関わる情報を迅速に収集・分析・発信し、有効かつ的確な予防および治療策の実施に資することにより、小児感染症の予防及びまん延の防止を図ること

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている(口頭聴取)。

平成 25 年度 180,000 円

平成 26 年度 180,000 円

平成 27 年度 180,000 円

※14 の定点医療機関から、小児感染症発生等に関わる情報を得て、それを週単位でホームページ上に公表するが、内 11 定点医療機関に関しては、都がその費用を負担しているため、市としては 3 か所の定点医療機関からの情報に対し月額 5,000 円を支払うのみであるとのことである。

4 検討項目

現実に実施しているサーベイランス事業と対象要綱の規定との整合性。

5 要綱に対する疑問

対象要綱に関しては、「定点医療機関は、定められた書式(別紙様式 1)により、毎週月曜日までに八王子市保健所(以下「保健所」という。)に直前の 1 週間(月曜日から日曜日まで)の小児感染症診断数を通知する。」とあるが、八王子市のホームページにおいては、別表 1 の「1」から、「15」までの疾患ごとに報告されている。

第2 考察

これは、対象の要綱にかつての通知の体裁が残ってしまったことが原因であると思われる。

対象要綱の、対立利益は、第 4 (情報の保護)にあるように、「八王子市保健所長は、情報の正確性および個人情報の保護の確保などに慎重に配慮し本事業により蓄積された情報の管理を行う。」ことから、情報の正確性及び個人情報の保護の確保である。

本要綱の目的にあるように、「八王子市内における小児感染症発生等に関わる情報を迅速に収集・分析・発信し、有効かつ的確な予防および治療策の実施に資する」ためには、情報の正確性（情報の精緻さも含むであろう。）が何より重要である。

一方、定点医療機関（第2「2」）は公表されていないようであるし、また、第2「3」から、通知を受けるのは「小児感染症診断数」に留まり、小児感染症患者ないし保護者の氏名は、通知を受ける内容ではない。

よって、個人情報の保護の観点からみても、現在の実態は取り立てて、問題があるとは思えない。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

平成19年4月1日の保健所政令市ないしそれ以前からの事業と認められ、特に小児の保護者及び小児にかかる医療機関には、有用な情報であると思われる。八王子市で公表している情報の中でも、アクセス数の相当多い部類に属するもののようである。

これも、最少経費最大効果の原則の趣旨にそう事業であると思われる。

第4 提言

（意見）実態に合わせた要綱の改正について

要綱では「小児感染症診断数を通知する」（対象要綱 第2「3」）とある。勿論、ホームページの公表内容からみても、定点医療機関からは疾患ごとに区分けして報告されていることは自明である。

よって、現在の実態に合わせて、「定点医療機関は、定められた書式（別紙様式1）により、毎週月曜日までに八王子市保健所（以下「保健所」という。）に直前の1週間（月曜日から日曜日まで）の、別表1における疾患ごとに、小児感染症診断数を通知する。」と、改正する方が好ましい。

「八王子市結核患者に対する医療機関等 DOTS 事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

この要綱は、八王子市保健所（以下「保健所」という。）に登録された結核患者の治療の完了を目指し、医療機関、保険薬局等の結核指定医療機関（以下「医療機関等」という。）と協力して行う DOTS（直接服薬確認療法）の実施に関して統一的な方針を定め、当該患者に適正な支援を提供することにより、多剤耐性結核発生予防、結核の感染拡大の防止等を図ることを目的とする。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。

DOTS（直接服薬確認療法）事業は、後進国では服薬に留まるが、先進国では、極めて広範な業務であり、例えば、DOTS 事業において医療機関に謝金を支払って服薬のみを確認する場合など少数で、平成 19 年の保健所政令市化する以前から、DOTS 事業は存在した。自らが服薬を管理できない患者のみでなく、日常生活が極めて多忙な人、服用する薬の変更があった人等にとっても有効な事業であるとのことである。

よって、厚生労働省は、同事業を、広く「服薬を軸とした患者支援策」として位置付けている。こうした目的に資するため、特に必要性のある患者には、交通費を支払っても、交通の便の良い保健所に来所してもらい、そこで、生活環境を含めた、全般的な支援をするという。

実施状況

年度	来所への交通費負担 (実績額)	対象人数	延べ回数
平成 26 年度	47,960 円	14 人	75 回
平成 27 年度	62,560 円	9 人	121 回

4 検討項目

「DOTS（直接服薬確認療法）の実施に関して統一的な方針を定め、当該患者に適正な支援を提供する」方法が、多剤耐性結核の予防として、適切なものか。

多剤耐性結核とは、結核菌の治療薬に対する抵抗性（耐性化）を有する結核で、近時この多剤耐性結核が、世界でも我が国でも増加している。この背景としては、我が国で

は、薬剤の服用が不規則であったり、途中で中断してしまったりすることがあるとされる。そして、一見完治したように見えても、5%程度の患者では再発し、この多剤耐性結核に罹患した人から感染した人は当初から、薬剤耐性であるという。

5 要綱に対する疑問

よって、本対象要綱の適格性は、正に八王子市に市民の生活パターンないし生活習慣等から、後述する DOTS の実施方法が、効率的・効果的な手法か否かで、本件業務の的確性が決まるといえる。

第2 考察

DOTS とは、「Directly Observed Treatment、Short-Course」を略したもので、「直接服薬確認療法」と訳される。この治療法の開発者によれば、主として医療従事者が直接患者に服用させる方法で、医療従事者が直接患者に薬剤を交付し、目の前で服用させる方法で成果を上げたことで注目された療法である。

対象要綱3条では、この対象者は、入院患者以外で、八王子保健所長が医療機関等 DOTS の必要を認め、本人の承諾を得た者であるという。本人の意向を無視できないので、この点は妥当であると思われる。

DOTS の現実的な履行は、対象要綱によれば、次のようになるとと思われる。

- ①要綱5条「保健所長は、保健所内カンファレンスを開催し、主治医の指示などに基づく支援計画を作成したうえ、医療機関等に DOTS の実施を依頼するものとする。なお、実施にあたっては、当該医療機関等の承諾を得るものとする。」
- ②医療機関等で DOTS を実施
- ③医療機関等からの報告

要綱7条

「医療機関等は、DOTS を実施した場合は、次により保健所長へ報告するものとする。
(1)DOTS の実施の都度、別に定める様式により報告するものとする。(2)前号のほか、別に定める様式により前号の報告を月ごとにまとめ報告し、併せて当該月の謝金（500 円 要綱6条）の請求を行うものとする。」

よって、要綱の規定するケースは、特に医師の直接の服用指導が重要である特別な場合のみであり、より効果的なものは、患者の生活実態の全般に渡って服用を軸とした指導をすることと思われる。こうした点からすれば、第1「4」などは、職員が患者の自宅を訪れるより、足繁く保健所に来てもらう方が、効率的であり、かえって経費の削減にもなる。これも最少経費最大効果の原則に沿うものと考ええる。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

新規登録結核患者罹患率は、平成26年の厚生労働省の資料で、15.4人(人口10万人当たり)である。八王子市における、平成26年度の(新規)登録者数は年報によれば、83人であるとのことである。八王子市の人口は約56万人であるから、 $83 \div 5.6 = 14.8$ 人(人口10万人当たり)であることから、全国規模から見て、そう顕著とまではいえないが、確実に、効果を上げているとみて良い。

八王子市の結核罹患率

(単位:人)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
罹患率(人数/10万人当たり)	15.4	14.8	12.4
新規登録者	87	83	72

※劇的な減少とまではいえないが、確実な成果が出始めているといえる。

第4 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

多剤耐性結核の患者の推移を見守りつつ、定期的な要綱の見直しは必須であると感じた。ただし、我が国におけるDOTS事業の効果に関しては、短期で劇的な効果を狙うことは現実的とは思えないことから、ここでは特に何か提言をすることは差し控えたい。

「八王子市私立学校等結核予防費補助金交付要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

この要綱は、結核患者の早期発見と患者発生防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「法」という。）第53条の2第1項の規定によって、八王子市内に設置されている学校又は施設の長が行う定期の健康診断に要する費用を支払った者（設置者）に対して法第60条第1項に基づき、毎年度の予算の範囲内において補助金を交付することにより、設置者の負担を軽減し、もって市民の健康の増進を図ることを目的とする。この目的に沿って原則必要経費の2/3を補助する（要綱6条柱書）。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている（資料受領）。

補助金交付状況

（単位：円）

法人数・施設数	実施（人）	単価※	補助額	確定額	請求額
	A	B	A×B	A×B×2/3	同左
15 学校法人 (21 学校)	20,082	501	10,050,522	6,700,348	6,700,348
9 社会福祉法人 (15 施設)	1,375	501	688,875	459,250	459,250
合計	21,457	—	10,739,397	7,159,598	7,159,598

※単価は、15 学校法人中、1 学校法人のみ単価が「486 円」であるため、計算結果に差異が生じるとのことである。

4 検討項目

本要綱については、大きな問題があるとは思えない。ただ、ほとんどの補助金がそうであるように、要綱17条にあるように確定払い（後払い）であることから、私立学校等の施設においては、先行払いが必要である。また、文言上若干不明確な用語がある点を改善する必要があるかと考える。

5 要綱に対する疑問

最も重要であるのは、要綱 17 条の確定払い（後払い）の点の問題と思われる。対象である私立学校等では、先行払いが必要になるため、実際の補助金の交付までにはタイムラグがあり、その間の資金繰りの点から、申請を控えてしまい、折角の制度も、実効が挙がらなくなってしまう無意味だからである。

第2 考察

ただ、現在八王子市は多摩地区における屈指の学園都市であり、私立の高等学校等は元より、大学、専修学校等は膨大な数に及ぶ（平成 27 年 5 月現在で大学数 21、在籍学生総数約 10 万人）。これらに対して、概算払いとして先行払いした場合の清算手続きは、煩雑に過ぎる面がある。補助金等の交付の手續等に関する規則第 3 条第 1 項によれば、「補助金等に係る担当職員は、補助金等が市税その他貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、公正かつ効率的な事務の運営執行に努めなければならない。」とある。また、後述するように、顕著に実施人数の多い私立の学校法人でも実施するのは 1 年生のみであり、一時支払する額もそう多額とはいえない。

よって、補助金等の一般に支払方法に従い、「この補助金の交付の方法は事業が完了したのち確定払いとする。」でやむを得ない考える。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

平成 27 年 4 月 1 日施行の中核市化に伴う事業であることから、同 27 年 3 月末日以前のデータは、存在しない。なお、大学、附属高校その他については、要綱 7 条(1)において、「当該年度に入学した学生又は生徒」とされているから、1 年生のみの適用である。

したがって、将来のことは正確には未定であるが、平成 27 年度の数値には大きな変更がないものと予想される。

第4 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

条文について、以下のとおり整理してみてはどうか。

第 13 条（補助金の額の確定）

「市長は、実績報告を受けた場合、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、…交付すべき補助員の額を確定し交付額確定通知書によって補助事業者へ通知する。」は、前 12 条の実績報告を受けた規定と解されることから、「市長は、前条の実績報告を受けた場合、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、…交付すべき補助員の額を確定し交付額確定通知書によって補助事業者へ通知する。」と断った方が明快ではないだろうか。

「八王子市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

この要綱は、不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成（以下「助成」という。）することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする（要綱第1条）。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている（要綱施行平成27年4月）。

なお、平成26年度以前の実績は、市独自の助成事業（上乗せ部分）であった頃のものである。

実績件数

(単位:件)

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請件数	541	514	724
承認	541	514	710
却下	0	0	9
取下げ	0	0	5

4 検討項目

本要綱は、中核市化に伴い東京都の業務から八王子市固有の業務となっている。東京都のホームページでは、「八王子市民の方の申請先は、平成27年4月1日以降、「八王子市」に変わりました。都への申請はできませんのでご注意ください。」と明記されている。

よって、東京都の現状の不妊に悩む夫婦への支援事業の内容と、八王子市の当該事業との異同及びその合理性を中心に検討する。

5 要綱に対する疑問

(1) 夫婦に限定することについて

助成の対象者に関しては、法律上の夫婦間の不妊治療に限定することについては、こ

の種の事業においては、当然と考える。女性の社会進出と共に、婚姻時期が遅れ、法律上の夫婦に限定する必要まであるかとの意見もあり得るが、公費を投じて行う事業である以上、内縁関係でも対象にすると社会的コンセンサスは、いまだ得難いというべきである。

(2) 夫婦である時期に関して

東京都のホームページによれば、従来は、「申請時に」法律上の夫婦関係にあることとしてきたが（以下「申請時夫婦説」という。）、今年からは、厚生労働省の平成 26 年 2 月の解釈（以下「厚労省解釈」という。）に従って、「治療開始時に」法律上の夫婦関係があることに変更になっている（この考え方を「治療時夫婦説」という）。これは、一般には申請→治療→治療の成果の順であると思われるところ、不妊治療の場合は、多くは不妊治療をする専門医療機関で治療を受ける→その後その医療機関での掲示物・パンフレット等で助成制度があることを知る→その後助成申請をする。という経過をたどるのが実情であって、治療時の方が時期的に早い、治療時と申請時にはそれほど大きな時間的なラグがないことに着目したものであるとのことである。本要綱も治療時夫婦説を採っているとのことである。

対象要綱を見れば、本要綱 2 条柱書で、同 5 条（助成の申請及び期間）において、必要書類（2）に「戸籍謄本」があることから、申請時夫婦説を採っていると、受け取られる余地がなくもない。この点は、要綱で明確化することは工夫されてよい。

第2 考察

この点の実際を所管課に聴き取ったところ、本件業務における助成の申請をする者の多数は、まず医療機関に出向き、そこでの掲示物、ないし、医療関係者の説明等から、本業務の存在を知ることが圧倒的であるとの話である。よって、本要綱の対象業務は、他の業務とは異なり、申請→医療機関の受診→施術、という実情にはないとのことである。かかる実情であるなら、治療時夫婦説でも申請時夫婦説でも、大きな問題ではなくなる。

前記5のような状況にある一方、東京都の事業においては、妻の年齢により、助成の適用の可否、助成回数に大きな制約がある。これに対して、対象要綱においては、こうした制約があるようには読めない。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

本要綱の実施は、中核市化に伴う、平成 27 年 4 月 1 日開始事業であり、八王子市における実績は、平成 27 年 4 月 1 日以降のものである。

第4 提言

（意見） 実情に合わせた要綱の整理について

何時の時点で夫婦であることが助成の要件になるかは、① 現に東京都でも従来は申請時夫婦説を採っていたこと、② 多くの方が通過する、治療→治療施設において掲示物・パンフ等で助成の制度を知る、→申請とのコースであっても、申請の時点の方が、治療の時点よりも遅いことになることから、治療時夫婦説であることを明示することが望ましい。所管課の方からは、厚労省解釈の不安定さを心配する声も聞かれたが、東京都において長年採用されていた申請時夫婦説とは異なる解釈が提起された以上、これは杞憂に過ぎないとする。解釈を再変更するような場面では、内閣を通じて「法律案を提起できる」（内閣法5条）立場にある厚労省としては、法律改正において明確化しなければならないことになるからである。

「八王子市小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

この要綱は児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病医療支援（以下、「医療支援」という。）の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている（資料受領）

実績件数

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
申請件数	397件	719件	459件
承認	397件	719件	447件
却下	0件	0件	8件
取下げ	0件	0件	4件
助成額	—	—	90,234,539円

4 検討項目

小児慢性特定疾病の医療費給付に関しては、児童福祉法上の事業であり、年々対象疾病が拡大されてきた（現在は、14疾患群704疾病）。また、この対象疾病と難病の医療費支援（従来、法的根拠は明確でなく、予算措置のみによって実施されてきた。）とは、対象疾病において重なるものが相当数あり、また、「小児」慢性特定疾病の対象者が、20歳を超えて児童等でなくなった場合は、難病の医療費支援へと移行するという、社会的実体もあった。

そこで、両者について、対象疾病を拡大するとともに、難病の医療費支援に関しては、単行法化（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）することで、また本事業については児童福祉法の改正により医療費支援が制度化することで、法的根拠を明確にする改正がなされた。

よって、この間の移行がスムーズになされているかが重要なテーマとなる。

5 要綱に対する疑問

対象要綱において、医療費の支給を受ける場合、原則的に3割負担である健康保険にかかる自己負担が、1割は公費負担となることにより、2割の自己負担で済むことになる。

また、入院時の食事療養費も、半分は公費負担になる。小児慢性特定疾病は、児童等が当該疾病にかかっていることにより、長期に渡り療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶ可能性があるものであって、療養のため多額の費用を要するものとして、厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病（法第6条の2第1項）である。このため、全快して社会復帰するという、言わば治療の終点が見えにくい点が問題となる。

第2 考察

今回、対象とされる疾病が拡大したこと、難病の患者に対する医療等に関する法律の制定により、小児慢性特定疾病に罹患するものに対しては、好ましい状況になった。

しかし、このままでいくと、対象者の拡大に、公費負担が追いつかなくなる可能性もある。それは前述（第1「5」後段）したように、小児慢性特定疾病とは、いわば小児の難病ともいえる疾病であり、全快して社会復帰するという終点が、見えにくいものであるからである。よって、経費を圧縮する見地から、申請者の拡大に関して注意深く観察するとともに、他方従来から小児慢性特定疾病に関して行われてきたあまり効果の挙がっていない事業に関しては、思い切って廃止することも検討されて良いと思う。

第3 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

対象要綱の文言整理に関しては、以下のとおりすると、一層明確かもしれない。

第9条（医療受給者証の有効期間）は、項目を2項に分けて、

- 1 新たに医療受給者証を交付する際の有効期間の開始は当該申請書を受理した日とし、満了は当該申請書を受理した日の属する月の初日から起算して1年を経過する日とする。それまでの期間に20歳に到達する場合には、20歳に到達する誕生日の前日までとする。
- 2 前項に関わらず、更新申請により認定されてから20歳に到達する誕生日の前日までの期間が1年6か月を超えない場合は、1年を超えて適切な期間を設定することができる。

「八王子市小児慢性特定疾病児童手帳交付事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

この制度は、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関等への連絡等が速やかに行われ、また、学校生活等において関係者が小慢児童等の症状を正しく理解し適切な対応が図られるよう、本人の健康状態の記録やかかりつけ医療機関の連絡先等、並びに、一貫した治療経過を記録するなど、自らの疾病の状態を記載することができる手帳を交付することにより、自身の疾病の状態の理解及び自己肯定力の強化を図り、小慢児童等の福祉の増進及び自立の支援を図ることを目的とする。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている（資料受領）

平成27年度 445件

※平成27年3月末日以前分は、都が交付主体、都の交付分は未集計である。

4 検討項目

小児慢性特定疾病児童手帳に関しては、自治体の実施率も67%程度にとどまっており、普及率も伸び悩んでいる。さらに制度としては実施しているものの、実際に交付された率は、20%程度であるとされる。手帳交付のもっと重要な目的は、対象要綱中の「小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」という。）の症状が急変した場合に、その場にいる周囲の者による法第6条の2第2項に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関等への連絡等が速やかに行われる」ことと思われる。

特に、気管狭窄のような症状が突然発症したときは、深刻な結果になることが多いと思われる（一般の子どもの死亡率が0.03%とされるところ、気管狭窄による場合は、その約60倍の1.89%とされる。）。よって、この手帳を所持しているか否かが、生死の分かれ目になることも考えられる。

5 要綱に対する疑問

所管課においては、本対象要綱の手帳の利用がされない原因について議論をしておき、

必要があればアンケートを取るなど住民の意見を聞くべきと思われる。活用されない理由には、「小児慢性特定疾患手帳に関する実態と問題点」（平成 12 年）によれば、

- ①親が持参しない。
- ②医療関係者が手帳の存在、活用法を意識していない。
- ③学校保健と医療機関との連携に用いづらい。
- ④プライバシーが守れない。
- ⑤各疾患に応じた内容になっていない

等の意見が寄せられている。

また、手帳交付率の低い原因としては、手帳の交付時期が、治療研究助成事業の申請時なのか、医療券交付時なのか、希望時なのかははっきりしない、等の意見が寄せられたとの報告がある。

この点では、対象要綱が、「小慢児童等の保護者が、市長に対し小児慢性特定疾病医療費助成を新規申請した場合には、手帳交付の申請をしたものとみなす。」（第 4 条第 1 項）としているのは、事務処理方法としては極めて的確であると思われる。とりあえず、保護者に興味を持ってもらい、その後手帳を活用する方向にむけて、改善していけばよい。

しかし、本事業も、小児慢性特定疾病は、改正前児童福祉法第 21 条の 5 によって、一定の難病（政令で定める）とともに、「小児慢性特定疾患治療研究事業」として存在し、医療費の助成のみならず、「手帳交付」事業、「日常生活用具給付」事業として存在したところ、改正後児童福祉法の成立施行及び難病の患者に対する医療に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の成立施行によって、制度としては現に残っているものの現状では事実上無意味化しているのでは、との疑問もある。

第 2 考察

抽象的な議論はしても、本件の小児慢性特定疾病児童手帳の交付においてはあまり意味がないと思われる。

所管課とのヒアリングにおいては、小児慢性特定疾病医療費助成を新規申請した場合には、助成の開始とともに、小児慢性特定疾病児童手帳の交付をしているものの、その後の利用状況、利用に際しての意見等は全く聴取していないようである。

第 3 対象要綱の業務に関する基礎データ

平成 27 年 5 月 28 日から施行事業である。よって、これ以降の平成 27 年度の交付実績は出ているものの、交付実績が挙がっているのみである。

第 4 提言（「意見」とまではしない。）

事業の見直しについて

本件手帳においては、使い勝手の悪さ、プライバシーが守れない、ないし、医療関係

者も知悉していないなどの問題が指摘されており、少なくとも、全国的な規模で活用されているとまでは言いにくい状態である。したがって、他の業務、特に医療費助成でのコスト負担が顕著になった際は、廃止を検討しても良いと思う。

「八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている（口頭聴取）。

平成27年度 3件

※平成27年4月1日施行の中核市化に伴う事業のため平成27年度以前の実績はない。

なお、実績の3件は、いずれも、「たん吸引機」（要綱別表1の「電気式たん吸引機」）であるとのこと。

4 検討項目

本対象要綱で実施すべき事業は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長よりの通知「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業の実施について」を根拠として、別添要綱（「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱」以下「別添要綱」という。）により実施されている事業である。

なお、障害者自立支援法において、障害手帳を有するものは、対象要綱と同様の生活用具の給付を受けることができ、対象要綱の適用が現にあるのは、上記によって障害手帳を有していない、実際には特別なケースに当たるとのことである。

5 要綱に対する疑問

本事業も、小児慢性特定疾病は、改正前児童福祉法第21条の5によって、一定の難病（政令で定める）とともに、「小児慢性特定疾患治療研究事業」として存在し、医療費の助成のみならず、「手帳交付」事業、「日常生活用具給付」事業として、通達によって存在したところ、改正後児童福祉法の成立施行及び難病の患者に対する医療に関する法律（平成26年法律第50号）の成立施行によって、現状では事実上無意味化しているのでは、との疑問もある。

つまり、対象要綱の事業は、今回の児童福祉法の改正及び難病の患者に対する医療に

関する法律の成立施行後は、あまり意味を持たない制度となっているのではないか、ということである。

第2 考察

よって、対象要綱の「日常生活用具給付事業」は、小児慢性特定疾病における医療費の給付事業及び難病に関する医療費の給付事業が、未分化の頃の残滓といえる要素もあり、特に本要綱の「日常生活用具給付事業」においては、障害者自立支援法において、先行的にカバーされてしまっている状況にある。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

前述（第1「3」）のように、本件「日常生活用具給付事業」の実績はわずかであり、それが前記（第1「5」）のような事情からであることから、実績数の大幅な増加も、想定できない。

第4 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

この制度も、児童福祉法の改正以前から存在した制度であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の「障害手帳」によって、言わば先行的にカバーされてしまっている制度である。平成27年度実績（3件）は、すべて同一用具で「電気式たん吸引器」あったところ、この吸引器も障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律でも規定されている日常生活用具である。よって、「手帳交付事業」とともに、今後の状況次第で、見直しの対象とすべきとも考えられる。

しかし、① 日常生活用具は、具体的現実的に日常生活において役立つ用具の給付事業であり、特に、今後も要望があるであろう「電気式たん吸引器」は保護者がたんを吸入をする際に必須ともいえる生活用具であること、② 障害手帳の取得については、症状が固定するまでの一定期間は申請できないという現実もあることなどを勘案して、ここでは、「手帳交付事業」とは異なり、所管課において今後本要綱における事業の申請状況に関して注意喚起をお願いするに留めるとする。

「八王子市小児慢性特定疾病医療費支給制度に係る指定医研修実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3に規定される都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）の指定にあたり、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第7条の10第1項第2号に規定される、都道府県知事が行う研修（以下「指定医研修」という。）の実施について必要な事項を定め、小児慢性特定疾病医療費支給制度の運営に必要な知識を有する指定医の養成を図ることを目的とする。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。施行日は平成27年11月20日

平成27年度 2件

※平成27年度は東京都での研修に参加してもらった。費用は、人数按分で都から請求された。

4 検討項目

小児慢性特定疾病医療費支給制度に係る指定医に関しては、上位規範はどのような規定を置いているか。

児童福祉法施行規則においては、「都道府県知事は、法19条の31項の規定に基づき、診断又は治療に5年以上（省略）従事した経験を有する医師であって、次の各号のいずれかに該当するもののうち、第7条の13に規定する職務を行うのに必要な知識及び技能を有する認められる者を、その申請に基づき、指定医に指定するものとする。

一 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医（省略）の資格を有すること

二 都道府県知事が行う研修を修了していること」とある。

つまり、診断治療の5年以上の従事経験と、もう1点、上記のいずれか要件であり、それは、一、二のいずれか、すなわち、専門医の資格か知事が行う研修の修了である。

5 要綱に対する疑問

よって、対象要綱3条の「診断又は治療に5年以上従事した経験を有する医師であって、別表に掲げる厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有しないものとする。」この、「専門医の資格を有しないもの」との規定は、認定機関が認定する専門医なら、研修を受ける必要性がないことからの規定であり、誤植ではない。

第2 考察（要件の実効面）

認定機関が認定する専門医としての資格が、講義形式の（5条）、1日の履修で（6条）実質的に代替できるのかは、医療技術者でなくても若干心配になる。しかし、この研修は、医療的な知見や技術ではなく、制度ないし事務処理に関する理解を中心に話をすることが、多くを占めるとのことであった。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

実績として基礎データは、実績が出始めたばかりであるが、指定医は専門医の中から選ばれることのほうが通常であるらしいことから、初年度の実績の「2」が、爆発的に増加することは考えにくいと思われる。

第4 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

要綱3条の文言（第1「5」）には、読んで多少の違和感がある（要件に…がないもののような否定的な文章は通常使わない。）も、関係者には善解できるものとして、特に言及はしない。

「八王子市地域精神保健医療福祉推進会議開催要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

八王子市における精神保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、八王子市地域精神保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている（資料受領）

開催状況

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
開催日	平成 24 年 7 月 23 日	平成 25 年 7 月 23 日	平成 26 年 10 月 26 日	平成 27 年 11 月 16 日
構成員員数 (日当対象者数)	20 名 (7 名)	19 名 (7 名)	19 名 (7 名)	21 名 (11 名)
日当(総額)	85,000 円	85,000 円	85,000 円	55,000 円

※平成 27 年度から、構成員が増加したにもかかわらず、同年以降、「地域精神保健福祉連絡協議会」（座長 13,000 円、他 12,000 円）から、左記日当は「協議会」におけるもので、その余の会議（懇親会等）は、一律 5,000 円の日当支給に変更したことから、「地域精神保健医療福祉推進会議」となり、日当を一律 5,000 円で支給したことに拠る（ただし、保健所職員等は含まず）。

4 検討項目

精神保健福祉に関する「八王子市地域精神保健福祉連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）その他の機関と連携できたのか、また、「連絡協議会」との関係はいかなるものか、との疑問があった（前記「3」の※の説明を受ける前）。

名称が変更されていること、これ以前の同様の会議が、「連絡協議会」との名称であり、これが現要綱の会議の名称になったものである。経費（日当）の削減との関係での、形式的な名称変更と思われる。

5 要綱に対する疑問

会議の公開、非公開に関しての規定は基本的には公開原則の会議なのか等である。

第2 考察

この種の会議が、その目的といえる「精神障害の早期発見・早期治療の促進及び精神障害者の社会復帰・社会参加を援助するための、相談、訪問指導、精神保健福祉に関する教育、広報活動、患者・家族等の組織育成等の事業を行う」以上、会議のテーマが、個人からみると公開にしたい情報に当たる可能性は強いものが含まれる。そうした点から、会議を非公開にする余地があるものと思われる。

本要綱にも、「推進会議の出席者は非公開とした項目について他に漏らしてはならない。」との条項がある（第6）

なお、「東京都保健医療計画推進協議会」にも、出席者に非公開会議の内容について、他に漏らしてはならないとの規定がある。

精神障害の早期発見・早期治療の促進も、精神障害者の社会復帰・社会参加を援助するためにも、当の精神障害者との信頼関係の維持が基本であるので、同様の規定を対象要綱にも、付加することは検討されて良いと思う。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

相当以前から実施されている会議であり、毎年きちんとしたテーマを決めて実施されている模様で（受領した保健所年報による）、実体は「懇親会」ではなく、現在でもテーマから見て協議会的な意味合いを有するものと思われる。

第4 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

おそらくは、この種の会議は、原則公開であるものと思われる。個人情報に関しては相当に配慮することは想定できるし、むしろ精神保健医療は、会議を広く公開して、広く市民の精神保健医療に対する理解と支援を得ることができるからである。

よって、いきなり非公開とできる規定が出てくるのは、いかにも唐突で相当でなく

- ① 原則は公開であること
- ② 一定の要件で非公開とできること

を定めておいた方が良い。

例えば、第6の部分で、テーマを（推進会議の公開と例外）くらいにして下記のようにすることは工夫されても良いと思われる。

（推進会議の公開と例外）

第6 推進会議は原則公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、座長を含む推進会議の構成員の提案の下、参加者の過

半数の賛成があったときは、推進会議を非公開とできる。

- 3 推進会議の出席者は、非公開とした議題に関することを他に漏らしてはならない。

とでもすることを検討しても良い。

「八王子市在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

この要綱は東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針(平成24年3月東京都福祉保健局)に基づき、八王子市が実施する災害時の要援護者対策のうち、取り分け緊急性・特殊性の高い在宅の人工呼吸器使用者に対し、在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画(以下「支援計画」という。)を作成し、災害時の被害を最小限にとどめることを目的とする。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。本要綱の施行は、東日本大震災の発生を契機としたことから、平成24年11月20日である。

実績作成数

(単位:件)

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
支援計画書作成数	6	30	35	25
負担	東京都	東京都	委託なし	委託なし
八王子市の負担	なし	なし	なし	なし

※平成24年度、25年度の2年間は東京都が委託費を負担。その後は訪問看護ステーション等に委託することなく、職員が実施しているとのことである。

4 検討項目

対象要綱は、同第3条にあるように、「この支援計画の対象者は、八王子市に住居を有する難病患者、重症心身障害児、その他各号に掲げる人工呼吸器を使用する患者及びその家族を対象とする。」とされている。つまり、疾患の内容によらず、災害時には停電等で人工呼吸器を使えなくなることから、疾患の内容を問わず、支援計画の一定内容に沿って(様式1ないし同7)支援するものである。

5 要綱に対する疑問

実際に、こうした支援が災害時に現実的具体的に、効率的に活躍しうるものなのか。

また、在宅において人工呼吸器を使用している難病患者、重症心身障害児を訪問等して、支援計画なるものを作成しても、災害時にどれほどの意味を持つのか(地震等で家

族が亡くなってしまった場合などは、支援計画があっても役に立たないのではないかなど、等の疑問もある。

第2 考察

確かに、東日本大震災時など在宅で人工呼吸器を使用している者は、大きな不安に直面したはずである。そして一方では、行政は人工呼吸器の使用等で顕在化される支援を要する者を、疾患単位で把握していても、現にその疾患のために人工呼吸器を使用しているという現状での基準では把握していない。

したがって、こうした発想は斬新で、現実的ともいえる。しかし、個別支援計画を作成し状況ごとに内容を定めても（要綱第4条）、それだけでは事業として未成熟ではないかとの懸念が残る。

当然必要になるはずの、地震等で使えなくなった人工呼吸器の給付事業はしないのか、支援計画書の作成で知った各在宅人工呼吸器使用者の救出や医療施設への搬送には具体的にどう役立てるのか、という疑問は残る。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

本事業は、東日本大震災の発生を受けた後に、人工呼吸器使用者という共通項を指標にして、その窮状について、どのようなサポートを予め想定し得るのか、という問題意識から発生した事業である。なお、この発想のもとには東日本大震災の発生の際、障害者の方の内「おくすり手帳」を所持していた方の救護が、「おくすり手帳」に記載のある薬品を取り寄せることで、偶々非常に役立ったという経験があったようである。

第4 提言

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

以上のことから、これから先の見直しこそ、対象要綱の事業が現実的な真価が問われるものと思われる。

だからといって、もう一度重大な災害が来てからの反省では、間に合わない。こうしてみると、要綱第6条の「定期的に連絡会議等で情報の提供や計画の見直しを行うものとする。」との条項が極めて重要な意味を持つ。

特に様式(1)ないし(7)をみても、災害時には、人工呼吸器使用者の立場から、消防など救済機関や医療機関に連絡するスタイルと思われる。災害発生時には、通信網などでの連絡状況及び交通手段などの利用できる限度が不明のため、基本的には「自助」の方針の枠内で行うとの制度設計と思われる。こういうと酷な気もするが、災害発生時には、他人も設備もエネルギーも当てにはならないので、やむを得ない。

ただ、要綱6条にいう「定期的に連絡会議等で情報の提供や計画の見直し」には、外

部から、人工呼吸器使用者のもとへ救済機関が向かえる方向での定期的な見直しが必要と思われる。

「八王子市難病患者療養支援事業実施要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

この要綱は、難病患者及びその家族（以下「患者・家族」という。）に対し、保健所が行う支援事業に関して、必要な事項を定め、もって患者・家族の療養環境の整備・改善を図ることを目的とする。

3 実績

難病患者本人及びその家族に対して、包括的な支援を行うための要綱である。これは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号、以下「法」という。）の成立に伴うものであり、難病の患者が長く闘病生活をするのが予想されるため、これを恒常的に支援するためのものである。

よって、他の事業のように、目に見える格好の実績が上がったり、経費が発生したりする事業とは異なるようである。

4 検討項目

従来、一定の難病に関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知を根拠として、児童福祉法上の小児慢性特定疾病（同法 6 条の 2）とともに、「小児慢性特定疾患治療研究事業」として一体的に行われてきたが、法の成立に伴って、法整備することになった。対象要綱は、これに基づく要綱である。

実際、小児慢性特定疾病は、いわば小児における難病とも位置付けられるものであり、小児慢性特定疾病対象者が成長によって、法の対象になる例もある。

5 要綱に対する疑問

八王子市が、保健所政令市になり事業移譲を受けた点については、広く市民の期待するところであるが、法の施行後も、こうした期待にこたえているか。

第2 考察

現在、法律においては、306 種の指定難病に関して、自己負担額が 2 割に引き下げられ、自己負担額の上限額が整理されている。

更に東京都においては、上記 306 疾病に加え、都が単独で助成する（新規申請の対象となる都単独疾病※平成 28 年 3 月 31 日現在）8 つの疾病を独自で助成している。

「難病」とは、法律の定義によれば、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。」（第1条）とされる。しかも、こうした助成に関しては何よりも財政上の限界がある。よって、冷厳な話であるが、「患者数が日本国内で一定数に達しないこと（人口の0.1%程度）」とされる。

よって、本要綱で定める、在宅療養支援計画の策定や在宅療養の相談の事業、同じ悩みを持つ「患者交流会」（2（3）イ）などは、療養が長期化するものであるだけに、重要な意味をもつ。よって、内容的にも相当なものと評価できる。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

本要綱は、平成19年4月1日の保健所政令市となった当時から存在するものであり、すでに相当の実績のある事業である。

第4 提言（「意見」とまではしない。）

本要綱について上記監査を実施した結果、特に指摘及び意見とする事項はなかったが、監査人として感じたことを以下に述べる。

強いていえば、「第6 機密の保持」において、「本事業の従事者及び関係者は、職務上知り得た患者家族に関する秘密を漏らしてはならない。」に関しては、「本事業の従事者及び関係者は、職務の内外を問わず知り得た患者家族に関する秘密を漏らしてはならない。」とすることも検討して良いかもしれない。

こうした難病に対する偏見が予想されるし、難病患者本人又はその家族に対する恒常的支援であることから、職務の外に患者ないしその家族の秘密に触れることも多いと思われるからである。

「八王子市保健所難病保健医療福祉調整会議開催要綱」

第1 監査対象の概要

1 所管部課

健康部 保健対策課

2 対象要綱の目的

八王子市における難病保健医療福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、八王子市保健所難病保健医療福祉調整会議(以下「調整会議」という。)を開催する。なお、本会議は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号、以下「法」という。)第32条に規定する「難病対策地域協議会」に準ずるものとして位置付ける。

3 実績

以下のとおりとの報告を受けている。

開催状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
開催日	平成25年 2月1日	平成25年 2月25日	平成27年 2月9日	平成28年 2月8日
構成員数 (日当対象者数)	10名 (3名)	10名 (4名)	10名 (4名)	17名 (6名)
支払日当(総額)	37,000円	49,000円	49,000円	30,000円

※本日当も平成26年度以前は、座長13,000円、他の委員12,000円として算出したが、従来から調整会議名目なので、同27年度以降は、各自均等で5,000円支給。

4 検討項目

対象要綱の内容が、本会議は、法第32条に規定する「難病対策地域協議会」に準ずるものとなっているか。

5 要綱に対する疑問

「難病対策地域協議会」の趣旨は、第32条第1項において以下のように示されている。すなわち、「都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、単独で又は共同して、難病の患者への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに難病の患者及びその家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉、教育若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される難病対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めるものとする。」

つまり、難病者には、関係機関・団体、本人：家族を別にすると、まず、医療に従事する者及び福祉、教育、雇用に関連する職務従事者で構成する「難病対策協議会」をおくよう努めるべきであることが、法律の要請といえる。

第2 考察

本対象要綱第2（検討事項）では、その（1）において「難病の患者に対する医療の確保及び提供体制に関すること。」とされている。よって医療に従事する者のケアの点では十分に充足される内容になっている。

また（2）においては、「難病保健医療福祉事業の推進に関すること。」となっていることから、生活面等福祉に関する協議もできることになっている。

しかし、（3）は、「難病の患者への支援体制及び体制の整備に関すること。」となっており、曖昧である。

法第32条の趣旨は、難病の治療は通常長期に及ぶことから、医療体制の整備、福祉体制の整備はもちろん重要であるが、児童なら教育関係のサービスを受けられる体制にすること、主に成年なら、社会の構成員として勤務ができる体制にすること、つまり、ノーマライゼーション（一般健常者と出来る限り同じ環境におく）への努力を図るべきとの趣旨と思われる。

したがって、「難病患者への支援体制及び体制の整備に関すること。」が重要ではないとは言わないが、「難病対策地域協議会」に準ずるもの」なら、この点は明確にすべきと解する。

第3 対象要綱の業務に関する基礎データ

難病に関する支援は、法が単行法として施行されたこととは無関係に、従来から実施されていたことから、同様の支援は、施行日（要綱には、「平成27年12月1日から施行する」とある。）以前から行っている事業と思われる。

第4 提言

（指摘）要綱改正の検討について

要綱第2（3）を次のよう改善することを提言する。

「（3）難病の患者への教育ないし雇用に関しての支援並びに環境整備に関すること」これに伴い、「（4）その他難病の患者への支援体制及び体制の整備に関すること」と追加することを検討されたい。

